

障害者への虐待と差別を解決する社会体制の構築に関する研究

研究代表者 堀口寿広 独立行政法人 国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所 室長

研究分担者 高梨憲司 社会福祉法人愛光 常務理事

佐藤彰一 國學院大學法科大学院 教授

**研究要旨：**「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）に関する研究として、地方公共団体の窓口を対象として障害者虐待防止法の適用範囲に含まれていない事例（法以外の事例）の発生状況と対応において行われている連携の実情を把握する調査、および、障害者虐待事例の解決に向けて投入される時間と支援の量を把握する調査を実施した。また、法以外の事例に関する調査として、医療の提供を業務とする独立行政法人等を対象として医療機関における障害者虐待事例に対応する体制の整備状況を把握する調査を実施した。結果として、地方公共団体の窓口を対象とした調査は、都道府県は 33 団体、市町村は 708 団体から回答があり、窓口寄せられる法以外の事例は「養護者虐待の疑い」が最も多いことがわかった。また、虐待事例の記録に基づく調査について、複数の団体から協力を得ることができ、調査が実施可能であることを確認した。独立行政法人等を対象とした調査からは、40 の施設から回答があり、専門的な職員の確保と、地方公共団体等が主催して実施する研修への参加は、回答した施設のうち半数（それぞれ 50.00%、52.50%）で実施されていることがわかった。調査結果を踏まえて、医療機関における合理的配慮に関する冊子を制作した。

研究協力者（研究 3）

志賀利一 独立行政法人 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園 研究部 部長

A. 研究目的

児童虐待、高齢者虐待、配偶者からの暴力（DV）については、それぞれ防止し被害者を救済する法制度が制定されてきたが、障害者虐待について同様の法制度は遅れ、制定が待ち望まれていた。「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下、障害者虐待防止法）が平成 24 年 10 月 1 日より施行され、さらに、「障害を理由

とする差別の解消の推進に関する法律」（通称、障害者差別解消法）が施行（平成 28 年 4 月 1 日）されることとなった。わが国において、障害者の権利擁護を目的とした法制度が整ってきたと言える。

障害者虐待防止法に規定された同法の対象となる障害者虐待事例は、いずれも 18 歳以上の障害者に対する 養護者による虐待、障害者福祉施設従事者等による虐待、使用者による虐待となっている。これら 3 種類の虐待事例への対応と支援については法にそった対応がなされるわけであるが、それ以外の障害者虐待事例（法以外の事例）としてどのような内容でどの程度発生しているのか、また、相談が窓口（都道府県権利擁護セ

ンターならびに市町村虐待防止センター)にあった場合どのように対応がなされているのか現状を確認する必要がある。同法の対象となる事例は障害者虐待のすべてではなく、掬い切れていない事例が少なくないと考えられるためである。

また、法以外的事例があった場合に「現に虐待の被害を受け救済を求めている障害者が存在している」と考えるならば、「窓口の対象外である」として対応をしないということは適当とは言えず既存の各種制度等を活用して対応することとなると考えられるが、その際には窓口以外の機関と連携を行うことが必要である。ふだんから法内の事例についても機関連携を行い十分な意思疎通が取れていることによって、必要なときに連携のネットワークは有効に機能するのである<sup>1)</sup>。

法施行後の相談件数や相談体制については、障害者虐待防止法第 28 条で厚生労働大臣が毎年度調査を実施し、結果を公表することとなっていることから、全国の地方公共団体を対象とした詳細な調査が実施されている(平成 25 年 6 月 11 日、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対状況等に関する調査について」障害福祉課長より各都道府県障害福祉主幹部(局)長あて依頼、7 月 16 日回答期限、結果は「平成 24 年度 都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応状況等(調査結果)」として 11 月 11 日付公開)。

この調査で用いられた質問には、相談員の構成や地域のネットワークの構築状況、相談体制として法以外の相談を実施しているかどうかたずねる項目、受け付けた相談のうち法の基準では虐待と判断し得なかった事例の件数等をたずねる項目がある。しかし、法以外的事例への対応にあたりネットワークをどの程度活用したかたずねる項目はない。

障害者虐待防止法が 3 年後を目途として

見直される(附則第 2 条)ことを考慮すると、法以外的事例の取り扱いについて、同法の法文で規定される虐待の範囲を追加拡充する形で法改正を実施するのか、国からの通知等で同法の運用指針等を改正して柔軟な対応を図っていくのか、あるいは、法や指針等の改正によらず各センターが現行の関連各法制度との区分けを明確に維持しつつ既存の連携を積極的に活用することで対応するのか、いずれの方法が最適なのか可能性を研究する余地がある。

したがって、都道府県権利擁護センター・市区町村の虐待防止センターが法以外の(附則第 2 条において今後に向けて検討すると言及されている)事例に対してどのように機関連携を活用して対応しているのか調査により現状を把握することは有意義と考える。本研究課題ではつぎの研究を実施した。

#### 研究 1 . 障害者虐待に対する地方公共団体による機関連携の実施状況についての調査

都道府県権利擁護センターならびに市町村虐待防止センターが中心となり連携をとった相談体制の可能性を研究することを目的として、地方公共団体を対象として、障害者虐待防止法に基づいて設置したについて、法以外的事例による窓口の利用状況と対応における機関連携の実施状況をたずねた。

#### 研究 2 . 医療の提供を業務とする独立行政法人および地方独立行政法人における障害者虐待および障害者差別に係る取り組み状況についての調査

障害者虐待防止法ではすべての国民に通報が義務付けられているが、虐待を受けた障害者が心身の治療のために医療機関を利用することも想定されることから、第 6 条第 2

項では「医療機関(団体)ならびに「医師、…その他障害者の福祉に職務上関係のある者及び使用者」(個人)には、さらに早期発見の努力義務が課せられている。加えて、第31条では、「医療機関の管理者」に、障害・障害者について 職員への研修の実施及び普及啓発、 障害者である患者からの相談体制の整備、 障害者である患者への予防を含めた措置を講ずるとされている。ただし、実施すべき内容について現在までに具体的な指針等ははまだ示されていない(図1)。

また、通報の義務や早期発見の努力義務等を対策とは見なさない立場からは、障害者虐待防止法が施行された現在でも、また、この先障害者差別解消法が施行されても医療(病院)については、対策は依然として下記表1の中で とならないことになる。

表 1: 各種虐待に対する法制度の対応状況

	虐待の起きる場所				
	家庭	学校	職場	施設	病院
子ども			×		
女性		×	×	×	×
高齢者		×	×		
障害者					

	とられている対策				
	家庭	学校	職場	施設	病院
子ども	×	-		×	児童虐待防止法
女性	-	-	-	-	DV防止法
高齢者	-	-		×	高齢者虐待防止法
障害者	×			×	障害者虐待防止法

日本弁護士連合会「求められる障がい者虐待防止法とは」平成22年10月25日開催院内集会(於:衆議院第二議員会館)黒岩海映氏講演資料<sup>2)</sup>より表を引用し、障害者虐待について情報を改変したものは法の対象となるもの、×は対象とならないもの、-は法の内容から対象とならないもの

医療機関が実施する各種対応については、公的な立場で医療を担うものがとくに率先して範を示すことが求められると考える。

さらに、障害者差別解消法で独立行政法人

の責務等については、まず、第7条で障害を理由とする不当な差別的な取り扱いの禁止と合理的配慮の提供の義務が課せられ、さらに、第9条では職員の対応要領を定め公表することとなっている。第13条は、事業主として、「障害者の雇用の促進等に関する法律」(通称:障害者雇用促進法)にしたがうこととしている。ちなみに、障害者の法定雇用率は、国・地方公共団体等については平成25年4月1日からは2.3%に引き上げられており、さらに30年4月1日からは算定される障害者に精神障害者が含まれることとなっている。

ここで注目すべきは、第7条第2項の合理的配慮である。事務または事業の実施について、障害者からの意思表示があり、負担が過重でない場合に、行政機関には配慮を提供する義務が発生するのである。したがって、医療の提供を業務として規定している独立行政法人については、医療の提供に関連して合理的配慮の提供が義務付けられ、同様に地方独立行政法人については提供が努力義務とされたと解されるのではないかと。第6条は、具体的な対応を定める上で規範となる基本方針については国が策定することとしているが、附則第3条は独立行政法人の長は職員の対応要領を策定し公表することができるとしている。医療の提供を業務とする独立行政法人は、民間の医療事業者に率先して障害者差別の解消に向けた取り組みを実施することが求められていると考えるべきであろう。

ここで、一例として、千葉県でなされた視覚障害者による銀行現金自動預け払い機の利用料に関する対応(文末註)は、障害者差別のうち不利益取扱いに分類される問題を解消する上で、合理的配慮を提供することが有効な対応策となることを示しているとの意見がある。したがって、医療における不利

益取扱いの例もまた、合理的配慮の提供で解消されるかもしれない。医療の提供を業務とする独立行政法人が率先して実施する合理的配慮は、わが国のすべての医療機関にとって有意義な参考事例になると考える。

本研究課題では、障害者虐待防止法の附則第 2 条で言及されているいわゆる法以外の事例として、今年度は医療の領域をとりあげた。そして、当該事例の発生状況に関する情報を得られる研究 1 の調査結果とあわせて、事例へ対応する体制のあり方を研究することとした。研究 2 として、今年度は医療機関のうちとくに公益性が高いと考えられる独立行政法人ならびに地方独立行政法人を対象に、障害者虐待防止法ならびに障害者差別解消法で規定されている対応の実施状況についてたずねた。

### 研究 3 . 障害者虐待事例への対応の実態に関する調査

障害者虐待防止法は、養護者による虐待に関し市町村に相談等、居室確保、連携確保の責務を設けている。しかし、障害者虐待という新たな社会的な課題に対して、市町村の財政状況が豊かでなかったり、地域の社会資源が豊富でなかったり、職員の知識や経験が十分でなかったりするなどの事由から、市町村によって対応の差が出るおそれがある。虐待を受けている障害者について、住む地域によって対応に差がつくことなく迅速かつ最適な支援を受けられるようにする必要がある。

既に述べたように、法施行後の相談件数や相談体制については、国によって全国の地方公共団体を対象とした詳細な調査が実施されている。しかし、実際に相談を利用した事例にどのような対応が実施されたのかを評価するためには、個々の事例を取り出し時系列に沿って記録を掘り起こし、支援の内容を

詳細に調査することが求められる。

障害者自立支援法による障害程度区分の認定基準を作成する過程では、毎分 0 秒時点で専門職がどのような関わりをしていたか具体的な行為の内容を記述し、その内容を一定の基準をもとにコードに分類して、コードごとに時間量を集計して、支援を要する度合いとするタイムスタディ調査<sup>3)</sup>が実施された。また、児童虐待について、事例に対する児童相談所職員の対応を人員数と時間数とで記録分析するタイムスタディ調査<sup>4)</sup>が実施されている。実施した支援の量を測ることを通して対象者の状態像を評価したり実施された支援の質を評価したりする調査方法は有効であるといえる。

そこで、研究 3 として、虐待事例に対して、どのような職員がどの程度関わったのかという観点でまとめ、時間と職員の人件費に数値化することによって、被虐待者の障害種別、また、虐待の種類別による差があるのか検討するとともに、事例への対応の標準的な像を描くことを目的とした。

初年度に当たる今年度は、調査の実施可能性について検証する調査(フィージビリティ調査)として実施した。

## B . 方法

### 1.対象と方法

#### 研究 1 . 障害者虐待に対する地方公共団体による機関連携の実施状況についての調査

全国の地方公共団体(都道府県ならびに市区町村)合計 1,789 箇所すべてを対象とした(悉皆調査)。

都道府県および市区町村の「障害者虐待防止担当課長宛てに調査への協力を求める依頼状と調査用紙、公告文書、返信用封筒を同封して郵送した(平成 25 年 11 月)。

調査項目では、回答する地域を記名した上で、地域人口、障害者数、都道府県権利擁護センターまたは市町村虐待防止センターの業務形態、人員配置、予算といった基本情報につづいて、厚生労働省が実施した調査項目を参考にして作成した質問を用いた。

すなわち、法に則った手続きを経て判断をした結果、虐待であるとの判断に至らなかった事例、法以外の事例、自センターの対象となる事例以外の事例について、判断の結果を通報や相談を行ったものに伝えたか、機関連携としてどのような行動をとったか、そして、その行動の結果について通報や相談を行ったものに伝えたかを、時間の流れに沿って並べられた選択肢の中から該当するものを選択して回答するようにした。これは、機関連携のあり方として、相談利用者の権利を守るという観点からも相互に情報を確認し合うことが必要とする考えに基づくもの（図 2）である。最後に、法施行後の課題と思われる点などの自由記述欄を設けた。

法以外の事例等としては、以下の例を含むものとした。

- (1) 児童（18歳未満）の例
- (2) 高齢者（65歳以上）の例
- (3) 保育所での例
- (4) 幼稚園・学校での例
- (5) 医療機関での例
- (6) セルフネグレクトの例

今回の調査の対象とする、各センターに相談の実施された時期は、平成 24 年 10 月 1 日から 25 年 3 月 31 日までの間に窓口で受付対応をしたものとした。この期間の相談事例に関する資料は、厚生労働省の調査の実施に際しセンターにおいて保管するよう依頼がなされたことを踏まえて、時期を同一とすれば本研究の調査に対しても回答することが比較的容易になるであろうと推測したことから設定した。

回答は同封の返信用封筒を用いた郵送法とし、その他、回答者の都合に応じて電子メールへのファイルの添付、ファクシミリ等の方法でも受け付けた。回答の期限は平成 25 年 12 月 20 日とした。調査への協力は任意であり、回答の返送をもって調査への協力を同意したものと見なした。

また、調査に当たり、相談ネットワークがどのように構築されているか情報を収集することを目的として、回答の返送時に、都道府県・市区町村の作成したマニュアルの寄贈を要請（任意）した。

また、障害者虐待防止法の施行後 1 年半を経過した時点での事例の発生状況と担当者の意見収集を目的として、さきに発送した質問項目に対して寄せられた質問や意見をもとに質問項目の修正を加えて、平成 25 年 4 月 1 日から 26 年 3 月 31 日までの間に窓口で受け付けた事例に関する追加調査（資料 1, 2）を平成 26 年 3 月に発送した。

研究 2 . 医療の提供を業務とする独立行政法人および地方独立行政法人における障害者虐待および障害者差別に係る取り組み状況についての調査

医療の提供を業務とする独立行政法人として、旧高度医療センター6 法人（配布数は 8 施設分）国立病院機構に属する 143 病院（機構ホームページより）、労働者健康福祉機構に属する労災病院 32 病院（機構資料より；配布数は 34 施設分）および、地方独立行政法人による 38 病院（総務省ホームページより；調査用紙発送後に法人機構本部より病院へ個別に発送するよう求めのあったものを含め最終的な配布数は 48）の、合計 219 施設（233 施設分）を対象とした。

選択基準はつぎの通りとした。

独立行政法人については、厚生労働省ホー

ムページ

( <http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shokanhoujin/dokuritsu/> ) に掲載されている所管独立行政法人のうち、「主な事業の概要」項に医療の提供の文言が明記されているもの

地方独立行政法人については、総務省ホームページ

( [www.soumu.go.jp/main\\_content/000120155.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000120155.pdf) ) にて医療機関であることが明らかに示されているものすべての施設を対象とした。( 悉皆調査 )

各対象法人等の総務課宛てに、調査への協力を求める依頼状と調査用紙、公告文書、返信用封筒を同封して郵送した( 平成 25 年 11 月 )。なお、発送先を総務課としたのは、国立病院機構においてコンプライアンス担当は総務課が所掌していることによる。

調査項目は、回答する施設名を記名した上で、標榜する診療科、病床数、平均外来患者数といった基本情報につづいて、厚生労働省の調査( 前述 )の調査項目を参考にして作成した質問( 資料 3 )を用いた。すなわち、職員を対象とした研修の実施の有無、相談体制の整備の有無、地域の虐待防止ネットワークへの参加の状況、被虐待障害者の受け入れ態勢、対応要領の策定の有無、合理的な配慮の提供の状況などである。それぞれ、実施の有無を回答し、実施している対策の具体的な内容を記述するよう求めた。最後に、障害がある患者への医療の提供について、課題と思われる点などの自由記述欄を設けた。

回答は記名式とし、調査結果の公表を考慮し公開の可否について回答ごとに選択できるようにした。

回答の返送は同封の返信用封筒を用いて郵送等で回収した。回答の期限は平成 25 年 12 月 20 日とした。調査への協力は任意であり、回答の返送を持って調査への協力に同意

したものと見なした。

調査に当たりどのような取り組みがなされているか詳細な情報を収集することを目的として、対応要領等について各法人等が作成したものがあれば回答の返送時に寄贈していただくよう依頼した( 任意 )。

### 研究 3 . 障害者虐待事例への対応の実態に関する調査

障害者虐待防止法の施行前より先進的な取り組みを行うなど障害者虐待への対応について豊富な経験を有する地方公共団体を対象とした。

選択基準はつぎの通りとした。

地方公共団体については、本研究の主旨を踏まえ、障害者虐待への対応について豊富な経験を有し調査に必要な資料を提供し得る団体であること。または、地方公共団体の職員から推薦を受けるなどした申請者が個別に研究の主旨を理解し同意の得られたものとした。

記録を収集する対象とする事例については、調査によって得ようとしているデータが十分に得られると担当職員が判断したもの( 支援を実施した期間が極端に短いもの( 例えば、1 回の電話での相談で終結した事例 ) をのぞいたもの )、または、

センター内において、諸規定に照らして本研究のためにデータを提供することが適当であると決定した事例とした。

なお、調査では虐待防止法施行後の事例を対象とするが、調査の依頼時点で同法の施行から日が浅く、障害者虐待の事例の性質の一つとして解決( 終結 )までに数年を要することもであるとされていることを考慮し、センターを所掌する担当課の判断により同法施行前に受理した事例を対象に含めるものとした。

センターの担当部署へ文書または電話で調査の概要を説明して協力を依頼し、あわせて虐待防止法施行後の取り組みについてヒアリング調査への協力を依頼した。ヒアリング調査は訪問または電話で実施し、研究 3 の事例の調査について協力の内諾が得られた場合は、市町村長もしくはセンターを所掌する部課長あての文書で協力の依頼を行った。

回答は、配達を確認できるよう予め用意したレターパックにより回収した。回答を電子ファイルにて作成した団体については、パスワードを設定した電子ファイルの送付により回収した。既存の各地の記録表を参考にして作成した所定の記録用紙（資料 4, 5）から、実施した対応のないよう、かかった時間と対応した職員の職種別人数についての情報を抽出することとした（図 3）。

## 2. 倫理的配慮

### 研究 1. 障害者虐待に対する地方公共団体による機関連携の実施状況についての調査

1) インフォームド・コンセントの方法とその説明事項(研究等の対象者に理解を求め同意を得る方法)

調査の対象者は、権利擁護センターの設置者である都道府県、ならびに、虐待防止センターの設置者である市町村の、それぞれ障害福祉担当部署（行政機関）である。センターを所掌する部署の長に向けて調査の内容について説明を行い、協力の同意を得ることとした。調査の実施にあたり必要な手続きがある場合はその指示に従うものとした。

2) 研究等の対象とする個人の権利擁護（プライバシーの保護など）

調査で収集するものは、質問に該当する事例の件数と、その対応の内容として用意され

た選択肢の中から選択した回答である。事例件数は集計を経た数値であり、したがって、個人を識別できる情報（氏名、住所、生年月日、電話番号など）は含まれない。

3) 研究等によって生じる個人の安全性・不利益に対する配慮

調査では地方公共団体の職員等が自組織の実施した対応について回答を記入するものであり、相談利用者等への侵襲性はない。また、回答団体内ですでに個人情報削除されており、回答作成のために参照する相談記録の原本は、当該団体において厳重に保管されているものである。

障害者虐待防止法では、それぞれ第 8 条、第 18 条、第 25 条で、職員が秘密を漏えいしてはならないとされている。センターの職員は地方公務員であることから秘密保持の義務を負っている。市町村が虐待防止センター業務を委託して実施している場合は、第 33 条第 2 項、第 37 条第 2 項にて同様に秘密漏洩が禁止されており、違反者には 1 年以下の懲役または百万円以下の罰金に処せられる（第 45 条）こととなっている。

調査の実施に先立ち独立行政法人国立精神・神経医療研究センター倫理委員会より実施の承認を得た（承認番号：A2013-085）。

### 研究 2. 医療の提供を業務とする独立行政法人および地方独立行政法人における障害者虐待および障害者差別に係る取り組み状況についての調査

1) インフォームド・コンセントの方法とその説明事項

調査の対象者は、独立行政法人および地方独立行政法人の法人である。ただし、回答用紙に記入をする作業は職員個人が実施するものである。調査の実施にあたり必要な手続きがある場合はその指示に従うものとした。

## 2)研究等の対象とする個人の人権擁護

本研究は独立行政法人ならびに地方独立行政法人（法人等）を対象とした、事業の内容に関する調査であり、個人に対するものではない。匿名化については、回答する法人等が、調査結果の一覧表形式での公表について、法人等の名称を含め質問紙の個々の項目に対して開示の可否を選択することができることにより、報告書等の結果発表時に回答法人等の名称が特定される状態で公表されないことによって代えるものとする。

## 3)研究等によって生じる個人の安全性・不利益に対する配慮

本研究では独立行政法人等の担当職員が、自法人等の実施している業務について回答を記入するものであり、患者等への侵襲性はない。

回答する法人等には、回答を記入することを中断し、研究への協力を拒否することを保証した。

調査の実施に先立ち独立行政法人国立精神・神経医療研究センター倫理委員会より実施の承認を得た（承認番号：A2013-089）。

## 研究3．障害者虐待事例への対応の実態に関する調査

### 1)インフォームド・コンセントの方法とその説明事項

研究1と同様とした。すなわち、本研究の対象は、権利擁護センターならびに虐待防止センターに所属する職員である。センターの長に調査の内容について説明を行い協力の同意を得た。調査の実施にあたり必要な手続きがある場合はその指示に従うものとした。

センターの職員は基本的に地方公共団体の職員（地方公務員）であるが、同法33条の規定により地方公共団体から業務委託を受けた社会福祉法人等の職員である場合も

あるその場合は業務を委託した地方公共団体の所掌する部署の長から同意を得ることとした。

事例（虐待防止センターを利用した者）の同意を得る方法については、調査の実施について公告を行い、調査について自身の情報を利用されることを希望しないものについては、虐待防止センターへ申し出をするものとした。

### 2)研究等の対象とする個人の人権擁護

匿名化については、回答する機関内において、回答を記入する段階で職員が資料から個人を識別できる情報（氏名、住所、生年月日、電話番号など）を削除して回答を作成し、独自の符号を付す作業を行うこととした。回答する機関内においてはどの事例に関する資料を回答に用いたか判別できるよう連結可能とするが、個人と符号の対応表はセンターの責任者（センター長等）が保管することとした。

### 3)研究等によって生じる個人の安全性・不利益に対する配慮

調査では地方公共団体の職員等が回答を記入するものであり、事例検討の対象となった相談利用者等への侵襲性はない。また、回答機関内で個人情報情報は削除されており、回答作成のために参照する相談記録の原本は、既に当該機関において厳重に保管されているものである。

調査の実施に先立ち独立行政法人国立精神・神経医療研究センター倫理委員会より実施の承認を得た（承認番号：A2013-073）。

## C．研究結果

### 研究1．障害者虐待に対する地方公共団体による機関連携の実施状況についての調査

#### 1)都道府県権利擁護センターの状況について



#### 【回答団体について】

33 団体から回答があった（回収率 70.21%）。

地域人口は平均 2,940,311.28（標準偏差：SD）（±2,965,846.45）人、障害者率は平均 5.96（1.07）%であった。

#### 【人員について】（図 4）

センターの人員は、平成 24 年度（10 月 1 日～年度末）は、1～5 人が 23 団体（69.70%）、～10 人が 7 団体（21.21%）、平成 25 年度は 1～5 人が 23 団体（69.70%）、～10 人が 7 団体（21.21%）であった。7 団体で担当課職員等による兼任を行なっているとの回答があった。24 年度に比べて 25 年度に人員の数が減少する見込みとの回答のあったのは 3 団体であった。

#### 【予算について】（図 5）

平成 24 年度は、1 千万円以下が 20 団体（60.61%）、25 年度は 1 千万円以下が 19 団体（59.38%）であった。24 年度に比べて 25 年度に予算額が減少する見込みとの回答があったのは 7 団体であった。

#### 【相談件数について】

相談件数は合算して 702 件、平均 21.27（20.48）件であった。相談件数「0 件」が 1 団体で、回答全体の 3.03%であった。

#### 【法以外の事例について】（図 6）

センターの対象外の実例として、合算した 172 件の内訳は、「養護者虐待の疑いで市町村へ連絡した事例」が 49 件（28.49%）、「施設虐待の判断に至らなかった事例」が 32 件（19.00%）であった。

表 2 は、法以外の事例が「あった」という団体の数(A)と全ての回答に占める割合(I)、合計件数(B)、事例がなかった団体の数(C)(I)と割合(K)を示したものである。種類ごとの事例の平均件数は、回答全体でみたときの数値(L)と当該事例のあった団体における数値(M)を示し、さらに、各センターにおける、

全ての相談に占める比率について平均値(加重平均)(N)を示している。

最も件数の多かった「養護者虐待の疑いで市町村へ連絡した事例」については、22 の団体（66.67%）で事例を経験したことがあり、件数の平均は回答全体で見ると 1.52 件で、相談件数全体に占める割合の平均は 7.12%、事例を経験した団体に限ってみると 1 団体あたり平均 2.27 件がそのような事例であったということを示している。

経験した団体は多くなかったが、「幼稚園または学校での事例」「管外施設等であった事例」「差別ないし偏見によるもの」について、経験した団体の間では平均して 2 件以上あった。

#### 【連携による対応の状況について】

法以外と考えられた事例については、相談・通報者に対してより適切と考えられる相談機関等を案内することに留まらず、案内した機関等に責任を持って情報をつなぐという連携を実施することで、虐待事例の見落としを防ぐ同時に、地域住民からのより広い範囲の相談に対応することができると考え、回答から実施した連携の行為の数を計数した。

相談者等に対して判断の結果を伝え紹介先の相談窓口と情報交換を行い事例の経過を最後まで把握するといった、質問紙に設定した選択肢に全て「がついたものを」、そこから「が一つ足りないものを」の記号で示した。「ないし「で示される連携(B)をとった団体は少なかった。

#### 【マニュアルの整備状況について】（図 7）

相談マニュアルの導入の状況については、「既存のマニュアルと個別ケース会議の併用」が 9 団体（27.27%）と最も多く、「既存のものを使用」が 8 団体（24.24%）、「個別にケース会議で検討」が 7 団体（21.21%）であった。

今回、7 団体よりマニュアル等の写しの寄

贈を受けた。

2) 市町村虐待防止センターの状況について

【回答団体について】(図8)

708 団体から回答があった(回収率 40.64%)。内訳は、政令市 6, 中核市 29, その他の市 364(市として合計 399 団体), 特別区 13, 町 246, 村 50 であった。

地域人口は平均 85,953.82(標準偏差:SD) (±146229.461) 人、障害者率は平均 5.99 (±1.88) % であった。

センターの実施形態(図9)は直営のみ(担当課が実施するという回答を含む)558 団体(78.81%)、直営と委託の両方が 81 団体(11.44%)、委託のみが 51 団体(7.20%)、無回答、その他が 18 団体(2.54%) であった。

【人員について】(図10)

センターの人員は、平成 24 年度(10月1日~年度末)は、1~5 人が 430 団体(60.73%)、~10 人が 153 団体(21.61%)、平成 25 年度は 1~5 人が 436 団体(61.58%)、~10 人が 160 団体(22.60%) であった。157 団体で担当課職員等による兼任を行っているとの回答があった。

【予算について】(図11)

平成 24 年度は、0 円(予算なし)が 427 団体(60.31%)、25 年度は 0 円(予算なし)が 367 団体(51.84%) であった。24 年度に比べて 25 年度に予算額が減少する見込みとの回答があったのは 62 団体であった。

【相談件数について】

相談件数は合算して 9,497 件、平均 15.32 (132.45) 件であった。相談件数「0 件」が 258 団体、無回答が 88 団体で、回答全体の 48.87% であった。

【法以外の事例について】

センターの対象外の事例として、合算した

887 件の内訳(図12)は、「養護者虐待の判断に至らなかった事例」が 411 件(46.34%)、「施設虐待の判断に至らなかった事例」が 146 件(16.46%) であった。

表3は、法以外の事例が「あった」という団体の数(A)と全ての回答に占める割合(I)、合計件数(B)、事例がなかった団体の数(C)(E)と割合(K)を示したものである。種類ごとの事例の平均件数は、回答全体でみたときの数値(F)と当該事例のあった団体における数値(J)を示し、さらに、各センターにおける、全ての相談に占める法以外の事例の割合について平均値(加重平均)(G)を示している。

最も多かった、「養護者虐待の判断に至らなかった事例」については、169 の団体(23.87%)で事例を経験したことがあり、件数の平均は回答全体でみると 0.66 件で、相談件数全体に占める割合の平均は 3.57% であったが、事例を経験した団体に限ってみると 1 団体あたり平均 2.43 件がそのような事例であったということを示している。

【連携による対応の状況について】

実施した連携について、都道府県同様にあるいは の記号で示したところ、最も件数の多かった「養護者虐待の判断に至らなかった事例」に関しては、事例を経験した 169 団体のうち 21 団体が、22 団体が の回答であった。

一方で、「施設虐待の判断に至らなかった事例」「利用者虐待の判断に至らなかった事例」については、事例を経験した団体数に比べて ないし の回答をした団体が少なかった。

【マニュアルの整備状況について】(図13)

相談マニュアルの導入の状況については、「個別にケース会議で検討」が 191 団体(26.98%)、「既存のものを使用」が 111 団体(15.68%) があった。無回答の 104 団体と合わせると 334 団体(47.18%) で成文化さ

れたマニュアルを導入していることが明示されていなかった（図 13 の回答で a または b を含まないもの）。

その他、複数の基準を組み合わせている市町村も多くみられ、「既存のマニュアルと個別ケース会議の併用」が 147 団体（20.76%）あった。

自由回答では、市町村の担当者からさまざまな意見があった。複数意見として整理すると、一時保護のための居室の確保に関するものが 28 件、職員の資質に関するものが 22 件、連携に関するものが 19 件あった。

今回、90 の団体からマニュアル等の写しの寄贈を受けた。

研究 2：医療の提供を業務とする独立行政法人および地方独立行政法人における障害者虐待および障害者差別に係る取り組み状況についての調査（表 4）

40 施設から回答があった（回収率 17.17%）。

#### 【病院の規模等について】

病床数は、平均 363.25（±157.32）床であった。平均外来患者数は、回答施設間での中央値は、1 日あたり 225.7 人であった（回答のうち、日単位でなかった数値は適宜日単位に換算した）。

#### 【障害者雇用について】

職員における障害者であるものの比率は中央値で 2.12%であった。

#### 【虐待防止法に関連した取り組みについて】

相談窓口の周知は、職員に対しては 14 施設（35.00%）が、患者に対しては 12 施設（30.00%）が実施していた。専門的な職員の確保は 20 施設（50.00%）、研修への職員の参加は 21 施設（52.50%）、職員を対象とした研修は 12 施設（30.00%）、独自の対応マニュアル等の作成は 7 施設（17.50%）で実施していた。一時保護への協力は 4 施設

（10.00%）、虐待を行った養護者への相談、指導または助言は 9 施設（22.50%）、セルフネグレクトへの対応は 14 施設（35.00%）で実施していた。

#### 【障害者差別に関連した取り組みについて】

講演会や広報等による啓発活動は、職員に対しては 4 施設（10.00%）、患者に対しては 1 施設（2.50%）が実施していた。地域に対して実施していると回答した施設はなかった。独自の対応要領等の作成は 3 施設（7.50%）、対応要領等の公表は 1 施設（33.33%）が実施していた。

#### 【実施している合理的配慮について】

書類の読み上げを 26 施設（65.00%）、視覚障害者向けの日常生活の援助を 22 施設（55.00%）、筆談用ノートの用意を 17 施設（42.50%）、インフォームドアセントを 17 施設（42.50%）が実施していた。選択肢として用意したもの以外で、接遇面以外の配慮については 7 施設（17.50%）が実施していた。

マニュアル等の寄贈は 4 施設からあった。

回答のうち、一般に向けて公表することを希望しないものをのぞいて、合理的配慮について各障害の当事者からの意見を収集し、調査結果報告書を別冊（資料 6）として作成した。

研究 3：障害者虐待事例への対応の実態に関する調査

ヒアリングにおいて担当者から出された意見からは、記録をもとに対応について数値化を行うに当たり、課題として次のような事項を考慮する必要があることが示された。

- ・ 障害種別と虐待の類型の組み合わせを考慮すると、どの程度の数の事例を集めることが適当か
- ・ 事例によって解決の方向は異なることから、何をもって終結と定義するか

- ・ 夜間に対応を行った場合、職員の人件費の換算はどのように行うことが適当か
- ・ 対応にかかった時間とは別に移動にかかった時間を記録する必要がある
- ・ 権利擁護センターの対応は電話での対応が主となることから事例ごとの記録としては長いものとはならない、また、対応を実施した時間数についてその都度詳細な記録を取っているわけではない
- ・ 課内で担当者同士での話し合いは多く実施しているが、実施した時間数について詳細な記録を取っていない

個別の記録から各種支援者の関わりの量を換算する人件費の基準について、資料を参考にし研究班内で協議して表 5 の通りとした。

都道府県については 3 道県、市町村については 10 市（うち政令市 3 を含む）市町村から虐待防止センターの業務委託を受けた事業者として千葉県中核地域生活支援センター 2 施設の合計 15 団体・施設から承諾を得て、各センター内で調査票への記入が開始された。（表 6）

また、千葉県内のその他の中核地域生活支援センター等には、連絡協議会の協力を得て、圏域内市町村への協力を依頼した。

これまでに 11 団体から記録の返送があり、記録の数値化に向けた作業を開始した。

#### その他

障害者虐待防止について先進的な取り組みを実施している地域の情報を共有し関係者の資質向上に資する目的で、共催者として千葉県権利擁護支援ネットワークとともにシンポジウム「千葉の権利擁護と専門職の役割」を平成 25 年 10 月 5 日に開催した。講演では、竹内俊一氏（弁護士・NPO 法人岡

山高齢者・障害者支援ネットワーク理事長）から、同県内でのネットワーク構築に向けた活動の報告を受け、千葉県弁護士会高齢者・障害者支援センターから山本宏子氏（弁護士）、神保正宏氏（弁護士）、リーガルサポート千葉から酒井伸明氏（司法書士）、千葉県権利擁護専門部会から滑川里美氏（社会福祉士）をシンポジストとして、各地での実践を報告した（資料 7）。

#### D. 考察

本研究課題では、障害者虐待防止法に関する研究として、つぎの 3 つの調査を実施した。

#### 研究 1. 障害者虐待に対する地方公共団体による機関連携の実施状況についての調査

都道府県権利擁護センターを対象とした調査からは、養護者虐待に関する相談が、市町村の窓口ではなく都道府県の窓口に直接多く寄せられている現状がうかがえた。

多くの権利擁護センターが「養護者虐待の疑いで市町村へ連絡した」事例を経験し、多くの市町村虐待防止センターが「養護者虐待として相談があったが虐待の事実が確認できなかった」事例を経験していた。両者が同一の事例であるのか不明であるが、「相談のたらい回し」にならず適切な対応が行われるよう、各センターが相談のあったことを情報としてどのように共有していくかが今後の課題と思われた。今回連携に関する指標として設けた「ないし」に該当する権利擁護センターがほとんどなかったことは、とくに同センターによる連携のあり方について研究が必要であることを示しているものと考えられる。

また、「差別ないし偏見によるものと思われる事例」について、該当する事例を経験した団体における平均件数が 2.80 件と多くな

っているが、これは、今回の回答には障害者条例を有する団体からの回答が含まれていたことも関係しているものと考え。障害者差別解消法の施行に向けて、多くのセンターが障害福祉担当課内に設置されている現状を踏まえ、「差別ないし偏見によるものと思われる事例」の相談があった場合に虐待事例の相談との区別をどのように行うか、また、受理後の対応をどのように構築するかが今後の課題になると考えた。

市町村虐待防止センターを対象とした調査からは、多くの市町村でセンターが担当課内に設置され、職員がこれまでの業務に加える形で虐待の相談等に当たっている現状が確認できた。

なお、調査では政令市等を含む市が回答全体の56.36%を占めた。我が国の市町村の構成比は、市が45.35%であるので、回答には市の含まれる割合が母集団より高めであるということに留意する必要がある。

今回の調査では厚生労働省による調査と関連させて実施したが質問内容の重複を避け法以外の事例について質問することに主眼をおいたため、法の対象となる事例に関する情報が十分ではない。

厚生労働省の調査報告書の数値<sup>5)</sup>では市町村によせられた全ての相談4,182件のうち「養護者虐待として相談があったが虐待の事実が確認できなかった」という事例は656件であるから比率は15.69%であったが、研究班の調査では708団体で受け付けたすべての相談件数の合算9,497件に対し「養護者虐待として相談があったが虐待の事実が確認できなかった」事例は411件であり比率は4.33%であった。研究班が集めた相談の実人数の合算値4,340人を分母としても9.47%であるから、同時期の事例を対象としたにもかかわらず数値が一致していないということになる。これについては、分母となる相談

件数が厚生労働省の調査の方が少ないことから、厚生労働省の調査では市町村の窓口において個々の相談または通報事案の区別が適切に実施されており、一方、研究班の調査では窓口のさまざまな形態での利用を広く相談として計数し報告された可能性を示すものとする。相談件数をどのように計数するかについては、申請者らの過去の研究において、相談活動の評価を実施する上で共通したものとする必要性があることを訴えてきた<sup>6)</sup>が、その必要性が改めて示されたと言えよう。

また、相談の質を一定水準以上に確保するために業務全体に対する個々の事例の負荷(ケースロード)を評価することは有効であり、相談の対応に要した人的および社会資源等について詳しく調べる必要があると考えた。

自由回答欄からは市町村の担当者から一時保護のための居室確保における困難が多く訴えられ(資料8,9)、同手続きに関わる意見とあわせて読むと、障害者虐待防止法の課題として、市町村単独で居室確保を行うのではなく近隣市町村や圏域単位での広域的な居室確保のためのネットワークのシステムを構築することや、保護した障害者への当座の生活必需品の手当てといった、制度面での対応が必要と考えられる課題がうかがえた。

## 研究2. 医療の提供を業務とする独立行政法人および地方独立行政法人における障害者虐待および障害者差別に係る取り組み状況についての調査

まず、回答の回収率が17.17%と2割に満たなかったことから、調査の対象とした医療機関全体の傾向を表すものとして結果を考察することには慎重になる必要がある。

また、研究 1 の調査において医療機関における虐待事例の相談があったという市町村が 21 団体（回答 708 団体の 2.97%）であったということから、法以外の事例として医療における事例の発生頻度が高いとは言えない可能性がある。

それらを踏まえて、専門的な職員の確保と、地方公共団体等が主催して実施する研修への参加は、回答した施設のうち半数（それぞれ 50.00%、52.50%）で実施されていることが確認できた。専門的な職員の確保については、職員のうち医療社会事業専門員（ソーシャルワーカー）等の職名を有する医療相談職の配置をもって回答したものと推測されるが、地域の虐待防止を目的としたネットワークに参加しているという施設の回答を見ると、医師や事務職員等の参加も見られることから、回答した施設において高い意識をもって取り組みが広がってきているものと考ええる。なお、平成 25 年 11 月に開催された第 67 回国立病院総合医学会では、虐待をテーマにしたシンポジウムが開かれ、障害者虐待について職員間での意見を確認した調査報告<sup>7)</sup>もあった。

一方で、研究 1. で市町村の担当者から要望が多かった、一時保護のための居室の確保に協力していると回答した施設は 1 割（10.00%）であった。法制度の整備を要し実施にはさまざまな障壁もあると思われるが、地域の医療福祉の向上という観点から、今回の調査で対象となった医療機関には先進的な取り組みが期待される場所である。

今回の結果を踏まえて、今後は国立大学法人の附属病院や、地方独立行政法人以外の公立病院等を対象として、さらなる情報の収集を行いたい。

研究 3 . 障害者虐待事例への対応の実態に関する調査

今回、複数の地方公共団体等の協力を得て、調査の実施可能性について検証する調査（フイービリティ調査）を実施した。研究 1 で実施した調査の関連で、協力の承諾を得られた団体もあった。

ヒアリングにより集計方法の課題が明らかになり、記録が返送されてきていることから、調査の実施可能性が確認できたと考えた。ヒアリングで提起された点として記した通り、虐待事例における被虐待者の障害種別、法に規定された虐待の種類と類型にそれぞれ関連した特徴を見出すために必要な事例数については、3 障害、3 種類、5 類型、とあることを考慮すると相当数の事例を収集することが必要となる。

人件費に関する数値等の修正をはじめとする調査方法の修正を経て、今後はより多くの団体に協力を求め、さらに多くのデータの提供を受けて、虐待対応の標準的な像をとることが期待できると考えた。

## E . 結論

地方公共団体を対象とした調査から、窓口では障害者虐待防止法の対象となる事例以外の事例についても対応を行っていることが確認できた。法施行後半年の時点では、法以外の事例を適切な窓口へつなぐ機関連携の確立や相談マニュアルの整備が課題と考えた。

また、本研究で考案した個別事例への対応の内容に関する調査方法が実施可能であることを確認し、調査方法の課題を明らかにした。

医療機関を対象とした調査から、障害者虐待防止法にもとづく体制の整備状況、および、差別解消に向けた取り組みについて情報を得ることができた。情報のもたらす社会的な貢献を考慮し、引き続き情報法を収集してい

くことが必要と考えた。

**註：千葉県障害者条例の事例**

視覚障害者が銀行の ATM を利用する場合、音声案内等の機能の整備状況により一部の手続きが窓口のみでの対応となっており、視覚障害者は窓口の利用手数料を支払うこととなり、結果として視覚障害がない利用者との間に手数料の差が生じていた。これを障害があることを理由とする不利益な取り扱い(障害を理由とした差別的な取り扱い)であるとする意見があったが、当事者団体と地元の 4 銀行との間で協議が持たれ、視覚障害者が手続きのために窓口を利用した場合の手数料を ATM 利用時のものと同額にすることとなった。たとえば、「視覚障害者の利用に対して差額を生じさせてはならない」と条例を定めるなどして不利益な取り扱いを直接解消しようとするのではなく、事業者である銀行が配慮することで視覚障害者の不利益を解消したことは、不利益取り扱いが、合理的配慮の提供によって解消し得ることを示した例として注目されている。

**参考文献**

- 1) 堀口寿広 .子どものために SC はいかに他の役割の人々と連携すべきか 医療機関の立場から . 教育と医学 728 ; 110-118 , 2014 .
- 2) 日本弁護士連合会 . 求められる障害者虐待防止法とは 医療機関と学校における現状は放置できない . 2010 .
- 3) 厚生労働科学研究費補助金 (長寿科学総合研究事業)「多様な世代及び心身の状態に着目した要介護状態の評価指標の開発に関する研究」(主任研究者：遠藤英俊)平成 18 年度総括・分担報告書，2007 .
- 4) 才村純，有村大士，柏女霊峰，山本

恒雄 ほか . 児童相談所の業務分析に関する研究(1) . 日本子ども家庭総合研究所紀要第 47 集 : 181-191 , 2011 .

- 5) 厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部障害福祉課 地域生活支援推進室 . 平成 24 年度「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果報告書，2013 .
- 6) 厚生労働科学研究費補助金 (障害保健福祉総合研究事業)「地域相談ネットワークによる障害者の権利擁護の可能性」(主任研究者：堀口寿広)平成 19 年度総括・分担報告書，2008 .
- 7) 尾方香里，大崎恵実，荻本みわ子，古賀聖子，村山知生 . 福祉職の倫理観についての一考察 不適切な関わりに関するアンケート結果から . 第 67 回国立病院総合医学会，石川，2013.11.8.

**F . 健康危険情報**

特になし

**G . 研究発表**

- 1 . 論文発表  
なし
- 2 . 学会発表  
なし
- 3 . 書籍  
なし
- 4 . その他

**H . 知的所有権の出願・登録状況 (予定を含む)**

- 1 . 特許取得  
なし
- 2 . 実用新案登録

なし

### 3. その他

なし

### 謝辞

調査にご協力を下さった多くの団体なら  
びに個人の皆様方に深謝申し上げます。



# 図 1: 医療の提供を業務とする独立行政法人および地方独立行政法人をとりまく法制度と必要な対応について (研究班作成\*)

## ・障害者虐待の防止に関する事項(平成 24 年 10 月 1 日より)

1. 障害者虐待の早期発見(努力義務)  
医療機関および医療従事者等は早期発見に努める(努力義務) 虐6の2
2. 関連した施策へ協力すること(努力義務)  
国および地方公共団体の行う啓発活動などに協力する(努力義務) 虐6の3
3. 職員研修の実施及び普及啓発(する規定) 虐31
4. 虐待に関する相談体制の整備(する規定) 虐31
5. 医療機関を利用する障害者に対する虐待に対処するための措置(する規定) 虐31

## ・障害者雇用の促進に関する事項

1. 障害がある職員に対する差別の禁止 雇改34,36(平成 28 年 4 月 1 日より)  
例)職員の採用を拒否したり解雇あるいは降格等の処分を下したりすること 等
2. 合理的配慮を提供する義務 雇改36(平成 28 年 4 月 1 日より)  
例)障害のある職員に解りやすい説明の方法をとること、エレベーターやトイレの改修など職員の利用を考慮して環境を整備すること 等
3. 法定雇用率の算定に当たり、算定基礎に精神障害者を加える(平成 30 年 4 月 1 日より) 雇改  
国、地方公共団体等(独立行政法人・地方独立行政法人等)の法定雇用率は 2.3%(平成 25 年 4 月 1 日より)
4. 物品等の調達における努力(平成 25 年 4 月 1 日より)  
・優先的に障害者就労施設等から物品等を調達する(努力義務) 調3  
・調達方針の作成、実績の公表(義務) 調6,7,9  
独立行政法人の作成する調達方針は国の基本方針に即したものとす  
・入札等における配慮(努力規定) 調10

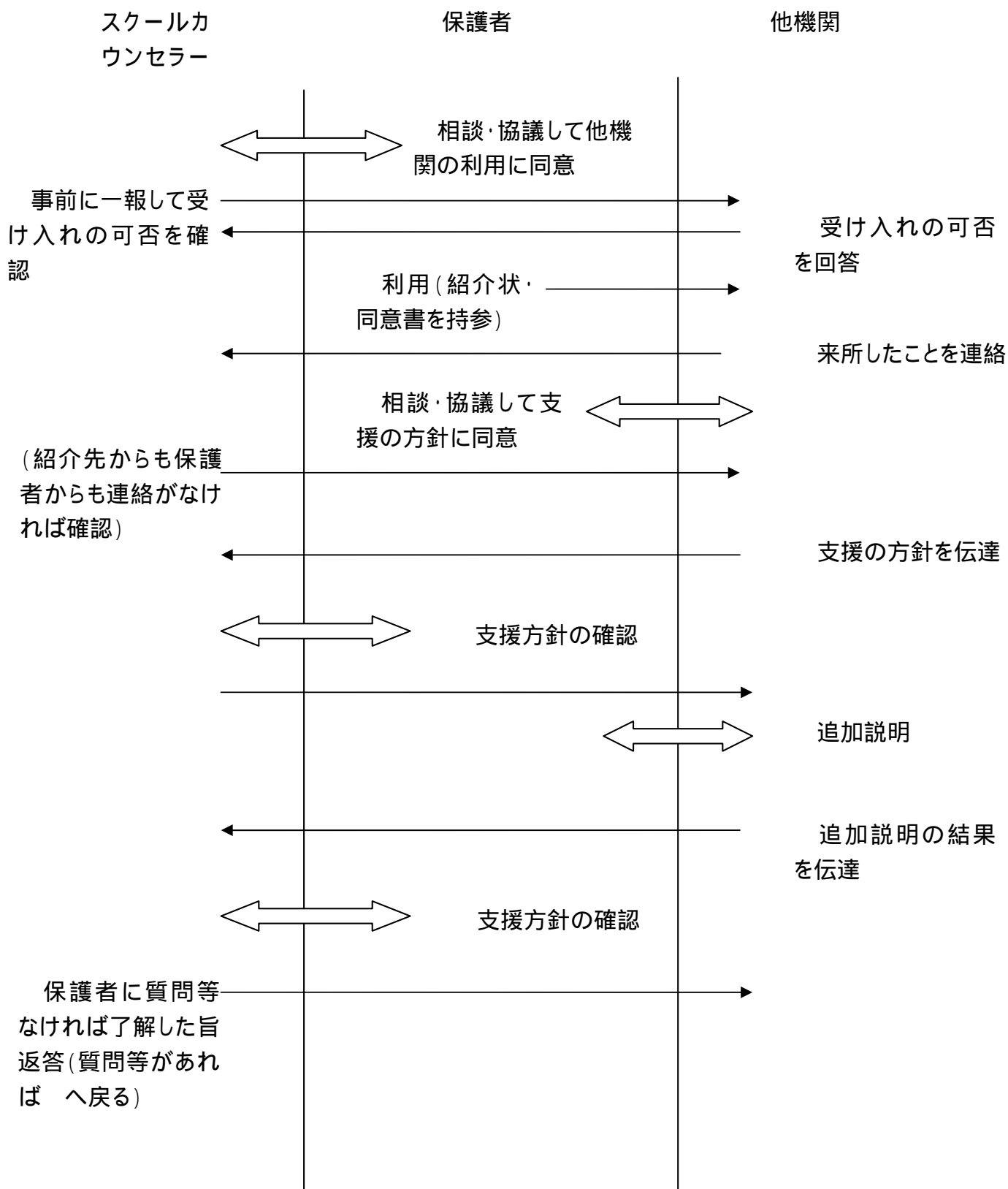
## 根拠となる法律の略号(数字は規定している条項の番号)

虐: 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)  
差: 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(差別解消法)  
雇改: 障害者の雇用の促進等に関する法律(雇用促進法)の一部を改正する法律  
調: 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(障害者優先調達推進法)  
バ: 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)  
条: 障害者の権利に関する条約(障害者権利条約)

## ・障害者差別の解消に関する事項

差別の具体的な範囲や対策は政府が定める基本方針において規定。合理的配慮の具体的な例は厚生労働大臣が基本方針に即して定める指針において示される。

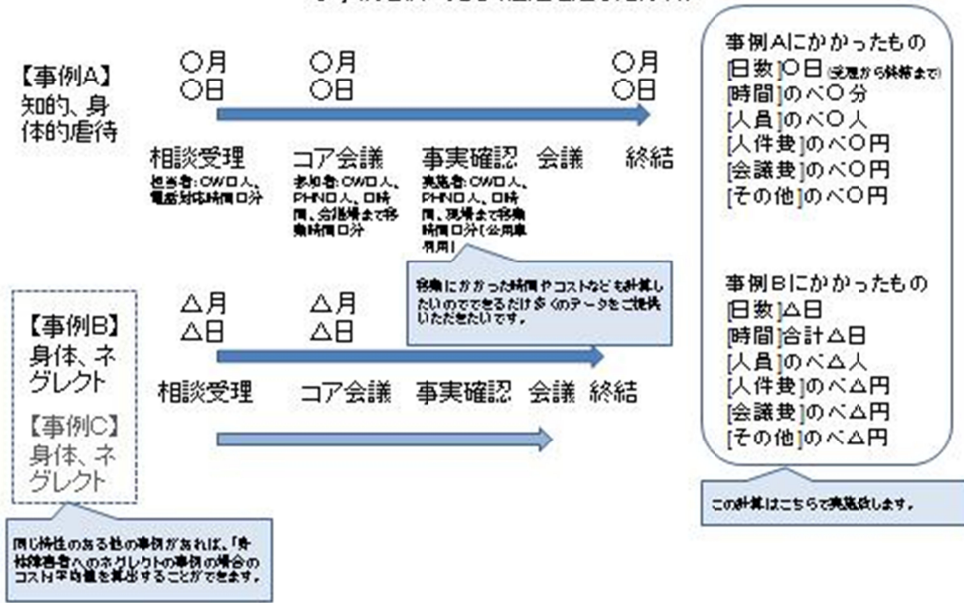
1. 障害者に対する差別の禁止 差7,雇改34,36(平成 28 年 4 月 1 日より)
  - (1) 障害がある職員に対して(再掲)
  - (2) 障害がある利用者(患者)に対して  
例) 障害を理由として医療の提供を拒否すること、あるいは提供に当たり、条件を付けること、インフォームド・コンセント(説明と同意)なしに医療を行うこと 等  
内閣府障がい者制度改革推進会議「差別禁止部会」の論点整理(平成 24 年 9 月)より
2. 合理的配慮を提供する義務 差7条の2(平成 28 年 4 月 1 日より)
  - (1) 障害がある職員に対して(再掲)
  - (2) 障害がある利用者(患者)に対して
    - (a) 適切な情報伝達方法
    - (b) 医行為等に関して十分な説明に基づく自由な同意が行われるために必要な自己決定の支援
    - (c) 補助者の付添いの承諾
    - (d) 補助機器、人的援助の提供
    - (e) 医行為等の提供に関する運用、方針、手続における不利益除去対策
    - (f) 在宅での療養及び可能な限り居住地域で医療的ケアを受けられるようにするための支援
    - (g) その他、障がいのある人のサービスの提供を受ける権利を実質的に保障するために必要な合理的配慮を行うこと 等  
「差別禁止部会」の論点整理より
3. 職員の対応について要領を定める(平成 28 年 4 月 1 日より)  
国の基本方針に即して
  - (1) 独立行政法人: 「国等職員対応要領」(する規定) 差9
  - (2) 地方独立行政法人: 「地方公共団体等職員対応要領」(努力規定) 差10
4. 障害者差別解消支援地域協議会の組織(平成 28 年 4 月 1 日より)
5. 建物におけるバリアフリー化(平成 18 年 12 月 20 日より)
  - ・建築・修繕・模様替え時に建築物移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置(努力義務) バ16
  - ・建築等及び維持保全の計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる(できる規定) バ17



- ・ 情報の伝達・連絡等は全て書面を原則とし、書面によりがたい場合は予め代替の手段をどうするか保護者に確認しておく
- ・ 児童虐待(疑い含む)の事例ではこの限りではない

図2: スクールカウンセラーと医療機関等の連携の方法について  
(文献<sup>1)</sup>より引用改変)

障害者虐待事例への対応の実態に関する調査  
 どのように調査を行うか  
 ①事例を横に見る(経過を追った分析)



どのように調査を行うか  
 ②事例を縦に並べて見る(法に規定された対応を執った場合の分析)

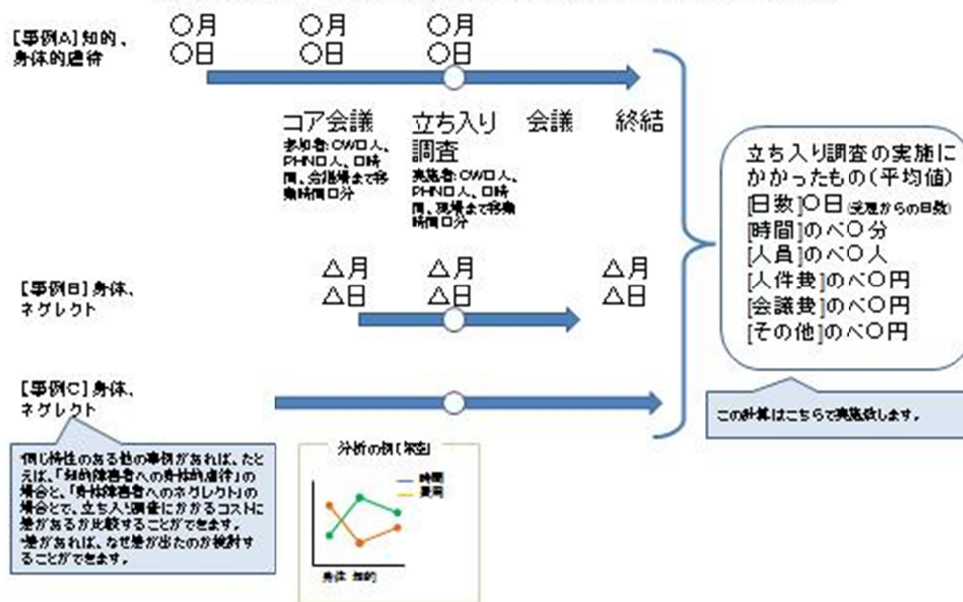


図 3: 事例調査(研究 3)の方法についての説明図

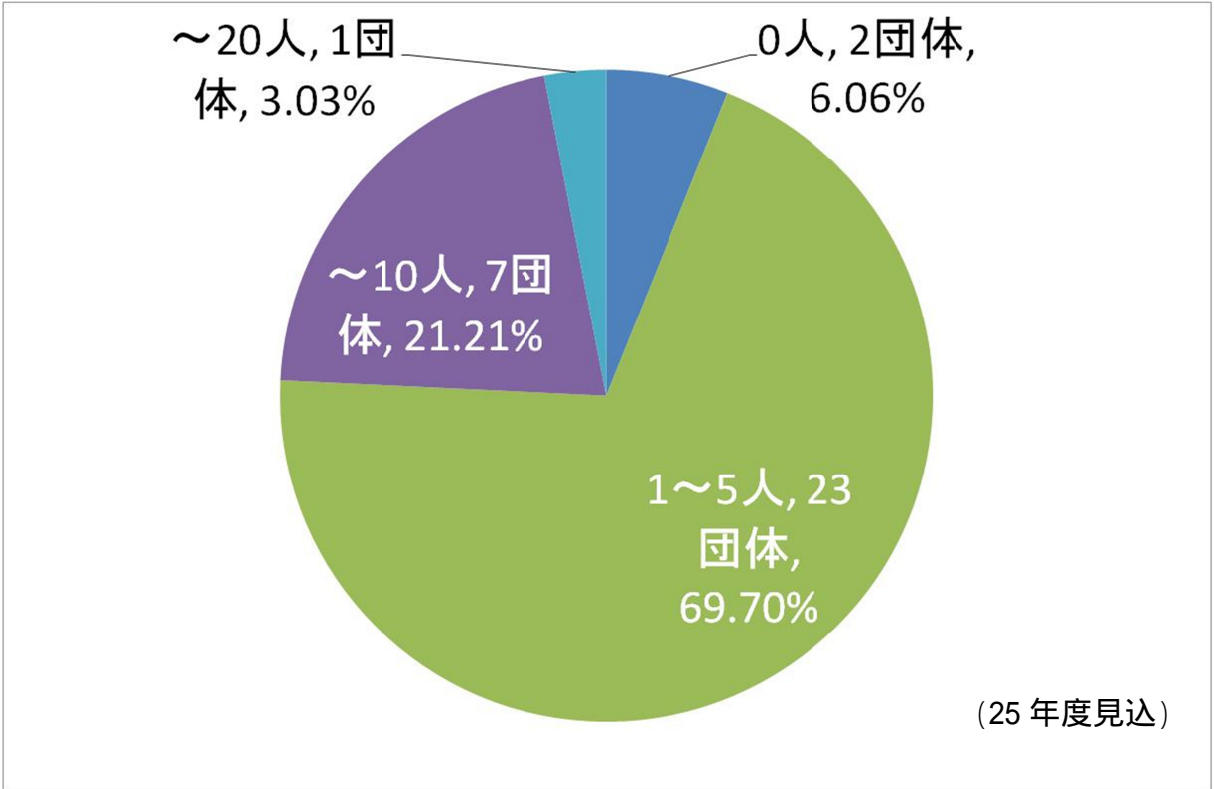
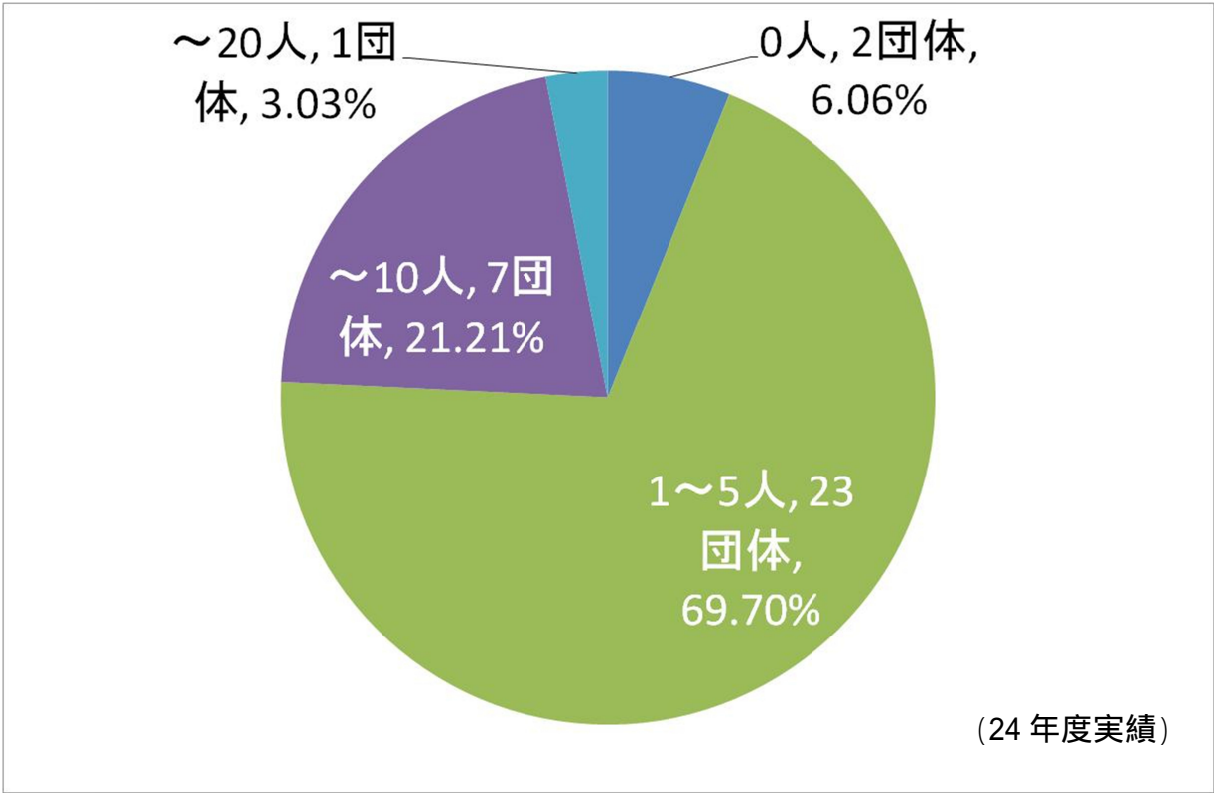


図 4: 都道府県権利擁護センターの担当職員数(合計人数)

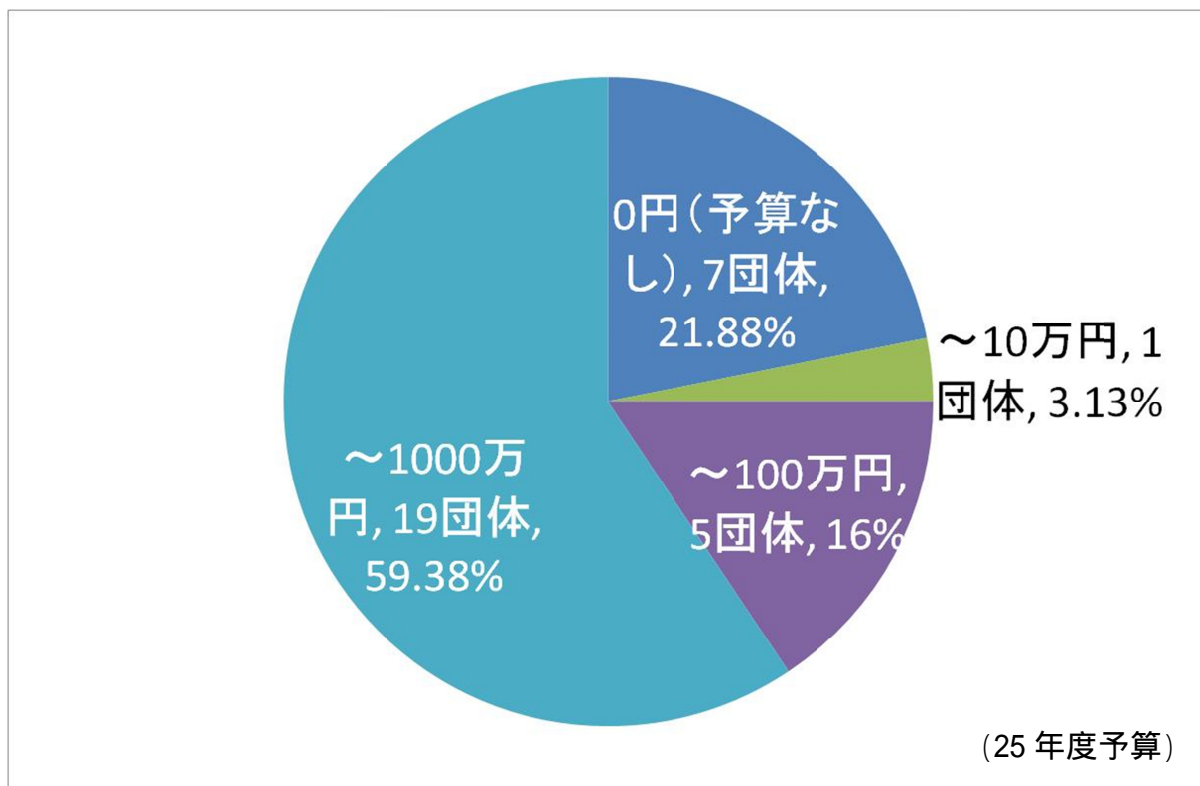
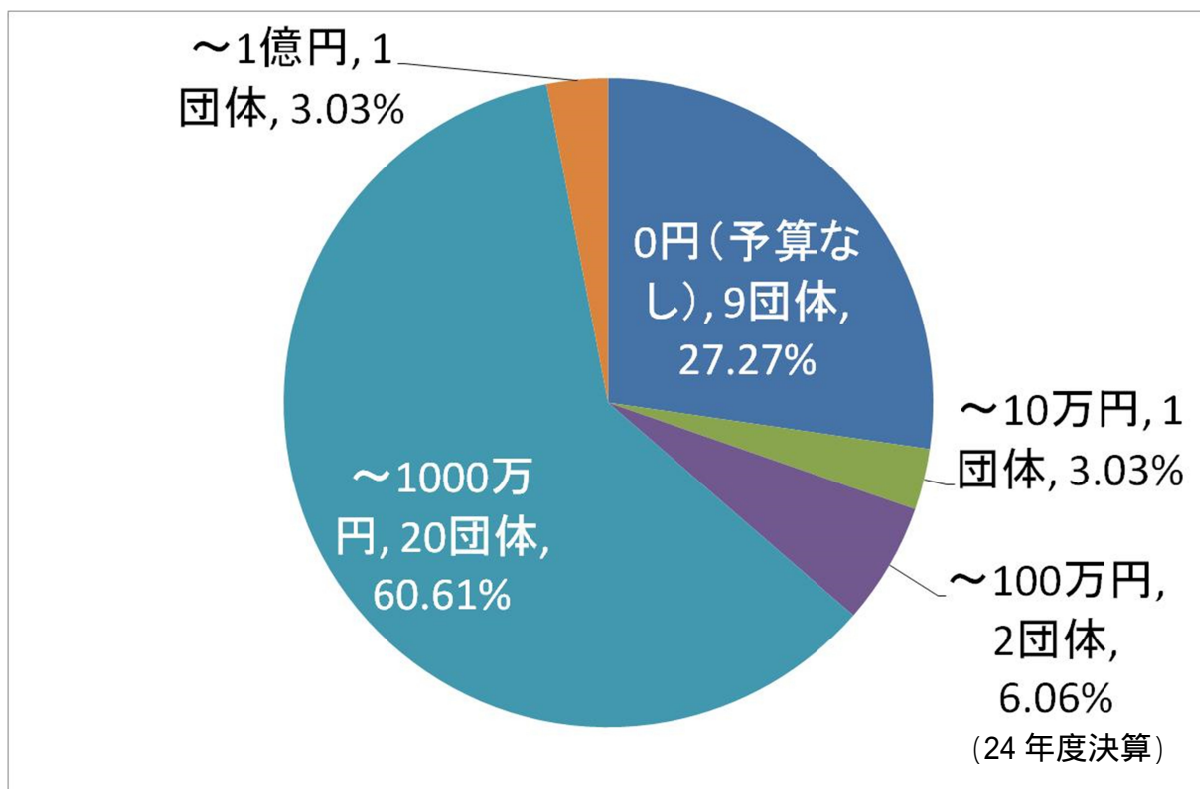


図 5: 都道府県権利擁護センターの予算額

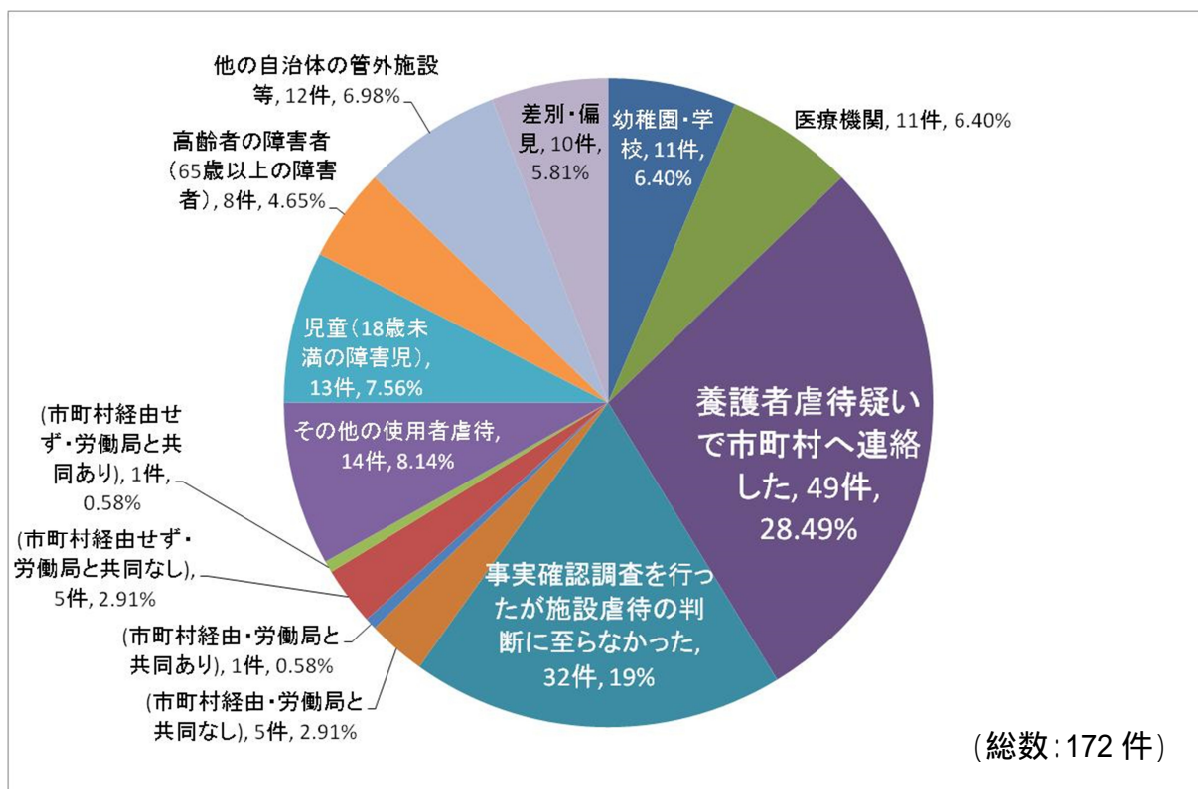


図 6: 都道府県権利擁護センターに寄せられた法以外の事例の内訳

(すべての回答を合算したもの)

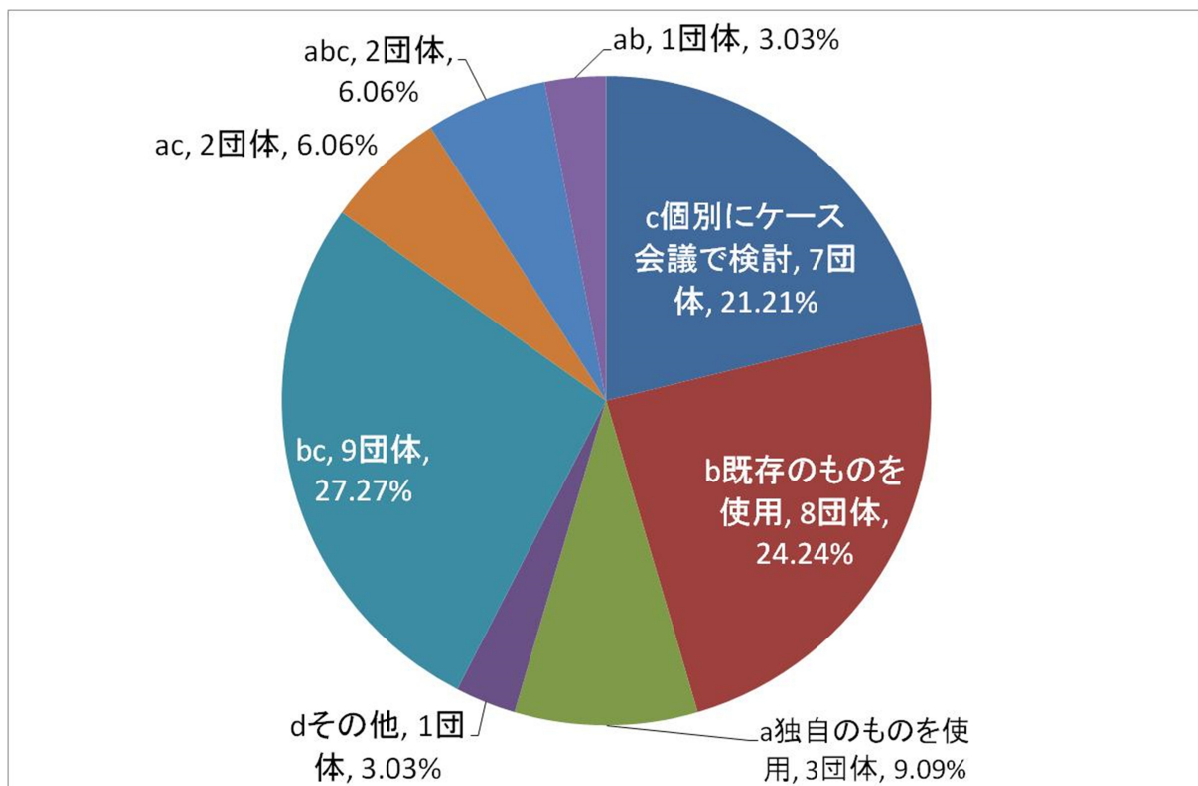


図 7: 都道府県権利擁護センターにおけるマニュアルの整備状況

表 2-1: 都道府県権利擁護センターに寄せられた法以外の事例件数 (回答数: 33)

事例の種類	国の調査票の 該当番号	該当事例のあつた団体		該当事例のなかった団体				回答全体で集計				
		(ア) 団体数 (団体)	(イ) 回答全 体に占 める比 率(%)	(ウ) 事例数 が[0件] (団体)	(エ) 無回答・ 不明等 (団体)	(オ) 小計(団 体)	(カ) 回答全 体に占 める比 率(%)	(キ) 合計件 数(件)	(ク) 平均 (件)	(ケ) 標準偏 差	(コ) 全ての相談 件数に占め る比率の平均(%)	
幼稚園、または学校での事例		6	18.18	27	0	27	81.82	13	0.39	0.97	1.85	
保育所での事例		0	0	33	0	33	100	0			0	
医療機関での事例		8	24.24	25	0	25	75.76	14	0.42	0.90	1.99	
養護者虐待疑いで市町村へ連絡した事例	第 9 票問 3	22	66.67	11	0	11	33.33	50	1.52	1.75	7.12	
事実確認調査を行ったが施設虐待の判断に至らなかった事例	第 10 票問 5	12	36.36	20	1	21	63.64	32	1.00	2.16	4.56	
事実確認調査を行ったが使用者虐待の判断に至らなかった事例	(市町村経由・労働局と共同なし)	第 14 票問 2	4	12.12	28	1	29	87.88	6	0.19	0.54	0.85
	(市町村経由・労働局と共同あり)	第 14 票問 3	1	3.03	31	1	32	96.97	1	0.03	0.18	0.14
	(市町村経由せず・労働局と共同なし)	第 14 票問 6	3	9.09	29	1	30	90.91	5	0.16	0.57	0.71
	(市町村経由せず・労働局と共同あり)	第 14 票問 7	1	3.03	31	1	32	96.97	1	0.03	0.18	0.14
事実確認調査を行っていないその他の使用者虐待の事例	市町村調査票第 5 票問 5	8	24.24	24	1	25	75.76	14	0.44	1.05	1.99	
被虐待者が児童(18 歳未満の障害児)であった事例		7	21.21	26	0	26	78.79	13	0.39	0.93	1.85	
被虐待者が高齢者の障害者(65 歳以上の障害者)であった事例		5	15.15	28	0	28	84.85	8	0.24	0.66	1.14	
虐待の場が他の自治体の管外施設等であった事例		5	15.15	28	0	28	84.85	12	0.36	1.11	1.71	
上記以外で、被虐待者が他地域の住民であった事例		0	0	33	0	33	100	0			0	
セルフネグレクトの事例		0	0	31	2	33	100	0			0	
障害を理由とした差別ないし偏見によるもの		5	15.15	28	0	28	84.85	14	0.42	1.28	1.48	

表 2-2: 都道府県権利擁護センターに寄せられた法以外の事例件数 (回答数: 33)

事例の種類	国の調査票の該当番号	該当事例のあった団体				
		(サ) 団体数 (団体)	(シ) 平均 (件)	(ス) 標準 偏差	(セ) 連携の実施状況 (団体)	
幼稚園、または学校での事例		6	2.17	1.17	0	0
保育所での事例		0			0	0
医療機関での事例		8	1.75	1.04	0	0
養護者虐待疑いで市町村へ連絡した事例	第 9 票問 3	22	2.27	1.70	0	0
事実確認調査を行ったが施設虐待の判断に至らなかった事例	第 10 票問 5	12	2.67	2.87	0	0
事実確認調査を行ったが使用者虐待の判断に至らなかった事例	第 14 票問 2	4	1.50	0.58	0	0
(市町村経由・労働局と共同なし)	第 14 票問 3	1			0	0
(市町村経由・労働局と共同あり)	第 14 票問 6	3	1.67	1.15	0	1
(市町村経由せず・労働局と共同なし)	第 14 票問 7	1			0	0
(市町村経由せず・労働局と共同あり)	市町村調査票第 5 票問 5	8	1.75	1.49	0	0
被虐待者が児童(18歳未満の障害児)であった事例		7	1.86	1.21	0	2
被虐待者が高齢者の障害者(65歳以上の障害者)であった事例		5	1.60	0.89	0	0
虐待の場が他の自治体の管外施設等であった事例		5	2.40	1.95	0	0
上記以外で、被虐待者が他地域の住民であった事例		0			0	0
セルフネグレクトの事例		0			0	0
障害を理由とした差別ないし偏見によるもの		5	2.80	2.17	0	0



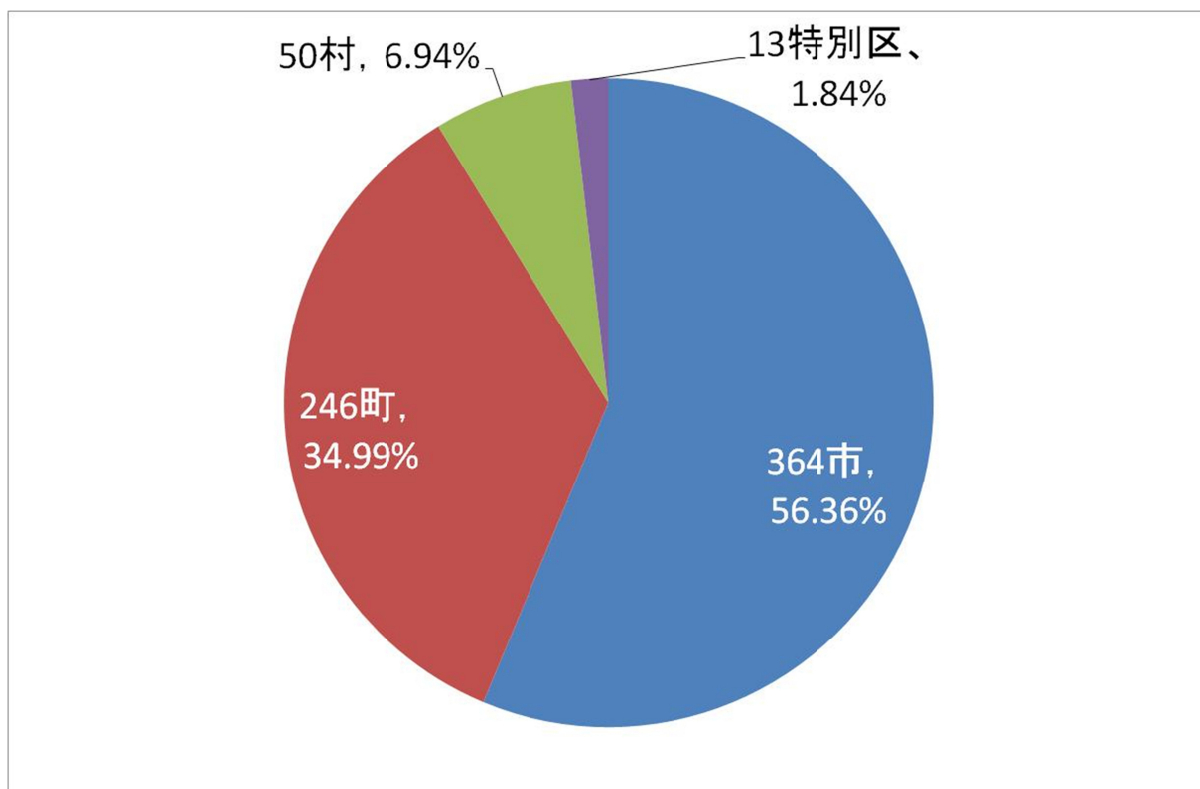


図 8: 回答市町村の比率

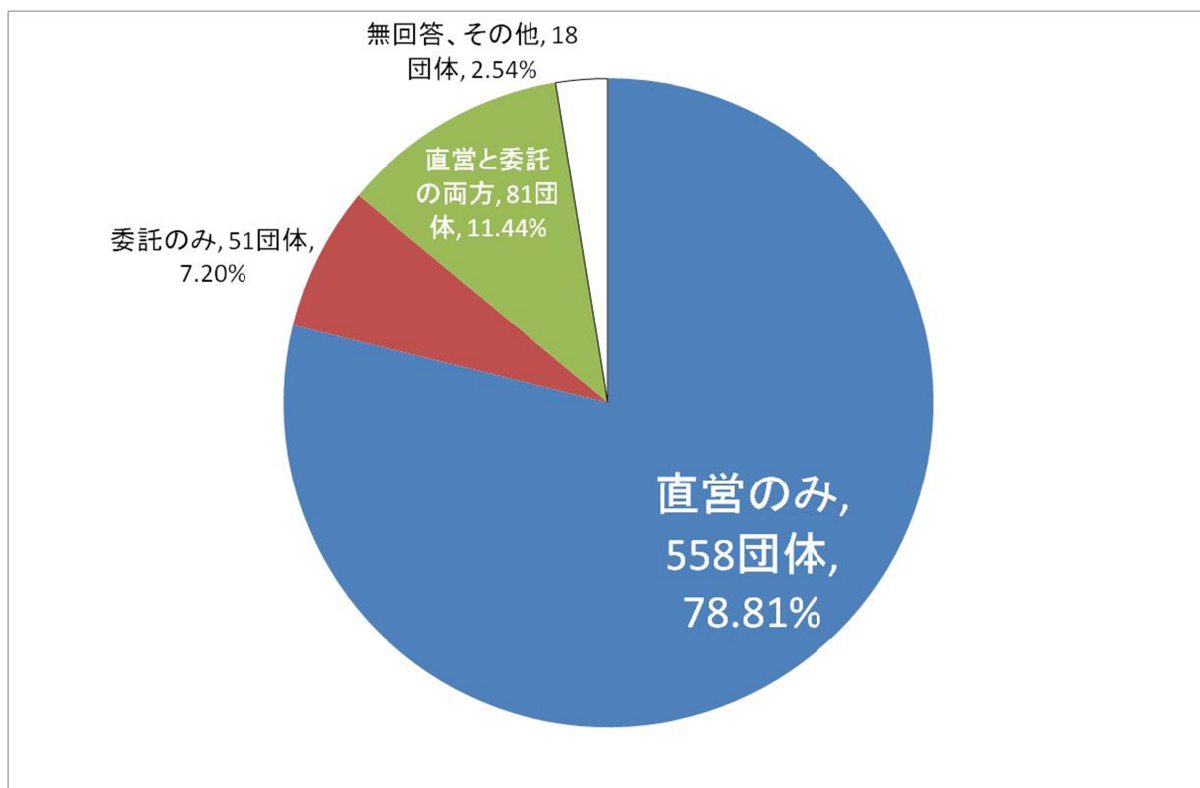


図 9: 市町村虐待防止センターの実施形態(平成 25 年 3 月 31 日現在)

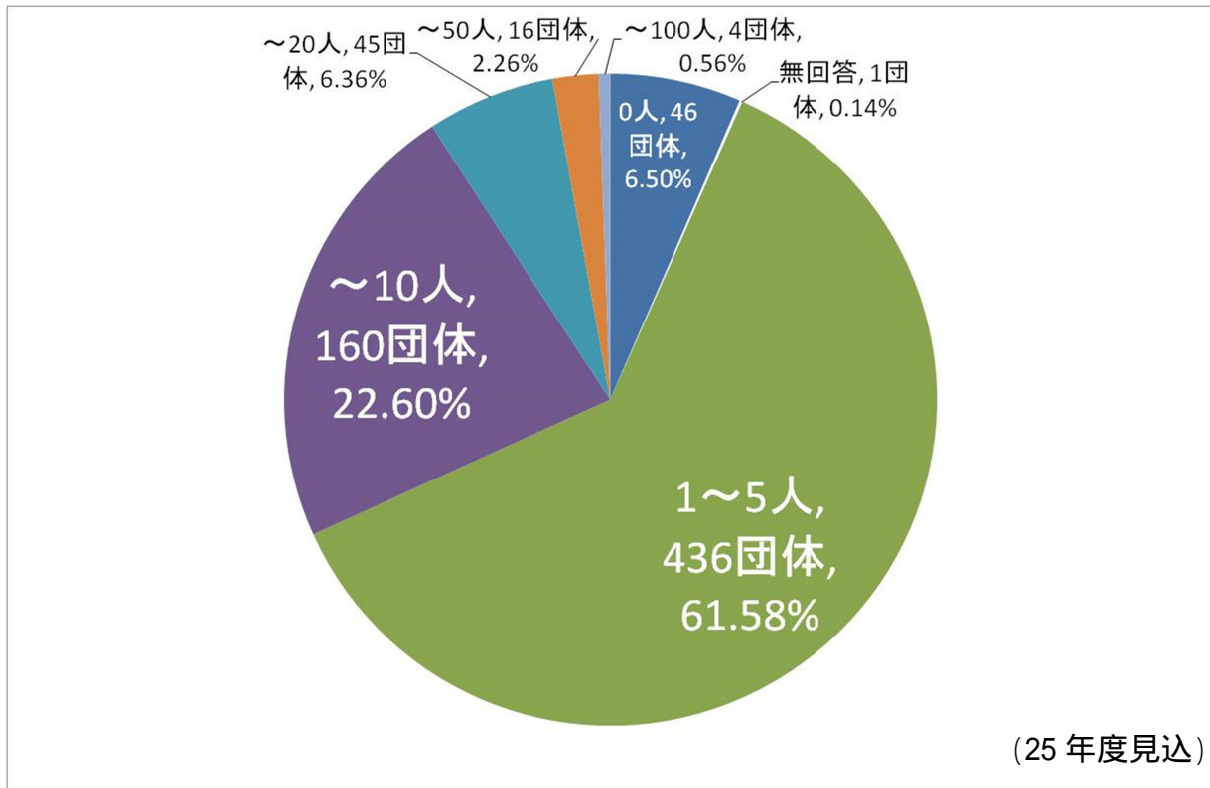
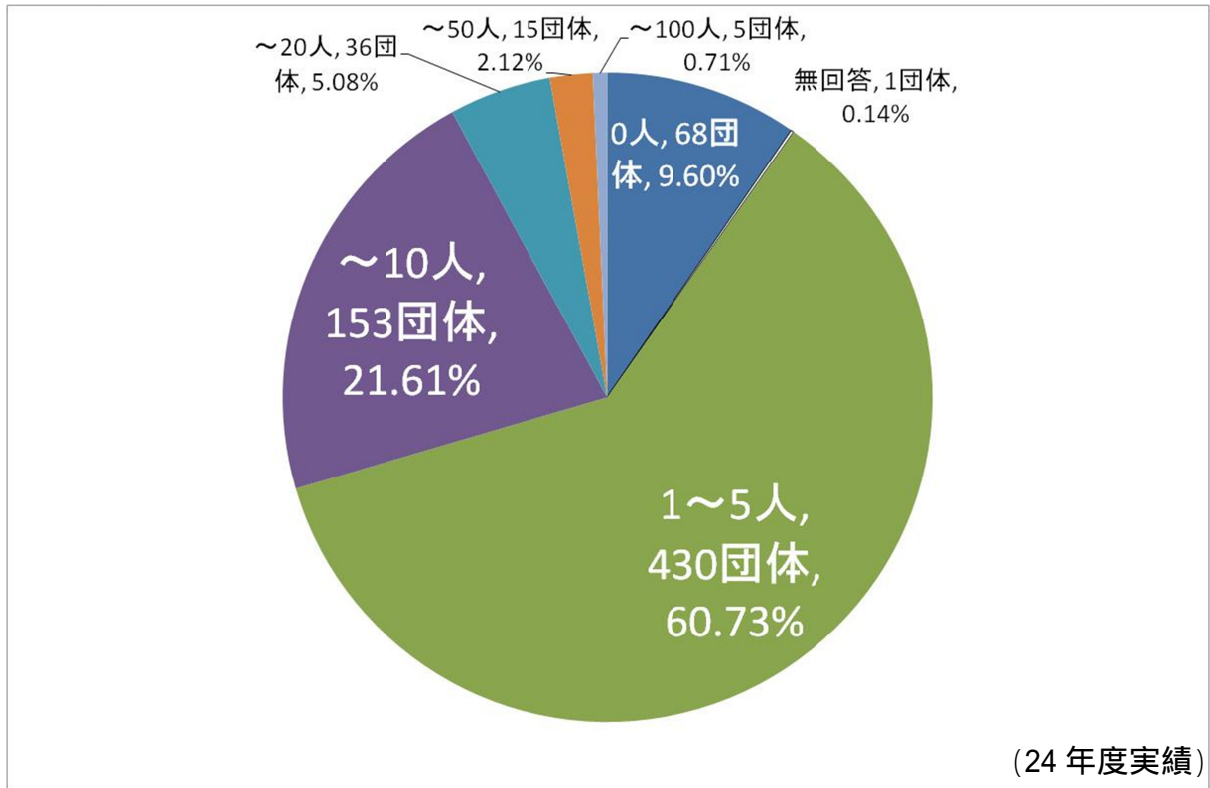


図 10: 市町村虐待防止センターの担当職員数(合計人数)

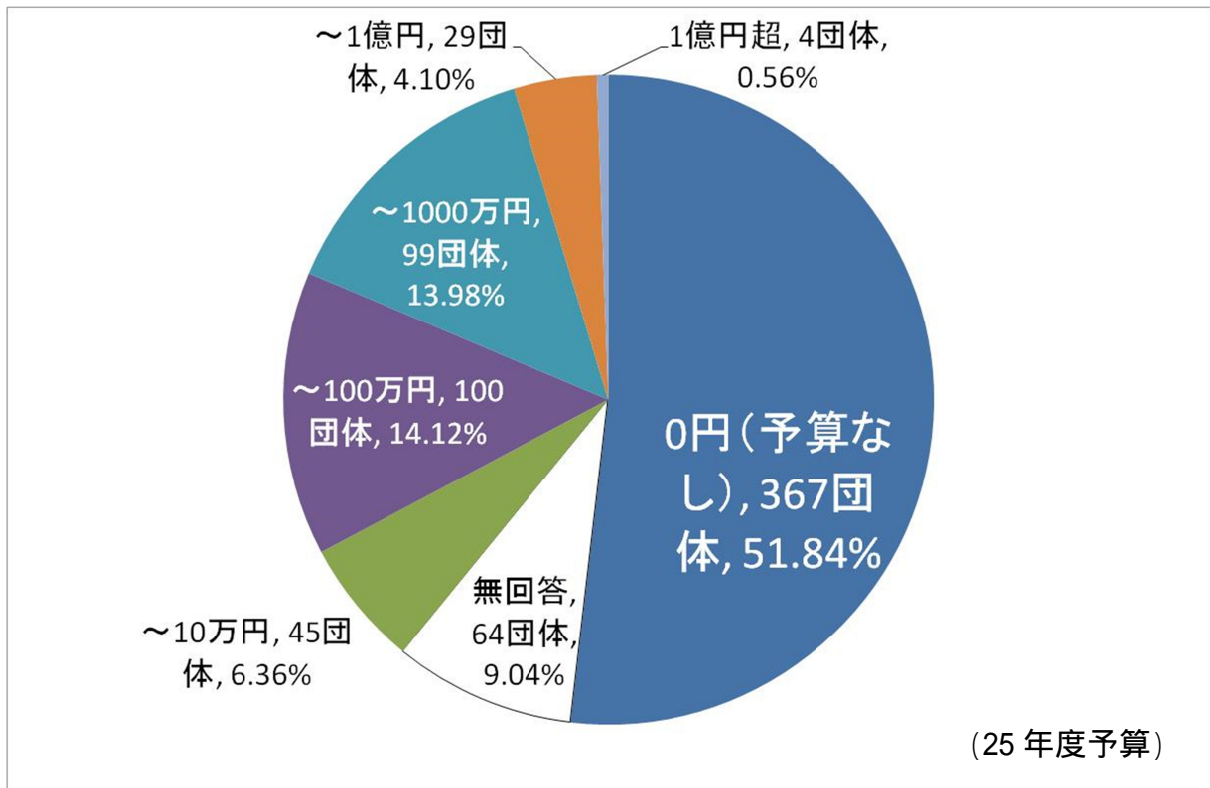
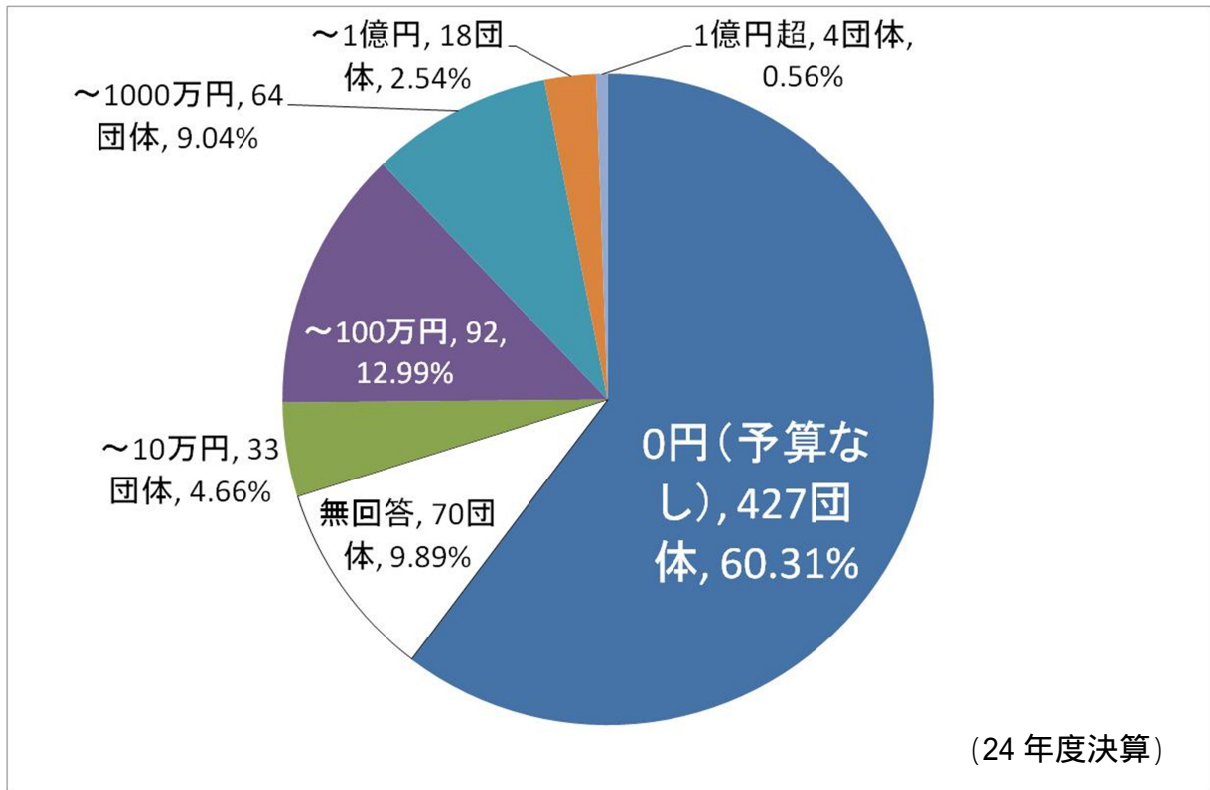


図 11: 市町村虐待防止センターの予算額

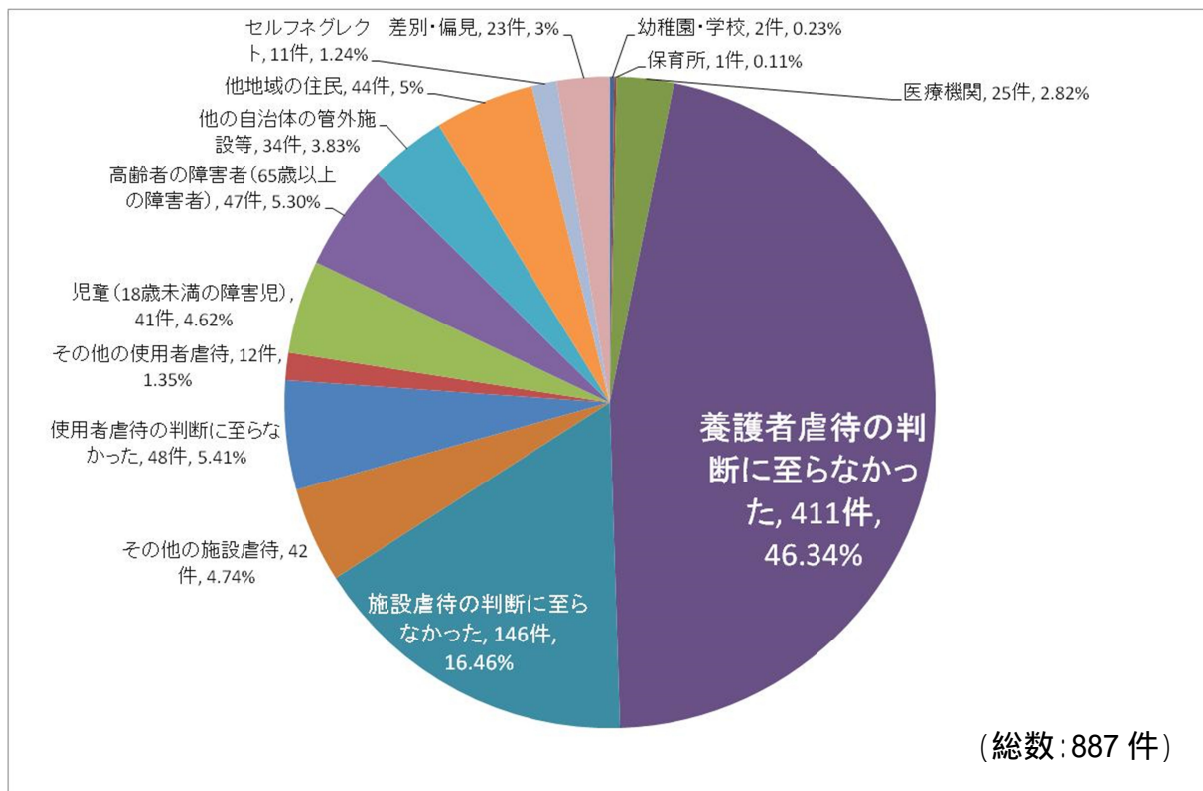


図 12: 市町村虐待防止センターに寄せられた法以外の事例の内訳  
(すべての回答を合算したもの)

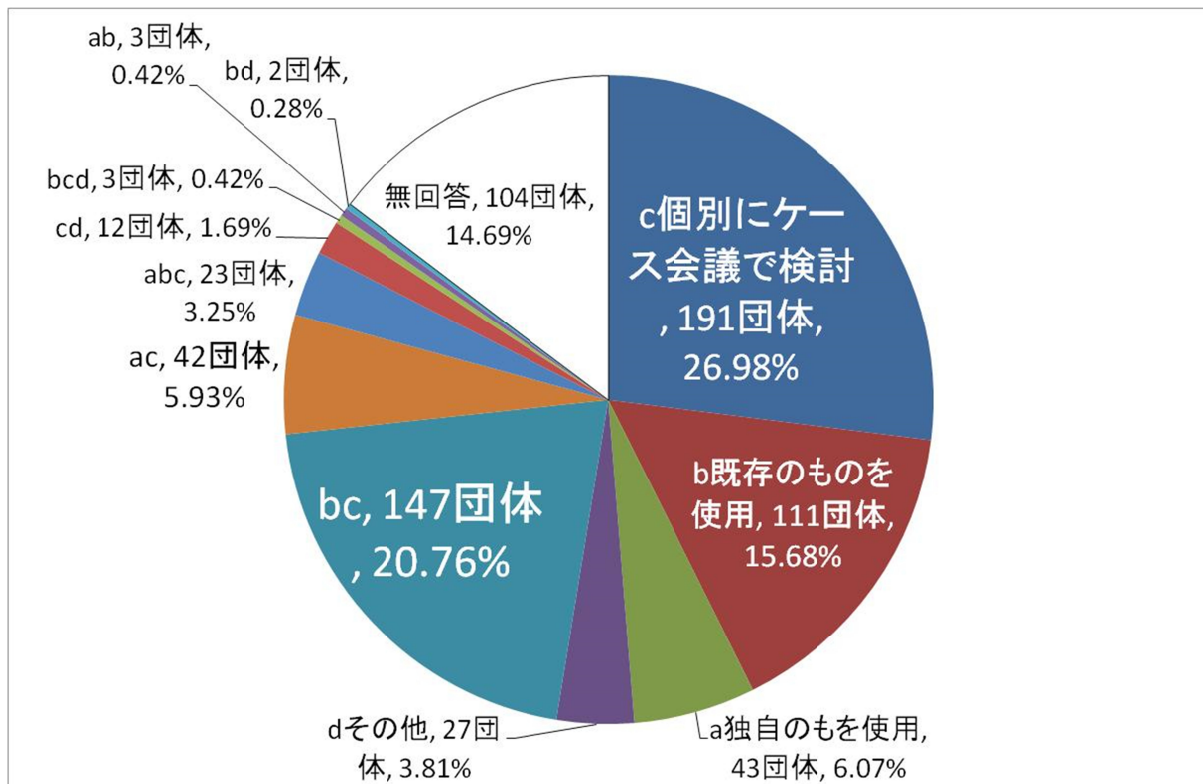


図 13: 市町村虐待防止センターにおけるマニュアルの整備状況

表 3-1: 市町村虐待防止センターに寄せられた法以外の事例件数(回答数:708)

事例の種類	国の調査票の 該当番号	該当事例のあつた団体		該当事例のなかった団体				回答全体で集計			
		(ア) 団体数 (団体)	(イ) 回答全 体に占 める比 率(%)	(ウ) 事例数 が[0件] (団体)	(エ) 無回 答・不 明等 (団体)	(オ) 小計 (団体)	(カ) 回答全 体に占 める比 率(%)	(キ) 合計 件数 (件)	(ク) 平均 (件)	(ケ) 標準 偏差	(コ) 全ての相 談件数に 占める比 率の平均 (%)
幼稚園、または学校での事例		2	0.28	611	95	706	99.72	2	0.00	0.06	0.02
保育所での事例		1	0.14	612	95	707	99.86	1	0.00	0.04	0.01
医療機関での事例		21	2.97	591	96	687	97.03	25	0.04	0.24	0.24
養護者虐待の判断に至らなかった事例	第3票問5	169	23.87	457	82	539	76.13	411	0.66	1.57	3.57
事実確認調査を行ったが施設虐待の判断に至らなかった事例	第4票問4 -3	94	13.28	532	82	614	86.72	146	0.23	0.86	1.23
事実確認調査を行っていないその他の施設虐待の事例	第4票問4 -4	27	3.81	569	112	681	96.19	42	0.07	0.38	0.40
事実確認調査を行ったが使用者虐待の判断に至らなかった事例	第5票問5 -3	39	5.51	583	86	669	94.49	48	0.08	0.32	0.46
事実確認調査を行っていないその他の使用者虐待の事例	第5票問5	10	1.41	586	112	698	98.59	12	0.02	0.17	0.13
被虐待者が児童(18歳未満の障害児)であった事例		33	4.66	592	83	675	95.34	41	0.07	0.31	0.38
被虐待者が高齢者の障害者(65歳以上の障害者)であった事例		38	5.37	587	83	670	94.63	47	0.08	0.34	0.46
虐待の場が他の自治体の管外施設等であった事例		28	3.95	597	83	680	96.05	34	0.05	0.27	0.33
上記以外で、被虐待者が他地域の住民であった事例		29	4.10	597	82	679	95.90	44	0.07	0.47	0.43
セルフネグレクトの事例		9	1.27	621	78	699	98.73	11	0.02	0.16	0.12
障害を理由とした差別ないし偏見によるもの		15	2.12	615	78	693	97.88	23	0.04	0.28	0.21

表 3-2: 市町村虐待防止センターに寄せられた法以外の事例件数(回答数:708)

事例の種類	国の調査票の該当番号	該当事例のあった団体				
		(サ) 団体数 (団体)	(シ) 平均 (件)	(入) 標準偏差	(セ) 連携の実施状況 (団体) (団体)	
幼稚園、または学校での事例		2	1	0.00	0	0
保育所での事例		1	1		0	0
医療機関での事例		21	1.19	0.60	0	0
養護者虐待の判断に至らなかった事例	第3票問5	169	2.43	2.21	21	22
事実確認調査を行ったが施設虐待の判断に至らなかった事例	第4票問4 -3	94	1.55	1.71	6	6
事実確認調査を行っていないその他の施設虐待の事例	第4票問4 -4	27	1.56	0.97	0	0
事実確認調査を行ったが使用者虐待の判断に至らなかった事例	第5票問5 -3	39	1.23	0.48	3	0
事実確認調査を行っていないその他の使用者虐待の事例	第5票問5	10	1.20	0.63	0	0
被虐待者が児童(18歳未満の障害児)であった事例		33	1.24	0.61	0	0
被虐待者が高齢者の障害者(65歳以上の障害者)であった事例		38	1.24	0.68	5	2
虐待の場が他の自治体の管外施設等であった事例		28	1.21	0.50	2	0
上記以外で、被虐待者が他地域の住民であった事例		29	1.52	1.66	2	0
セルフネグレクトの事例		9	1.22	0.67	1	2
障害を理由とした差別ないし偏見によるもの		15	1.53	0.99	0	0

表 4：医療の提供を業務とする独立行政法人および地方独立行政法人における障害者虐待および障害者差別に係る取り組み状況についての調査 集計結果

回答総数	40(配布数 233, 回収率 17.17%)
総病床数	平均 363.25(±157.32)床
平均外来患者数	中央値 225.7人/日

### 1. 障害者虐待への対応

相談窓口の周知	対象となるもの						
		職員	患者	地域住民			
相談窓口及び 通報義務の周 知の方法	広報紙	実施	14(35.00%)	12(30.00%)			
		未実施	25	27			
		無回答	1	1			
	パンフレッ ト	実施	0	1(2.50%)			
			未実施	37		36	
			無回答	3		3	
		ホームペー ジ	実施	1(2.50%)		3(7.50%)	
				未実施		36	34
				無回答		3	3
	その他	実施	16(40.00%)	13(32.50%)			
			未実施	21		25	
			無回答	3		2	
講演会や広報等による啓発 活動	実施	12(30.00%)	3(7.50%)	1(2.50%)			
		未実施	27	36	36		
		無回答	1	1	1		
	専門的な職員 の確保	研修への職員の参加	職員を対象とした研修の実施	独自の対応マニュアル等 の作成			
実施	20(50.00%)	21(52.50%)	12(30.00%)	7(17.50%)			
未実施	18	17	27	32			
無回答	2	2	1	1			
	院内ネットワ ークの構築	地域のネットワ ークへの参加	地域のネットワークに参加する、院内ネットワークの構成員				
			医師	看護師	ソーシャル ワーカー	事務職員	その他
実施	11(27.50%)	9(22.50%)	6(66.67%)	5(55.56%)	7(77.78%)	5(55.56%)	3(33.33%)
未実施	27	30	2	3	1	3	4
無回答	2	1	1	1	1	1	2

	一時保護への協力	虐待を行った養護者への相談、指導または助言	セルフネグレクトへの対応
実施	4(10.00%)	9(22.50%)	14(35.00%)
未実施	34	30	25
無回答	2	1	1

## 2. 障害者差別への対応

### 障害者雇用率(%)

中央値 2.12%

講演会や広報等による啓発活動	対象となるもの			
		職員	患者	地域
	実施	4(10.00%)	1(2.50%)	0
未実施	35	38	39	
無回答	1	1	1	

	独自の対応要領等の作成	対応要領等の公表
実施	3(7.50%)	1(33.33%)
未実施	36	2
無回答	1	0

	実施している合理的な配慮				
	手話のできる職員の配置	筆談用ノートの用意	書類の読み上げ	大活字での書類の用意	視覚障害者向けの日常生活の援助
実施	3(7.50%)	17(42.50%)	26(65.00%)	7(17.50%)	22(55.00%)
未実施	34	20	11	30	15
無回答	3	3	3	3	3

	インフォームドアセント	その他	内容	その他の面での合理的な配慮	内容
	実施	17(42.50%)	1(2.50%)	権利擁護制度の案内	7(17.50%)
未実施	18	24		26	
無回答	4	15		7	

	障害者虐待もしくは差別に対応するためのマニュアル等について診療科を特定したものを用意している	特定して用意している診療科名
実施	2(20.00%)	小児科(重症心身障害)、神経内科、精神科
未実施	8	
無回答	0	

表 5: 各職種の時給・分給単価の例

	年収 (千円)	月給 (給与額)	時給(円)	分給(円)	出典	その他
医師	14,995		7,498	125	a	



看護師	4,692	2,346	39	a
精神保健福祉士	3,775	1,887	31	a
作業療法士	4,287	2,144	36	a
その他病院職員	3,229	1,615	27	a
スクールソーシャルワーカー		1,500		b
		全国相場 3,500 ~ 5,000		
弁護士(1回1時間の法律相談で終了した場合)		5,000 ~ 10,000		c
看護師・保健師	403,608	2,604	43	d
生活支援員	160,200	1,034	17	g
介助員(民間施設)	221,000	1,426	24	e
介助員(県施設職員)	388,124	2,504	42	e
一般行政職(政令市)	453,208	2,924	49	d
一般行政職(県)	433,098	2,794	47	d
警察官	462,861	2,986	50	e
ケアマネージャー				
最低賃金		749	12	f

- a: 泉田信行, 野田寿恵, 杉山直也, 伊藤弘人. 精神科急性期治療導入時の資源投入量に関する調査・検討. 精神医学52(8): 773-782, 2010.
- b: 田代信久, 堀口寿広. 試行的実施事業によるスクールソーシャルワーカーの活動報告. 小児保健研究69(9): 823-829, 2010.
- c: 日本弁護士連合会. 2008年度アンケート結果版 アンケート結果にもとづく市民のための弁護士報酬の目安, 2009.
- d: 千葉市平成25年度給与(平成25年4月1日)より. 看護師・保健師については平均年齢41.2歳の職員の平均給与額。一般行政職については平均年齢42.3歳。千葉市のラスパイレス指数(平成24年度)は109.6(全国の政令市の平均が109.3)。千葉県の一般行政職の平均給与については平均年齢43.4歳。時給は月給÷155時間(7.75時間×20日)で計算。
- e: 平成24年度千葉県公表。平均年齢は51.9歳。千葉県の平成24年度ラスパイレス指数は110.5(都道府県平均は107.5)。民間福祉施設介助員の数値については平均年齢36.4歳。警察官は都道府県の平均値。平均年齢39.3歳。時給単価の算出方法は千葉市のものに同じ。
- f: 厚生労働省: 地域別最低賃金の全国一覧より 平成24年度の数値。
- g: 中核地域生活支援センターを受託するある社会福祉法人の募集広告より大卒者の数値(平成25年4月1日採用予定分)。

表 6: 虐待事例の記録に関する調査 を実施するために実施したヒアリング対象地域(順不同)

団体種別	団体名	備考	
都道府県	北海道		
	千葉県		
	東京都	児相担当部局へのヒアリング	
	大阪府	権利擁護センター担当者への電話での聞き取り	
	熊本県		
政令市	神奈川県 川崎市		
	埼玉県 さいたま市		
	大阪府 堺市		
市区町村	埼玉県 行田市		
	千葉県 船橋市	旭市	委託を受けている中核地域生活支援センター
		君津市	委託を受けている中核地域生活支援センター
		浦安市	
		東京都 調布市	
	神奈川県 小田原市	茅ヶ崎市	
		長崎県 長崎市	
	東京都 世田谷区		
	神奈川県 開成町		
	その他	千葉県 各中核地域生活支援センター等	連絡協議会を通じて依頼

## 障害者虐待に対する地方公共団体による機関連携の実施状況についての調査 アンケート（都道府県）

ご回答は機械で処理いたしますので調査用紙原本のご返送にご協力下さい

1. 貴地域についてお教えてください。調査結果の報告等で貴団体の名称又は特定し得る情報が出ることはございません

\_\_\_\_\_都・道・府・県 地方公共団体コード 

--	--	--	--	--	--

地域人口をお教えてください \_\_\_\_\_人（平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日時点）

障害者数をお教え下さい（手帳取得者ベース）身体\_\_\_\_\_人 知的\_\_\_\_\_人 精神\_\_\_\_\_人  
（平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日時点）

2. 障害者権利擁護センターの設置状況についてお教え下さい

	平成 25 年度 （平成 26 年 3 月 31 日時点）	平成 26 年度 （平成 26 年 4 月 1 日時点）
(1) センターの実施形態	ア 直営のみ イ 委託のみ ウ 直営と委託の両方	ア 直営のみ イ 委託のみ ウ 直営と委託の両方
(2) 委託がある場合の事務の委託状況 （1）でイまたはウを選んだ場合	エ 通報又は届出の受理 オ 相談・指導及び助言 カ 広報・啓発活動	エ 通報又は届出の受理 オ 相談・指導及び助言 カ 広報・啓発活動
(3) 予算 センター業務を実施するための予算として計上しているもの（人件費、機器整備費、研修開催費等）もしくは担当課の業務に係る予算のうちでセンターの予算として容易に区分けができるもの	_____円 <small>（決算額、または回答記入時点での補正等を受けた最新の値）</small>	_____円 <small>（回答記入時点での概算要求額等の最新の値）</small>

(4) センターの人員配置（平成 26 年 3 月 31 日および 4 月 1 日時点）

直営と委託の双方を実施している場合は下欄では数値を分けてご記入ください。

いずれも非常勤等の換算（例：0.5 等）はなさらず実人数をご回答下さい。

	専従	兼任	その他（ ）
相談員 （専門職員） <small>電話での相談業務や調査の実施など実務を担当する方</small>	平成 25 年度分 _____人 平成 26 年度分 _____人 <small>【第 8 票問 4】障害者の福祉又は権利擁護に関し専門的知識又は経験を有し専門的に従事する職員</small>	平成 25 年度分 _____人 平成 26 年度分 _____人 <small>左記以外の職員（例：担当課の職員が兼務・併任等の辞令が交付される等し当番等を定めてセンター業務に従事している場合等）</small>	平成 25 年度分 _____人 平成 26 年度分 _____人 <small>左記以外の職員</small>
事務担当職員 <small>相談員以外の方</small>	平成 25 年度分 _____人 平成 26 年度分 _____人 <small>上段以外の職員（例：従事する業務が文書作成や電話受付のみで相談者との電話での対応や面談等を実施しない職員等）</small>	平成 25 年度分 _____人 平成 26 年度分 _____人 <small>左記以外の職員（例：担当課の職員が兼務・併任等の辞令が交付される等し当番等を定めて左記の業務に従事している場合等）</small>	平成 25 年度分 _____人 平成 26 年度分 _____人 <small>左記以外の職員</small>
その他 （ ）	平成 25 年度分 _____人 平成 26 年度分 _____人	平成 25 年度分 _____人 平成 26 年度分 _____人	平成 25 年度分 _____人 平成 26 年度分 _____人

3.平成 25 年 4 月 1 日から 26 年 3 月 31 日の間に窓口寄せられた相談件数は

調査結果の報告等では統計的に処理した数値を扱い、個別のご回答を抜き出して記載することはありません

\_\_\_\_\_件(実人数\_\_\_\_\_人)虐待を受けたとされるもの(被虐待者)の人数ではなく、相談・通報等の件数です。  
同一の方からの複数回にわたる相談等を区別して相談者の人数として計数されている場合は、あわせて実人数をご回答下さい。

4.そのうち、障害者虐待があると判断された件数は

\_\_\_\_\_件(実人数\_\_\_\_\_人)虐待事例の件数と被虐待者の人数です。

障害者虐待事例について、詳細をご回答いただける場合は次のページにご記入ください。

5.養護者による虐待事例の件数・被虐待者の人数は

【第 9 票問】都道府県に相談・通報・届出があった事例の被虐待者の障害種別(重複可)

合計	件	人	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置 (ネグレクト)	経済的虐待
身体障害			件 人	件 人	件 人	件 人	件 人
知的障害			件 人	件 人	件 人	件 人	件 人
精神障害(発達障害をのぞく)			件 人	件 人	件 人	件 人	件 人
発達障害			件 人	件 人	件 人	件 人	件 人
その他の心身の機能の障害			件 人	件 人	件 人	件 人	件 人

6.障害者福祉施設従事者等による虐待事例の件数・被虐待者の人数は

【第 10 票】都道府県における対応件数+市区町村から都道府県に届出のあった事例の被虐待者の障害種別(重複可)

合計	件	人	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置 (ネグレクト)	経済的虐待
身体障害			件 人	件 人	件 人	件 人	件 人
知的障害			件 人	件 人	件 人	件 人	件 人
精神障害(発達障害をのぞく)			件 人	件 人	件 人	件 人	件 人
発達障害			件 人	件 人	件 人	件 人	件 人
その他の心身の機能の障害			件 人	件 人	件 人	件 人	件 人

7.使用者による虐待事例の件数・被虐待者の人数は

【第 14 票】都道府県における対応件数+市区町村から都道府県に通知のあった事例の被虐待者の障害種別(重複可)

合計	件	人	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置 (ネグレクト)	経済的虐待
身体障害			件 人	件 人	件 人	件 人	件 人
知的障害			件 人	件 人	件 人	件 人	件 人
精神障害(発達障害をのぞく)			件 人	件 人	件 人	件 人	件 人
発達障害			件 人	件 人	件 人	件 人	件 人
その他の心身の機能の障害			件 人	件 人	件 人	件 人	件 人

8.1 ページ問 3.のうち、次のA～Mのような事例がございましたら、どのように対応をされたかお教えください。お手数ですが当てはまるものすべてについて、 の枠中に丸をお書き入れ下さい。

このページより、平成 25 年 4 月 1 日から 26 年 3 月 31 日の間に窓口寄せられた相談のうち、該当するものについてお答えいただきます。厚生労働省より回答依頼（障発障 0611 第 1 号（平成 25 年 6 月 11 日付））のあった調査票とご照合いただけるよう、調査票の番号（第 票）と質問番号（問 ）を記載してあります。  
調査結果の報告等では統計的に処理した数値を扱い、個別のご回答を抜き出して記載することはいたしません

A. 都道府県における障害者虐待防止法に基づく対応状況等に関する調査票（第 8 票）から  
問 16 「法に定める障害者虐待以外、例えば「学校」「保育所」「医療機関」等における虐待に関する相談等の受付の相談等の受付」の実施の体制について  
実施していますか  
実施している ・ 実施していない ←当てはまるものに☑を入れて下さい。  
**（ ご回答の内容にかかわらず以降の質問すべてにもご回答ください。）**

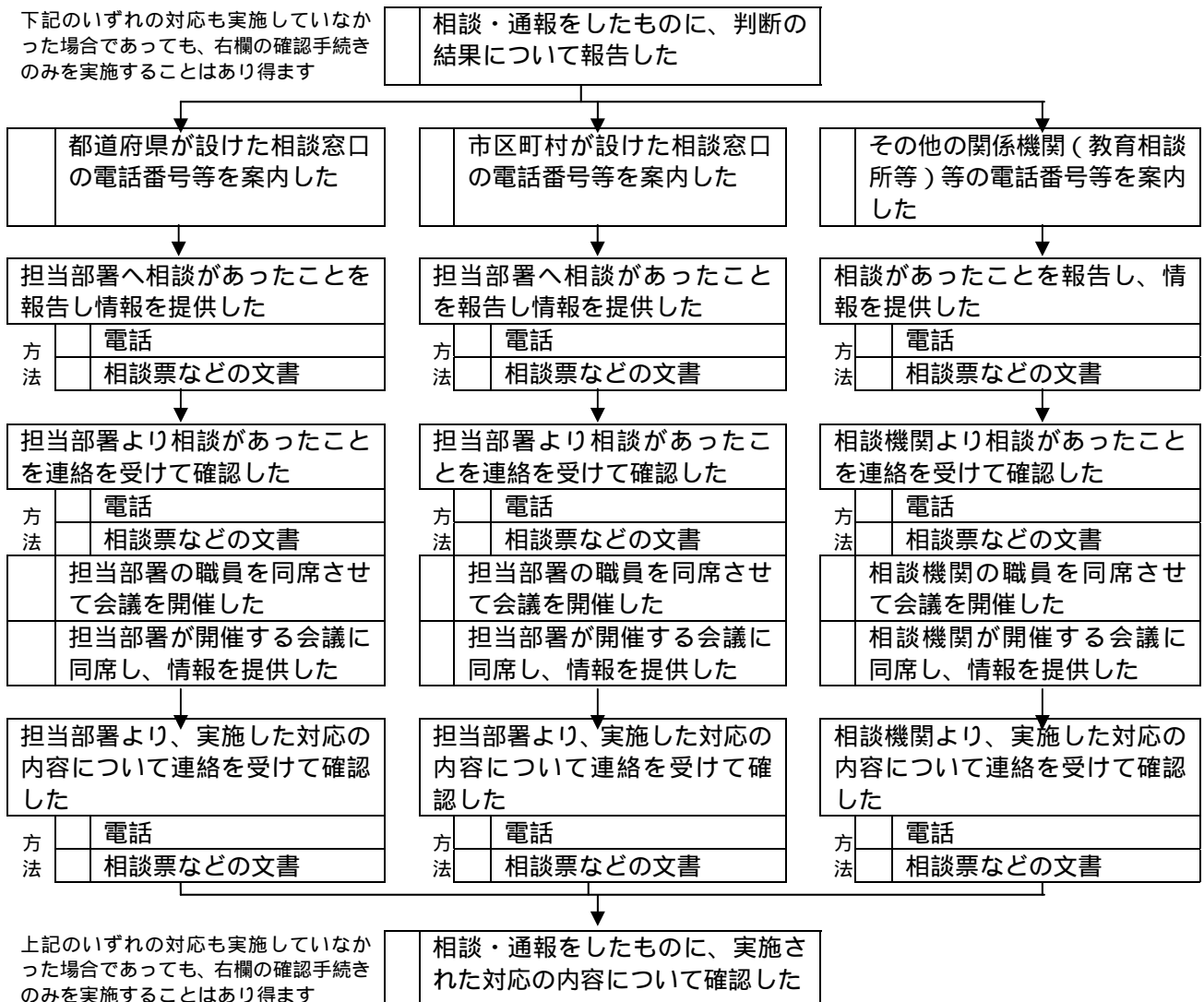
A-1. 虐待が行われているとされる場所が幼稚園、または学校であった

該当する事例がありましたか

あった（ \_\_\_\_\_ 件，実 \_\_\_\_\_ 人）\* ・ なかった \*件(人)数は A-2 以降の各項目との重複を含みます

上で「あった」と回答した場合、どのように対応されましたか。お手数ですが当てはまるすべての枠に をお書き入れ下さい。（該当するすべての事例について、1 度でも実施した対応があれば をお書き入れ下さい。）

以下の表は行動の起こり得る時系列に沿って並べたもので、上の に がつかなくても次の に がつくこと、いくつかの を飛ばして下の に がつくことはあります  
各項目の説明は次頁に例を記載いたしてあります。



A-2. 虐待が行われているとされる場所が保育所であった

該当する事例がありましたか

あった(\_\_\_\_件, 実\_\_\_\_人)\* ・ なかった \*件(人)数はA-3以降の各項目との重複を含みます

上で「あった」と回答した場合、どのように対応されましたか。お手数ですが当てはまるすべての枠に をお書き入れ下さい。(該当するすべての事例について、1度でも実施した対応があれば をお書き入れ下さい。)

以下の表は行動の起こり得る時系列に沿って並べたもので、上の に がつかなくても次の に がつくこと、いくつかの を飛ばして下の に がつくことはあります



表の回答欄の記載(例)	該当する対応の内容(例)
相談・通報をしたものに、判断の結果について報告した	担当者会議の開催の有無にかかわらず、相談者に対し、相談の内容は福祉制度の利用の仕方に関するものであると解釈を説明すること、「当課は担当部署ではない」「虐待防止法の対象には含まれない」と回答することなど
都道府県が設けた相談窓口の電話番号等を案内した	会議等の有無によらず「ご相談主旨から に相談されることをお勧めします」といった、適切と思われる部署や他機関を相談者に案内することなど センターが設置されている同課内でのご対応については、この調査では「連携」とはしないため、該当しないものとします
担当部署へ相談があったことを報告し情報を提供した	相談者から依頼されて行う場合もありますが、「このようなご相談がありましたのでそちらを紹介しました」「ご相談がそちらにあるかもしれません」と、紹介先の機関へ連絡することなど
担当部署より相談があったことを連絡を受けて確認した	紹介した機関から「該当すると思われるご相談がありました」と連絡を受けること 後日「そちらへご相談がありましたか」と照会することなど
担当部署より、実施した対応の内容について連絡を受けて確認した	紹介した機関から「当課で対応していくことと致しました」など、紹介した事例がどのように対応されたのかについて情報を得ることなど
相談・通報をしたものに、実施された対応の内容について確認した	紹介した機関からの情報の有無にかかわらず、相談者に「何らかの対応がなされたか」「その後問題が解決したか」と確認の電話をすることなど

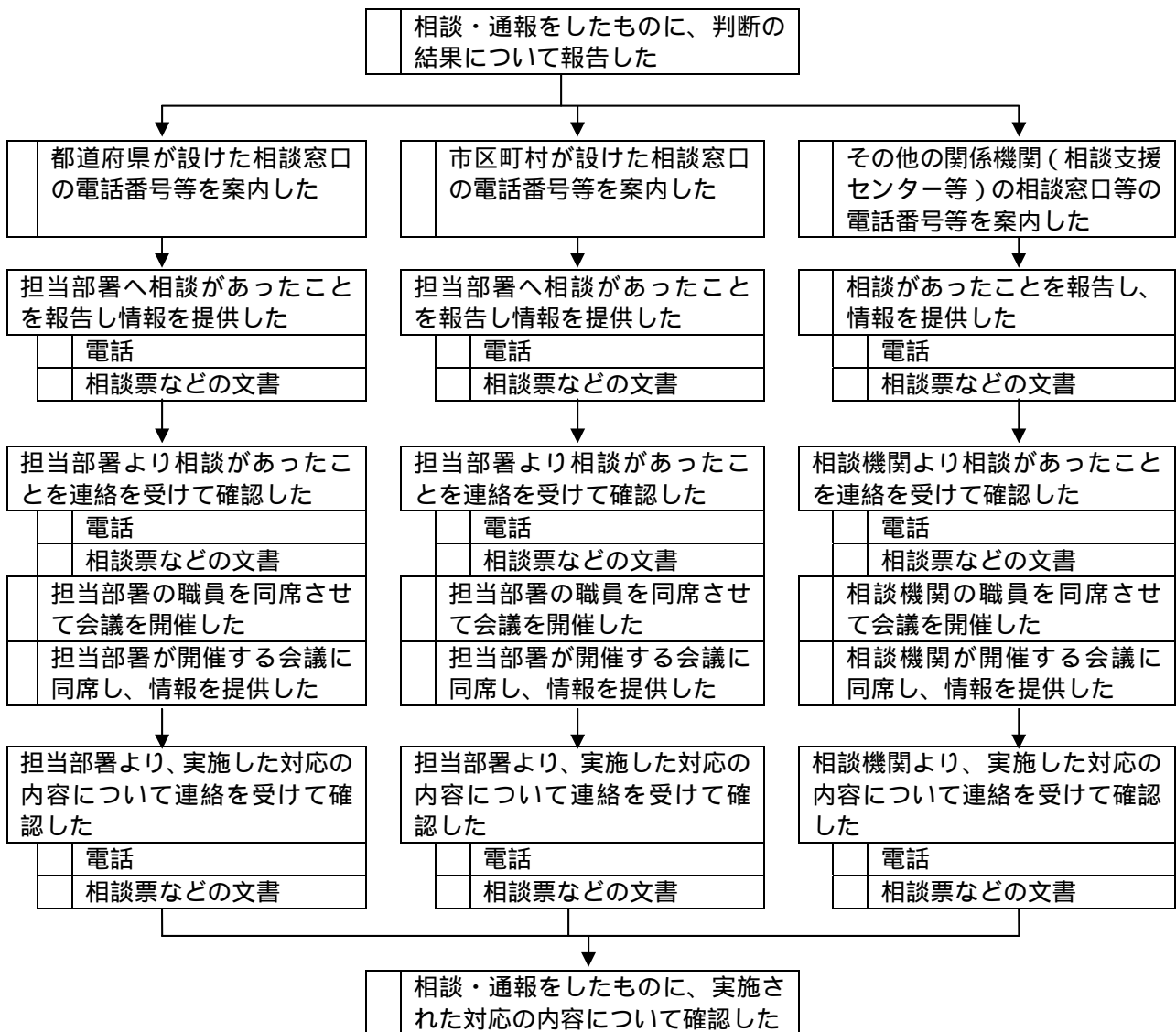
A-3. 虐待が行われているとされる場所が医療機関（病院、診療所）であった

該当する事例がありましたか

あった（ \_\_\_\_件，実 \_\_\_\_人）\* ・ なかった \*件(人)数は他の項目との重複を含みます

上で「あった」と回答した場合、どのように対応されましたか。お手数ですが当てはまるすべての枠に をお書き入れ下さい。（該当するすべての事例について、1度でも実施した対応があれば をお書き入れ下さい。）

以下の表は行動の起こり得る時系列に沿って並べたもので、上の に がつかなくても次の に がつくこと、いくつかの を飛ばして下の に がつくことはあります  
各項目の説明は2頁に例を記載いたしてあります。



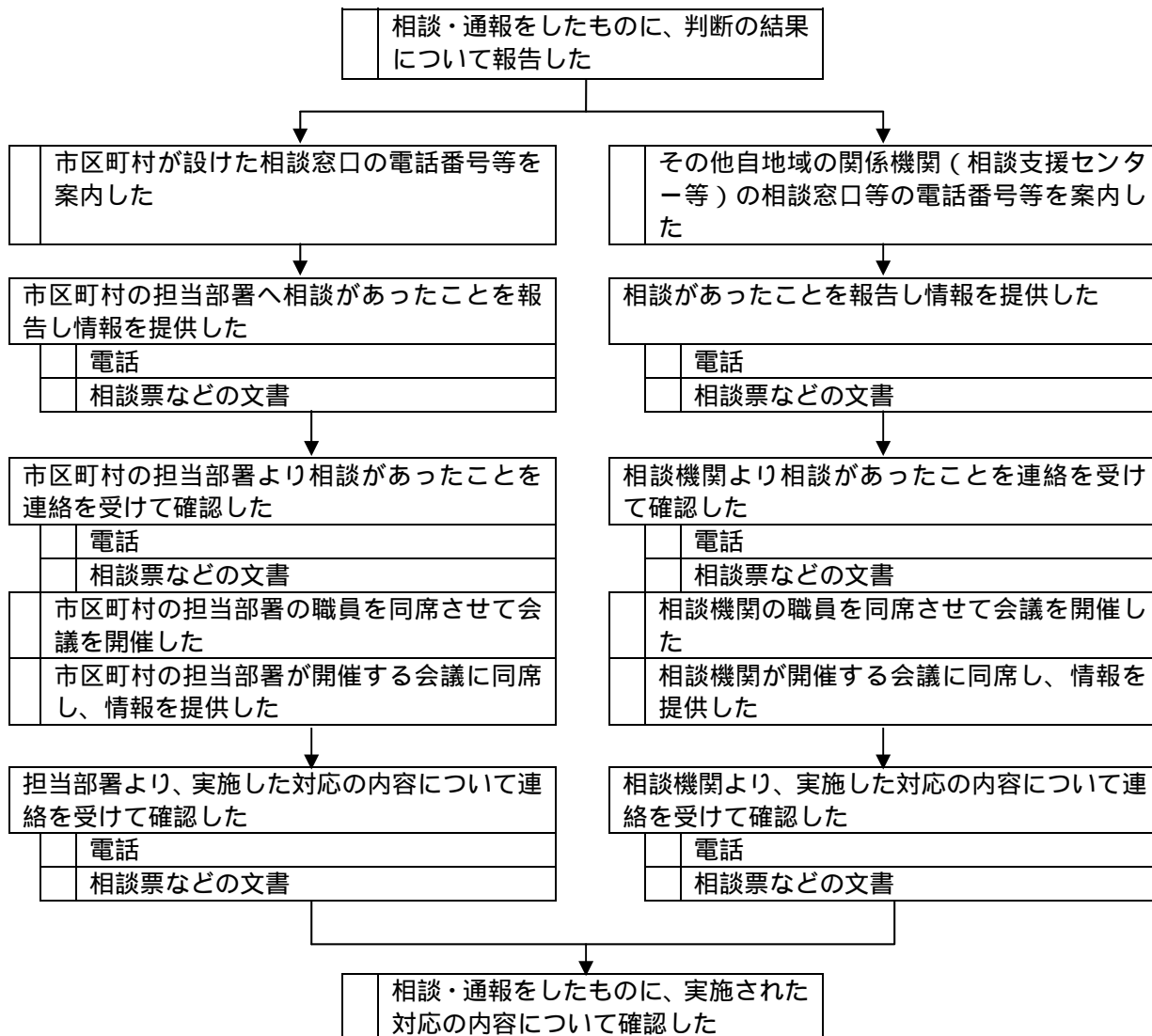
B. 養護者による障害者虐待に関する調査票（第9票）から  
 問3「市区町村への連絡状況」について  
 虐待が疑われるとして市区町村へ連絡した事例

該当する事例がありましたか

あった（ \_\_\_\_\_ 件，実 \_\_\_\_\_ 人）\* ・ なかった \*件(人)数は他の項目との重複を含みます

上で「あった」と回答した場合、どのように対応されましたか。お手数ですが当てはまるすべての枠に をお書き入れ下さい。（該当するすべての事例について、1度でも実施した対応があれば をお書き入れ下さい。）

以下の表は行動の起こり得る時系列に沿って並べたもので、上の に がつかなくても次の に がつくこと、いくつかの を飛ばして下の に がつくことはあります  
 各項目の説明は2頁に例を記載いたしてあります。





C. 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に関する調査票（第10票）から

問5「都道府県が直接、相談・通報・届出を受け付けた事例（問3）における事実確認調査及びその結果」について

注：市区町村から報告があり、同票問1でカウントした事例はのぞく

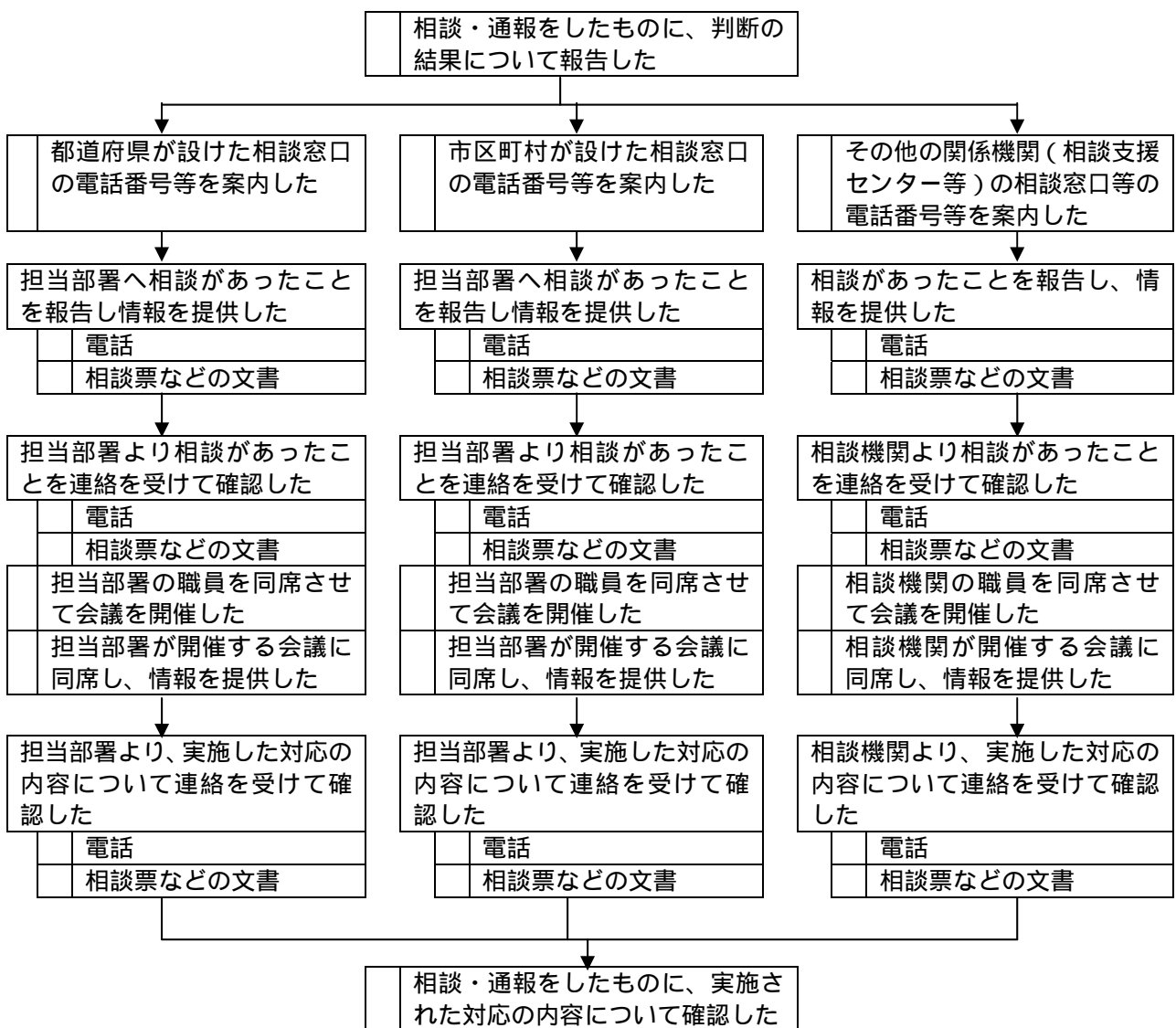
事実確認調査を行ったが、虐待の判断に至らなかった事例（ の事実確認調査により虐待ではないと判断した事例はのぞく）

該当する事例がありましたか

あった（ \_\_\_\_\_件，実 \_\_\_\_\_人）\* ・ なかった \*件(人)数は他の項目との重複を含みます

上で「あった」と回答した場合、「虐待の判断に至らなかった」後に、どのように対応されましたか。お手数ですが当てはまるものすべての枠に お書き入れ下さい。（該当するすべての事例について、1度でも実施した対応があれば をお書き入れ下さい。）

以下の表は行動の起こり得る時系列に沿って並べたもので、上の \_\_\_\_\_に \_\_\_\_\_がつかなくても次の \_\_\_\_\_に \_\_\_\_\_がつくこと、いくつかの \_\_\_\_\_を飛ばして下の \_\_\_\_\_に \_\_\_\_\_がつくことはあります  
各項目の説明は2頁に例を記載いたしてあります。



D. 使用者による障害者虐待に関する調査票（第14票）から

問2「市区町村から通知を受けた、市町村が事実の確認を行った・行う必要がある事例（都道府県労働局と共同しなかった事例）における事実確認調査及びその結果」について  
 事実確認調査を行ったが、虐待の判断に至らなかった事例

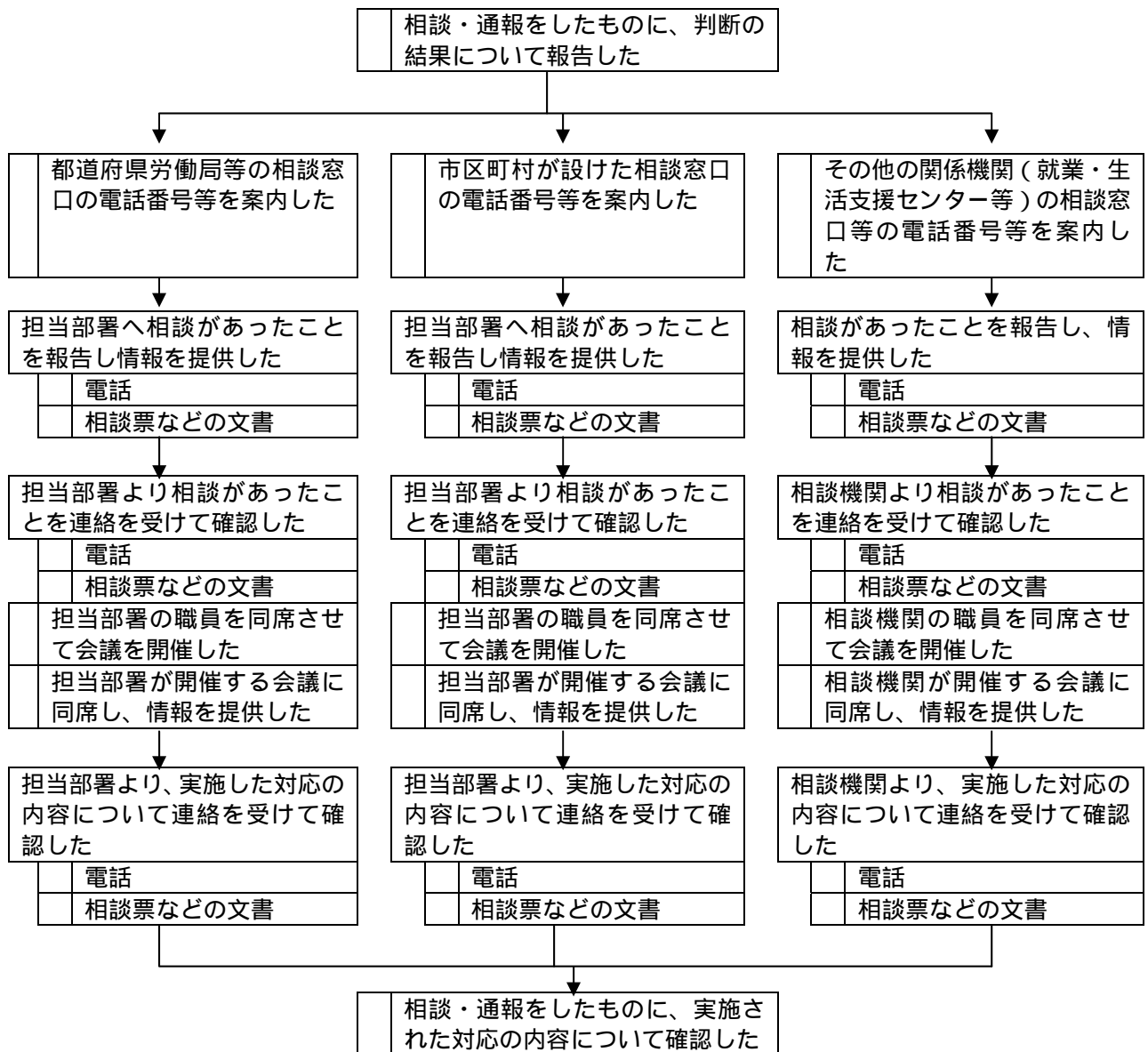
[説明]  
 【第14票問2】は、市区町村から通知があった事例（問1）について、通知を受け付けた後に都道府県が行った事実確認調査の状況と結果について把握する設問です。  
 都道府県が事実の確認を行った・行う必要がある事例で、都道府県労働局と共同しなかった事例です。  
 例えば「就労についてなんらかの問題があるが、虐待の事実は確認できなかった事例」、「虐待と思われるが、事業所の協力が得られないなどの理由により、現在までの調査では事実確認ができていない事例」等で、都道府県労働局に報告した事例をカウントして下さい。

該当する事例がありましたか

あった（ \_\_\_\_\_ 件，実 \_\_\_\_\_ 人）\* ・ なかった \*件(人)数は他の項目との重複を含みます

上で「あった」と回答した場合、「都道府県労働局に報告した」他に、どのように対応されましたか。お手数ですが当てはまるものすべての枠に お書き入れ下さい。（該当するすべての事例について、1度でも実施した対応があれば お書き入れ下さい。）

以下の表は行動の起こり得る時系列に沿って並べたもので、上の に がつかなくても次の に がつくこと、いくつかの を飛ばして下の に がつくことはあります  
 各項目の説明は2頁に例を記載いたしてあります。



E .

問3「市区町村から通知を受けた、市区町村と都道府県労働局が共同して事実の確認を行った・行う必要がある事例における事実確認調査及びその結果」について  
**事実確認調査を行ったが、虐待の判断に至らなかった事例**

[説明]

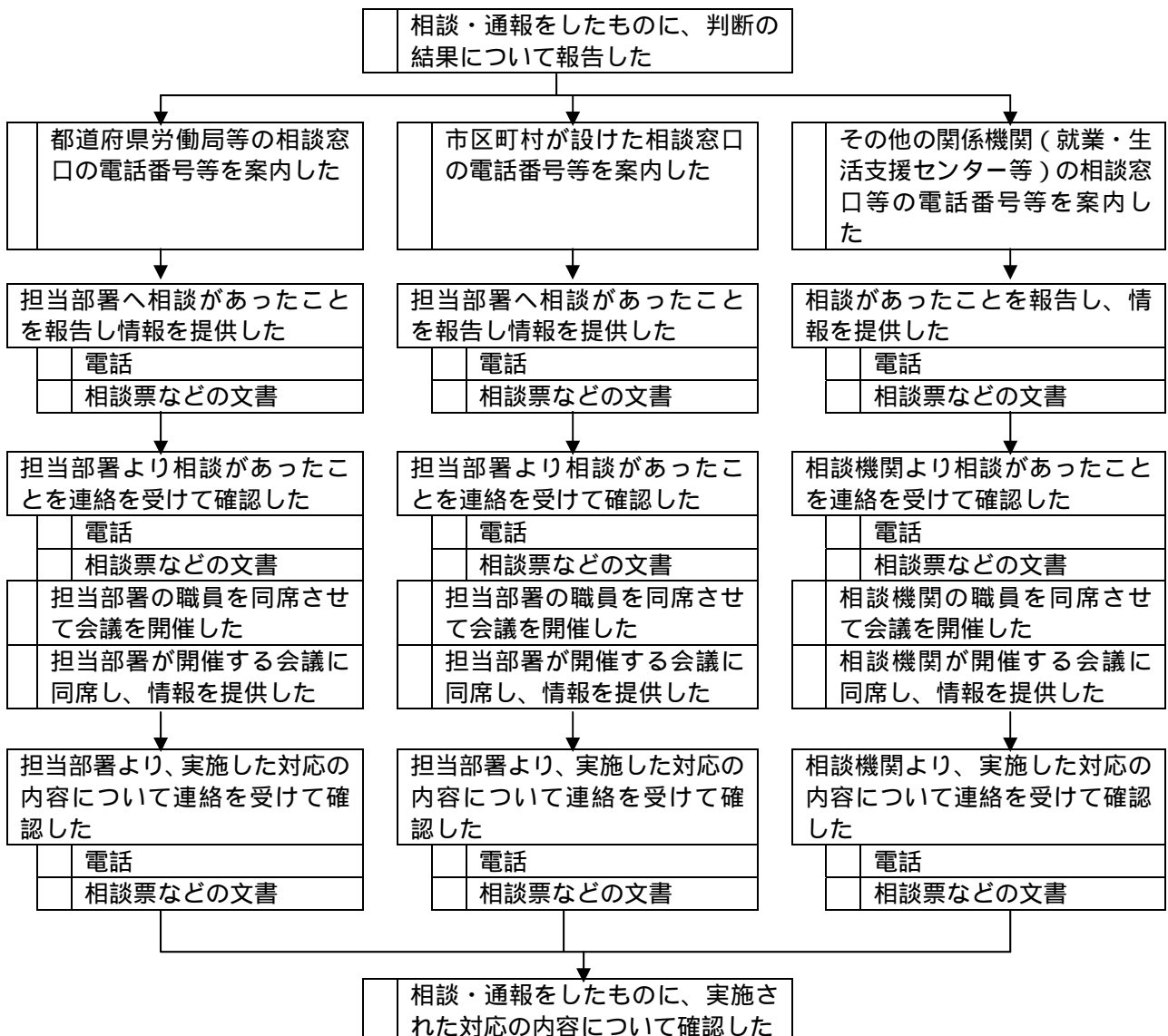
【第14票問3】は、市区町村から通知があった事例(問1)について、通知を受け付けた後に都道府県が行った事実確認調査の状況と結果について把握する設問です。  
 都道府県が事実の確認を行った・行う必要がある事例で、都道府県労働局と共同して事実確認調査を行った事例です。  
 例えば「就労についてなんらかの問題があるが、虐待の事実は確認できなかった事例」、「虐待と思われるが、事業所の協力が得られないなどの理由により、現在までの調査では事実確認ができていない事例」等で、都道府県労働局に報告した事例をカウントして下さい。

該当する事例がありましたか

あった(\_\_\_\_件, 実\_\_\_\_人)\* ・ なかった \*件(人)数は他の項目との重複を含みます

上で「あった」と回答した場合、「都道府県労働局に報告した」他に、どのように対応されましたか。お手数ですが当てはまるものすべての枠に をお書き入れ下さい。(該当するすべての事例について、1度でも実施した対応があれば をお書き入れ下さい。)

以下の表は行動の起こり得る時系列に沿って並べたもので、上の に がつかなくても次の に がつくこと、いくつかの を飛ばして下の に がつくことはあります  
 各項目の説明は2頁に例を記載いたしてあります。



F .

問6「市区町村から通知を受けた事例以外の事例で、市町村が事実の確認を行った・行う必要がある事例（都道府県労働局と共同しなかった事例）における事実確認調査及びその結果」について  
**事実確認調査を行ったが、虐待の判断に至らなかった事例**

[説明]

【第14票問6】は、都道府県が直接、相談・通報・届出を受け付けた事例について、相談・通報・届出を受け付けた後に都道府県が行った事実確認調査の状況と結果について把握する設問です。  
 都道府県が事実の確認を行った・行う必要がある事例で、都道府県労働局と共同しなかった事例です。  
 例えば「就労についてなんらかの問題があるが、虐待の事実は確認できなかった事例」、「虐待と思われるが、事業所の協力が得られないなどの理由により、現在までの調査では事実確認ができていない事例」等で、都道府県労働局に報告した事例をカウントして下さい。

該当する事例がありましたか

あった（ \_\_\_\_\_ 件，実 \_\_\_\_\_ 人）\* ・ なかった \*件(人)数は他の項目との重複を含みます

上で「あった」と回答した場合、「都道府県労働局に報告した」他に、どのように対応されましたか。お手数ですが当てはまるものすべての枠に をお書き入れ下さい。（該当するすべての事例について、1度でも実施した対応があれば をお書き入れ下さい。）

以下の表は行動の起こり得る時系列に沿って並べたもので、上の に がつかなくても次の に がつくこと、いくつかの を飛ばして下の に がつくことはあります  
 各項目の説明は2頁に例を記載いたしてあります。



G .

問 7「市区町村から通知を受けた事例以外の事例で、市町村と都道府県労働局が共同して事実の確認を行った・行う必要がある事例における事実確認調査及びその結果」について  
**事実確認調査を行ったが、虐待の判断に至らなかった事例**

[説明]

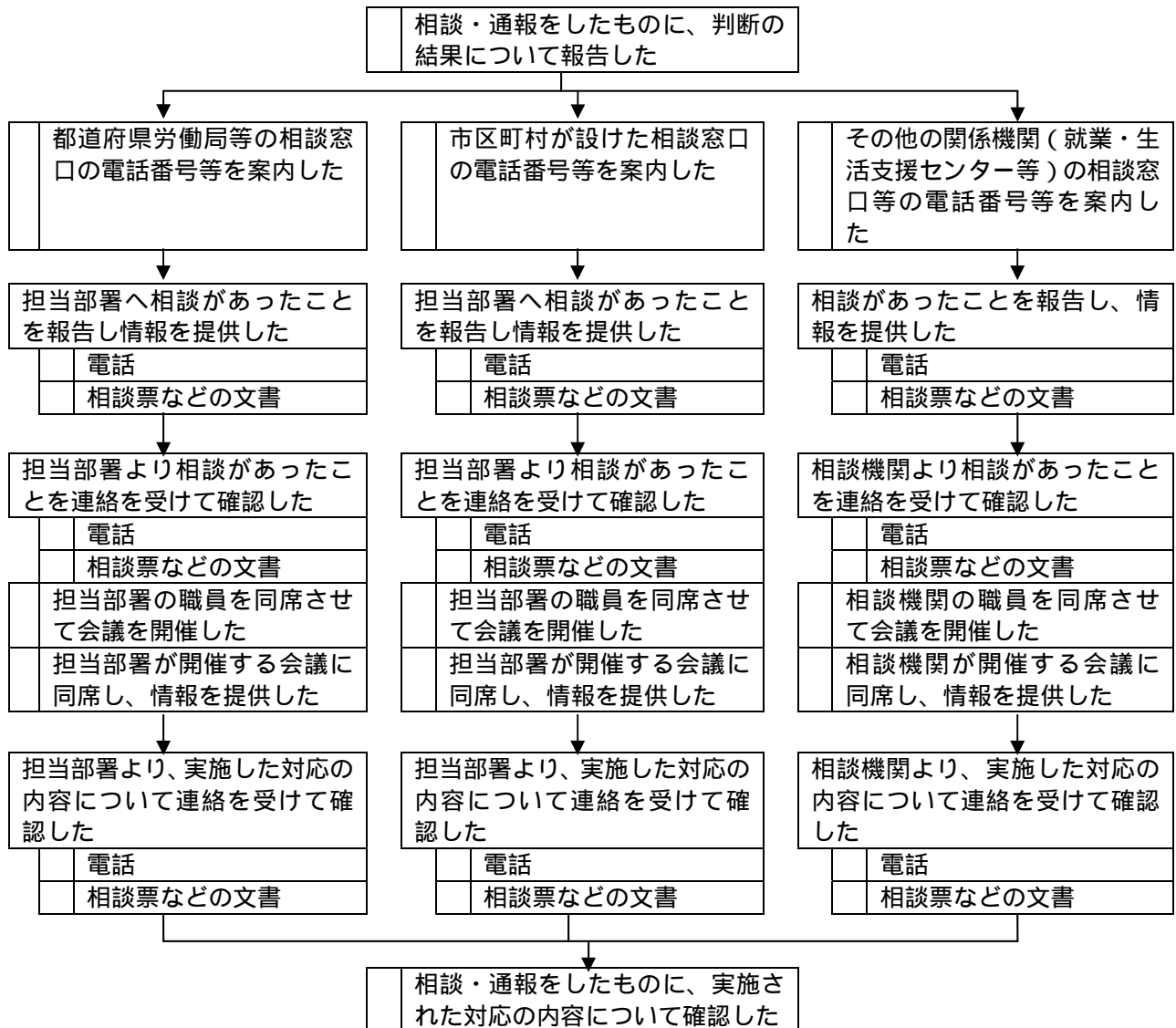
【第 14 票問 7】は、都道府県が直接、相談・通報・届出を受け付けた事例について、相談・通報・届出を受け付けた後に都道府県が行った事実確認調査の状況と結果について把握する設問です。  
 都道府県が事実の確認を行った・行う必要がある事例で、都道府県労働局と共同して事実確認調査を行った事例です。  
 例えば「就労についてなんらかの問題があるが、虐待の事実は確認できなかった事例」、「虐待と思われるが、事業所の協力が得られないなどの理由により、現在までの調査では事実確認ができていない事例」等で、都道府県労働局に報告した事例をカウントして下さい。

該当する事例がありましたか

あった ( \_\_\_\_\_ 件 , 実 \_\_\_\_\_ 人 ) \* ・ なかった \* 件(人)数は他の項目との重複を含みます

上で「あった」と回答した場合、「都道府県労働局に報告した」他に、どのように対応されましたか。お手数ですが当てはまるものすべての枠に をお書き入れ下さい。(該当するすべての事例について、1度でも実施した対応があれば をお書き入れ下さい。)

以下の表は行動の起こり得る時系列に沿って並べたもので、上の に がつかなくても次の に がつくこと、いくつかの を飛ばして下の に がつくことはあります  
 各項目の説明は 2 頁に例を記載いたしてあります。



H.

市区町村向け調査票【使用者による障害者虐待に関する調査票（第5票）問5「事実確認調査の状況」】をもとに、 事実確認調査を行っていない事例のうち、その他の理由による事例

<p>[説明]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市区町村において相談・通報・届出を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査が不要だと判断した事例</li> <li>・後日、市区町村にて事実確認調査を予定している、または事実確認調査の可否を検討中の事例</li> <li>・市区町村としては事実確認調査を行わず、都道府県へ通知した事例</li> </ul> <p>以下の事例で、その他の理由により、都道府県において事実確認調査を行っていない事例</p>
---

その他の場合、具体的な内容（概要）をご記入下さい

概要：（個人や団体を特定し得る情報はご記入しないで下さい）

該当する事例がありましたか

あった（ \_\_\_\_\_ 件，実 \_\_\_\_\_ 人）\* ・ なかった \*件(人)数は他の項目との重複を含みます

上で「あった」と回答した場合、どのように対応されましたか。お手数ですが当てはまるものすべての枠にお書き入れ下さい。(該当するすべての事例について、1度でも実施した対応があれば をお書き入れ下さい。)

以下の表は行動の起こり得る時系列に沿って並べたもので、上の に がつかなくても次の に がつくこと、いくつかの を飛ばして下の に がつくことはあります  
各項目の説明は2頁に例を記載いたしてあります。



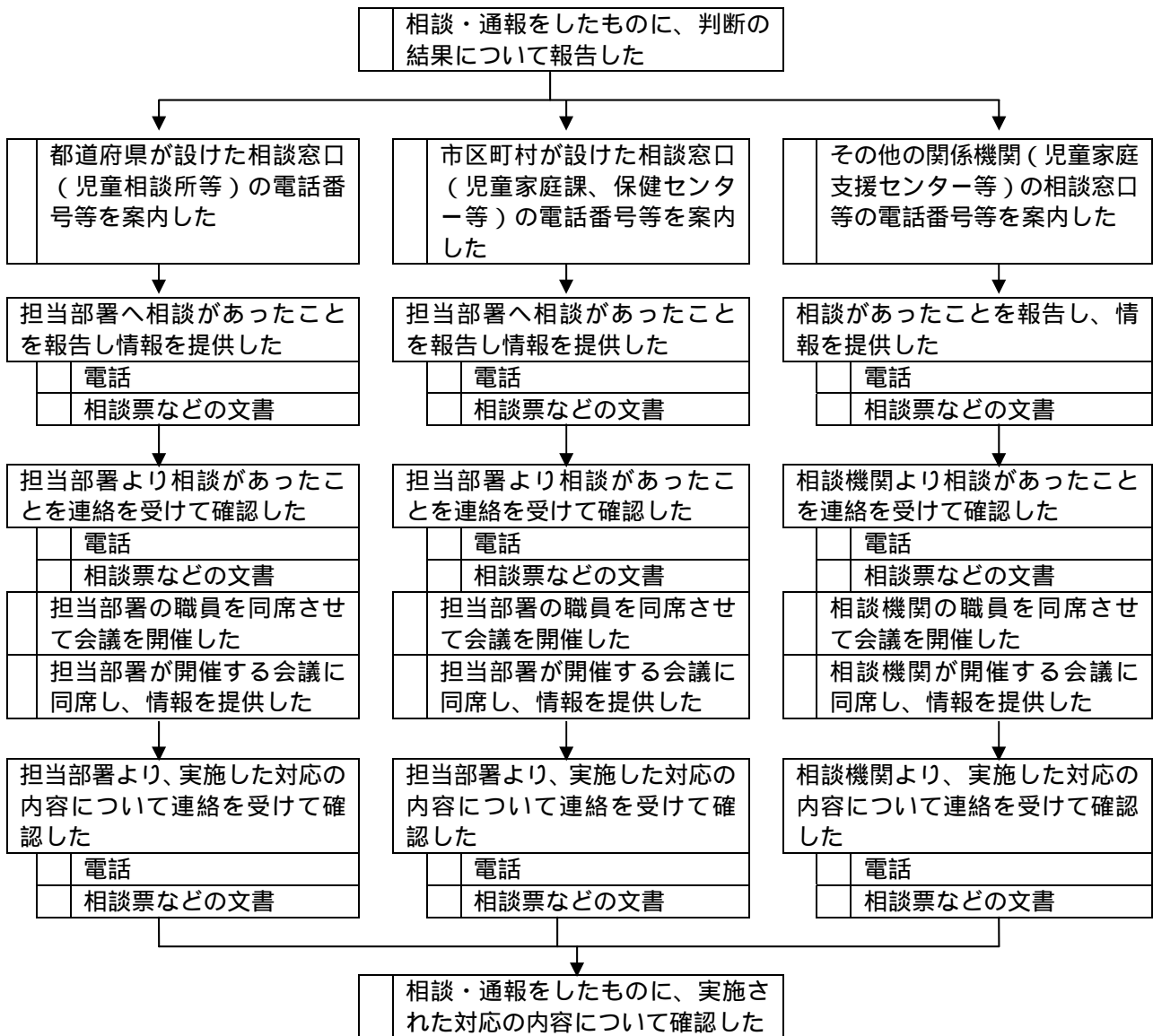
I . 虐待を受けているものが児童（18歳未満の障害児）であった

該当する事例がありましたか

あった（ \_\_\_\_件，実 \_\_\_\_人）\* ・ なかった \*件(人)数は他の項目との重複を含みます

上で「あった」と回答した場合、どのように対応されましたか。お手数ですが当てはまるものすべての枠にお書き入れ下さい。(該当するすべての事例について、1度でも実施した対応があれば をお書き入れ下さい。)

以下の表は行動の起こり得る時系列に沿って並べたもので、上の に がつかなくても次の に がつくこと、いくつかの を飛ばして下の に がつくことはあります  
各項目の説明は2頁に例を記載いたしてあります。



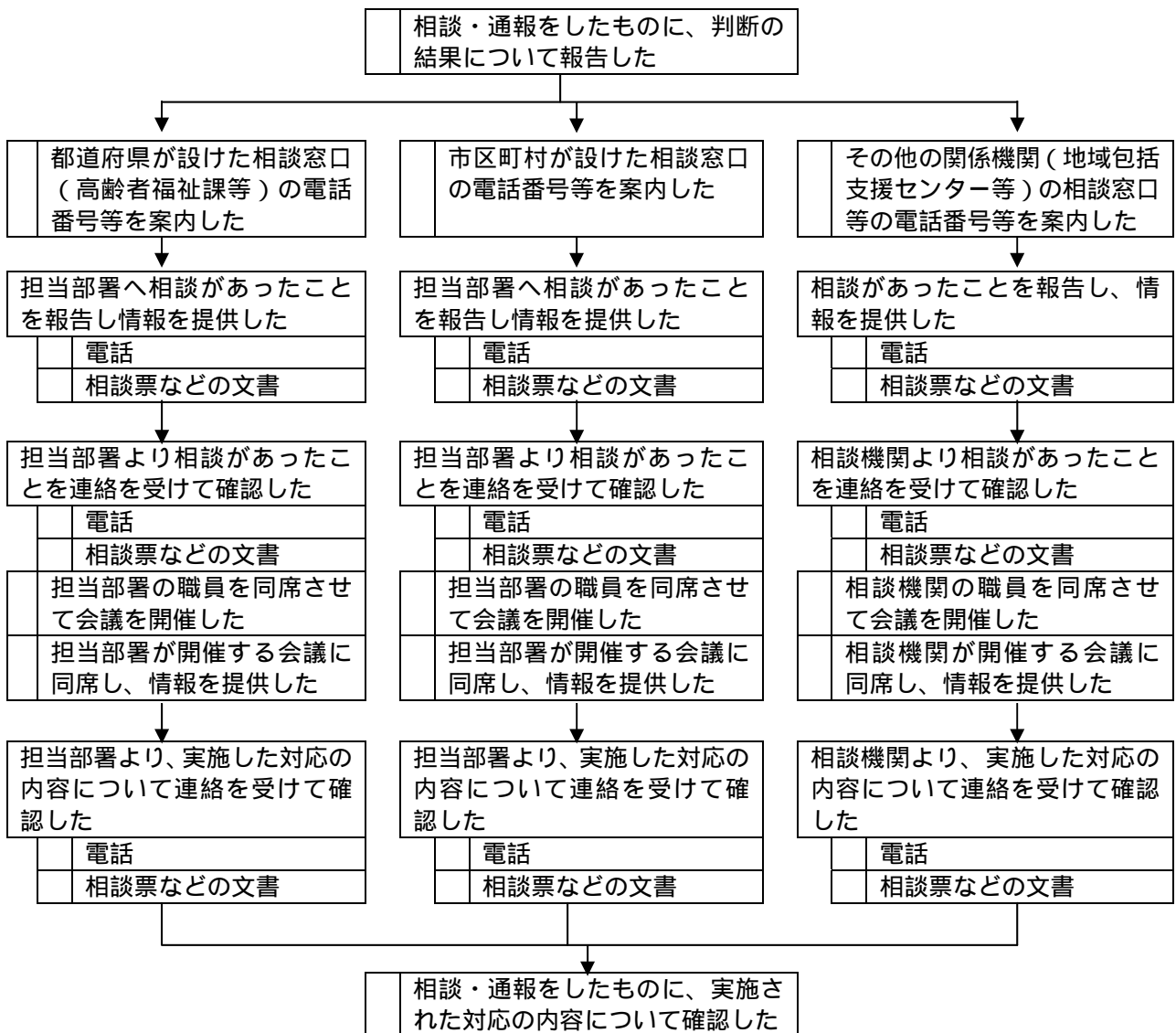
Ｊ．虐待を受けているものが高齢者の障害者（65歳以上の障害者）であった

該当する事例がありましたか

あった（ \_\_\_\_件，実 \_\_\_\_人）\* ・ なかった \*件(人)数は他の項目との重複を含みます

上で「あった」と回答した場合、どのように対応されましたか。お手数ですが当てはまるものすべての枠にお書き入れ下さい。(該当するすべての事例について、1度でも実施した対応があれば をお書き入れ下さい。)

以下の表は行動の起こり得る時系列に沿って並べたもので、上の に がつかなくても次の に がつくこと、いくつかの を飛ばして下の に がつくことはあります  
各項目の説明は2頁に例を記載いたしてあります。





K. 虐待の起きている場が、他の自治体の管外施設等であった

[説明]例えば、自地域の管内にある施設において、他地域の住民が入所サービス等を利用している場合で、虐待を受けている障害者本人が他地域の住民である場合

該当する事例がありましたか

あった(\_\_\_\_件, 実\_\_\_\_人)\* ・ なかった \*件(人)数は他の項目との重複を含みます

上で「あった」と回答した場合、どのように対応されましたか。お手数ですが当てはまるものすべての枠に丸をお書き入れ下さい。(該当するすべての事例について、1度でも実施した対応があれば をお書き下さい。)

以下の表は行動の起こり得る時系列に沿って並べたもので、上の に がつかなくても次の に がつくこと、いくつかの を飛ばして下の に がつくことはあります各項目の説明は2頁に例を記載いたしてあります。



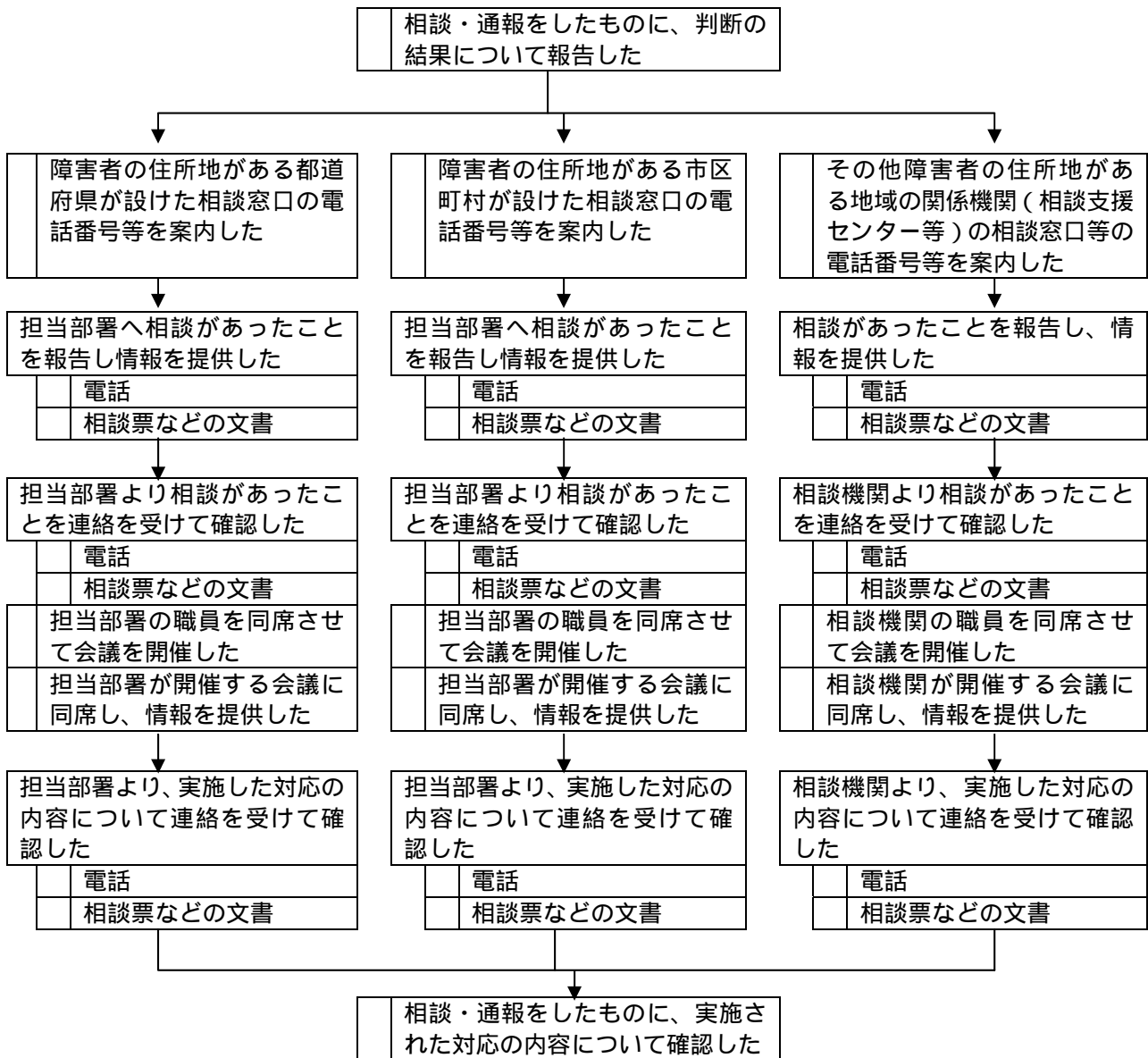
L. 前項K. 以外の場合で、虐待を受けているものが自地域以外の住民であった

該当する事例がありましたか

あった(\_\_\_\_件, 実\_\_\_\_人)\* ・ なかった \*件(人)数は他の項目との重複を含みます

上で「あった」と回答した場合、どのように対応されましたか。お手数ですが当てはまるものすべての枠にお書き入れ下さい。(該当するすべての事例について、1度でも実施した対応があれば をお書き入れ下さい。)

以下の表は行動の起こり得る時系列に沿って並べたもので、上の に がつかなくても次の に がつくこと、いくつかの を飛ばして下の に がつくことはあります  
各項目の説明は2頁に例を記載いたしてあります。



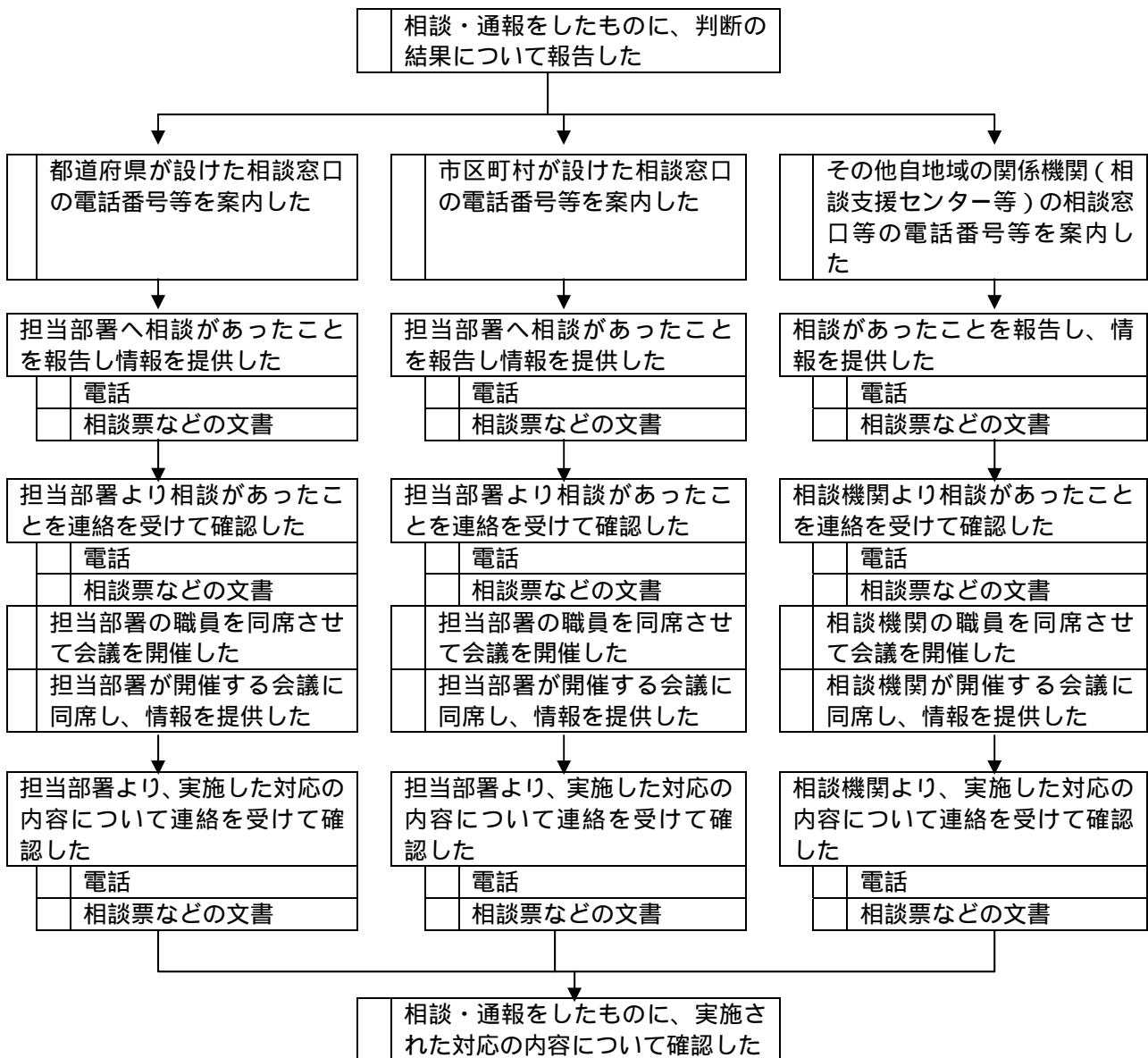
M. セルフネグレクト（自己による放任）の事例であった

該当する事例がありましたか

あった（ \_\_\_\_件，実 \_\_\_\_人）\* ・ なかった \*件(人)数は他の項目との重複を含みます

上で「あった」と回答した場合、どのように対応されましたか。お手数ですが当てはまるものすべての枠にお書き入れ下さい。(該当するすべての事例について、1度でも実施した対応があれば をお書き入れ下さい。)

以下の表は行動の起こり得る時系列に沿って並べたもので、上の に がつかなくても次の に がつくこと、いくつかの を飛ばして下の に がつくことはあります  
各項目の説明は2頁に例を記載いたしてあります。



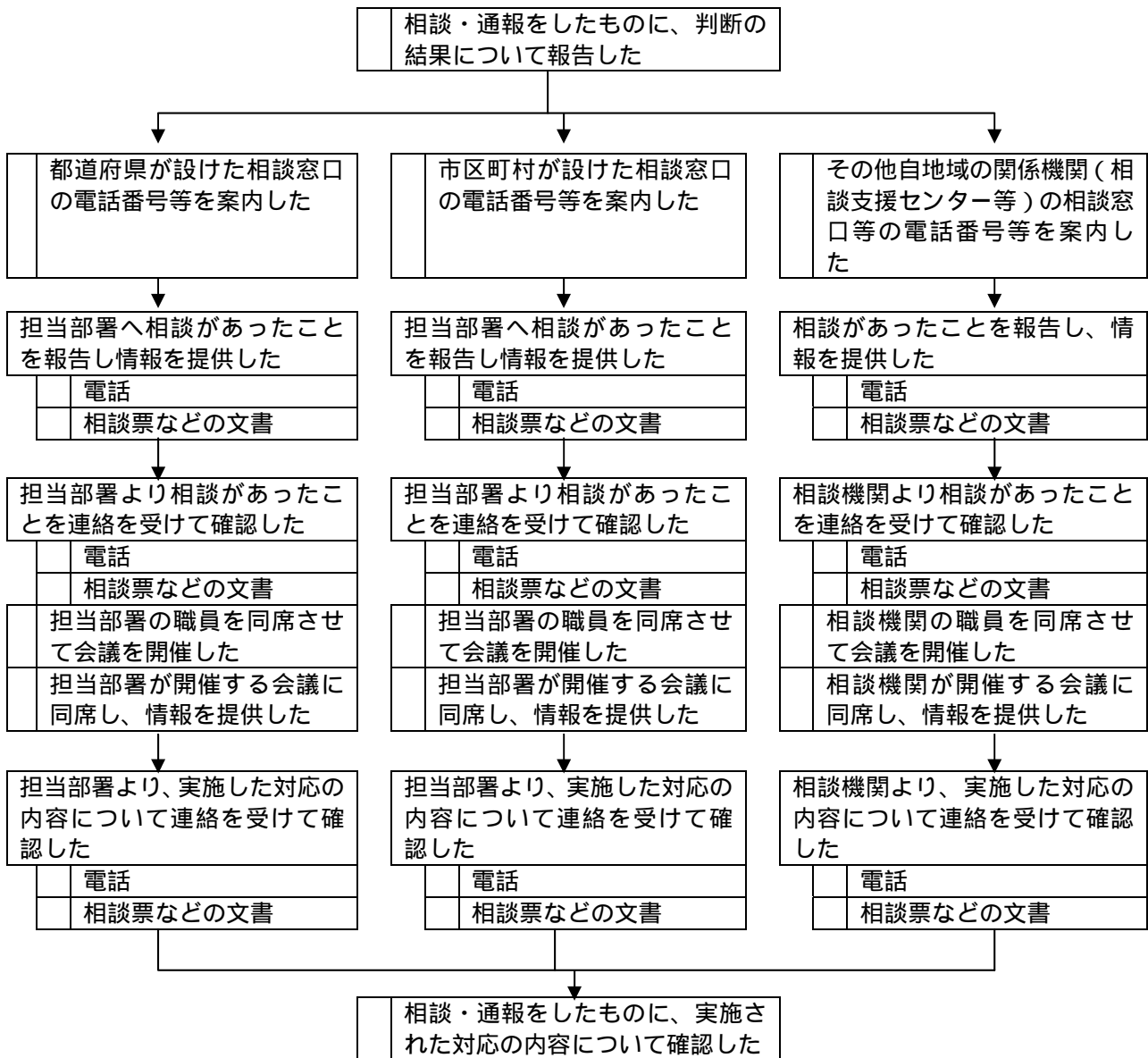
N . 相談の内容は虐待ではないが、障害を理由とした差別ないし偏見によるものと判断した

該当する事例がありましたか

あった(\_\_\_\_件, 実\_\_\_\_人)\* ・ なかった \*件(人)数は他の項目との重複を含みます

上で「あった」と回答した場合、どのように対応されましたか。お手数ですが当てはまるものすべての枠にお書き入れ下さい。(該当するすべての事例について、1度でも実施した対応があれば をお書き入れ下さい。)

以下の表は行動の起こり得る時系列に沿って並べたもので、上の に がつかなくても次の に がつくこと、いくつかの を飛ばして下の に がつくことはあります  
各項目の説明は2頁に例を記載いたしてあります。



9. 上記 A-1～A-3、H～N のような事例への対応についてどのような基準で判断なさっていますか？  
当てはまるものすべてに丸をお付け下さい。

- a 専用の（独自の）マニュアル等を作成している
- b 既存のマニュアル等を活用している
- c 個別にケース会議で検討することになっている
- d そのほか（            ）

10. 障害者虐待防止法が施行されてから 1 年半が経過いたしました。障害者虐待事例への対応について、実施してから明らかになった課題、今後対応が必要と考えられる点などについてお聞かせ下さい（ご回答くださった団体が特定されることはいたしません）

質問は以上です。ご協力誠にありがとうございました。ご回答は同封の返信用封筒にてご返送下さい。（切手は不要です）

前回調査実施時点で作成中等でご寄贈いただけなかった団体の皆様方で、新たに作成された「虐待防止対応マニュアル」等がございましたら、ご回答のご返送の際ご同封をいただきたくご協力のほどお願い申し上げます。

## 障害者虐待に対する地方公共団体による機関連携の実施状況についての調査 アンケート（市区町村）

ご回答は機械で処理いたしますので調査用紙原本のご返送にご協力下さい

1. 貴地域についてお教えてください。調査結果の報告等で貴団体の名称又は特定し得る情報が出ることはございません

\_\_\_\_\_都・道・府・県 地方公共団体コード 

--	--	--	--	--	--

地域人口をお教えてください \_\_\_\_\_人（平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日時点）

障害者数をお教え下さい（手帳取得者ベース）身体\_\_\_\_\_人 知的\_\_\_\_\_人 精神\_\_\_\_\_人  
（平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日時点）

2. 障害者虐待防止センターの設置状況についてお教え下さい

	平成 25 年度 （平成 26 年 3 月 31 日時点）	平成 26 年度 （平成 26 年 4 月 1 日時点）
(1) センターの実施形態	ア 直営のみ イ 委託のみ ウ 直営と委託の両方	ア 直営のみ イ 委託のみ ウ 直営と委託の両方
(2) 委託がある場合の事務の委託状況 （1）でイまたはウを選んだ場合	エ 通報又は届出の受理 オ 相談・指導及び助言 カ 広報・啓発活動	エ 通報又は届出の受理 オ 相談・指導及び助言 カ 広報・啓発活動
(3) 予算 センター業務を実施するための予算として計上しているもの（人件費、機器整備費、研修開催費等）もしくは担当課の業務に係る予算のうちでセンターの予算として容易に区分けができるもの	_____円 <small>（決算額、または回答記入時点での補正等を受けた最新の値）</small>	_____円 <small>（回答記入時点での概算要求額等の最新の値）</small>

(4) センターの人員配置（平成 26 年 3 月 31 日および 4 月 1 日時点）

直営と委託の双方を実施している場合は下欄では数値を分けてご記入ください。

いずれも非常勤等の換算（例：0.5 等）はなさらず実人数をご回答下さい。

	専従	兼任	その他（ ）
相談員 （専門職員） <small>電話での相談業務や調査の実施など実務を担当する方</small>	平成 25 年度分 _____人 平成 26 年度分 _____人 <small>【第 8 票問 4】障害者の福祉又は権利擁護に関し専門的知識又は経験を有し専門的に従事する職員</small>	平成 25 年度分 _____人 平成 26 年度分 _____人 <small>左記以外の職員（例：担当課の職員が兼務・併任等の辞令が交付される等し当番等を定めてセンター業務に従事している場合等）</small>	平成 25 年度分 _____人 平成 26 年度分 _____人 <small>左記以外の職員</small>
事務担当職員 相談員以外の方	平成 25 年度分 _____人 平成 26 年度分 _____人 <small>上段以外の職員（例：従事する業務が文書作成や電話受付のみで相談者との電話での対応や面談等を実施しない職員等）</small>	平成 25 年度分 _____人 平成 26 年度分 _____人 <small>左記以外の職員（例：担当課の職員が兼務・併任等の辞令が交付される等し当番等を定めて左記の業務に従事している場合等）</small>	平成 25 年度分 _____人 平成 26 年度分 _____人 <small>左記以外の職員</small>
その他 （ ）	平成 25 年度分 _____人 平成 26 年度分 _____人	平成 25 年度分 _____人 平成 26 年度分 _____人	平成 25 年度分 _____人 平成 26 年度分 _____人

3. 平成 25 年 4 月 1 日から 26 年 3 月 31 日の間に窓口寄せられた相談件数は

調査結果の報告等では統計的に処理した数値を扱い、個別のご回答を抜き出して記載することはありません

\_\_\_\_\_件(実人数\_\_\_\_\_人)虐待を受けたとされるもの(被虐待者)の人数ではなく、相談・通報等の件数です。  
同一の方からの複数回にわたる相談等を区別して相談者の人数として計数されている場合は、あわせて実人数をご回答下さい。

4. そのうち、障害者虐待があると判断された件数は

\_\_\_\_\_件(実人数\_\_\_\_\_人)虐待事例の件数と被虐待者の人数です。

障害者虐待事例について、詳細をご回答いただける場合は以下の表にご記入ください。

5. 養護者による虐待事例の件数・被虐待者の人数は

【第3票問6,7】被虐待者の障害種別(重複可)

合計 件 人	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置 (ネグレクト)	経済的虐待
身体障害	件 人	件 人	件 人	件 人	件 人
知的障害	件 人	件 人	件 人	件 人	件 人
精神障害(発達障害をのぞく)	件 人	件 人	件 人	件 人	件 人
発達障害	件 人	件 人	件 人	件 人	件 人
その他の心身の機能の障害	件 人	件 人	件 人	件 人	件 人

6. 障害者福祉施設従事者等による虐待事例の件数・被虐待者の人数は

【第4票】被虐待者の障害種別(重複可)

合計 件 人	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置 (ネグレクト)	経済的虐待
身体障害	件 人	件 人	件 人	件 人	件 人
知的障害	件 人	件 人	件 人	件 人	件 人
精神障害(発達障害をのぞく)	件 人	件 人	件 人	件 人	件 人
発達障害	件 人	件 人	件 人	件 人	件 人
その他の心身の機能の障害	件 人	件 人	件 人	件 人	件 人

7. 使用者による虐待事例の件数・被虐待者の人数は

【第5票】被虐待者の障害種別(重複可)

合計 件 人	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置 (ネグレクト)	経済的虐待
身体障害	件 人	件 人	件 人	件 人	件 人
知的障害	件 人	件 人	件 人	件 人	件 人
精神障害(発達障害をのぞく)	件 人	件 人	件 人	件 人	件 人
発達障害	件 人	件 人	件 人	件 人	件 人
その他の心身の機能の障害	件 人	件 人	件 人	件 人	件 人

8. 問 3.のうち、次のA～Jのような事例がございましたら、どのように対応をされたかお教えくだ

このページより、平成 25 年 4 月 1 日から 26 年 3 月 31 日の間に窓口寄せられた相談のうち、該当するものについてお答えいただきます。厚生労働省より回答依頼（障障発 0611 第 1 号(平成 25 年 6 月 11 日付)）のあった調査票とご照合いただけるよう、調査票の番号（第 票）と質問番号（問）を記載してあります。  
調査結果の報告等では統計的に処理した数値を扱い、個別のご回答を抜き出して記載することはいたしません

さい。お手数ですが当てはまるものすべてについて、 の枠中に をお書き入れ下さい。

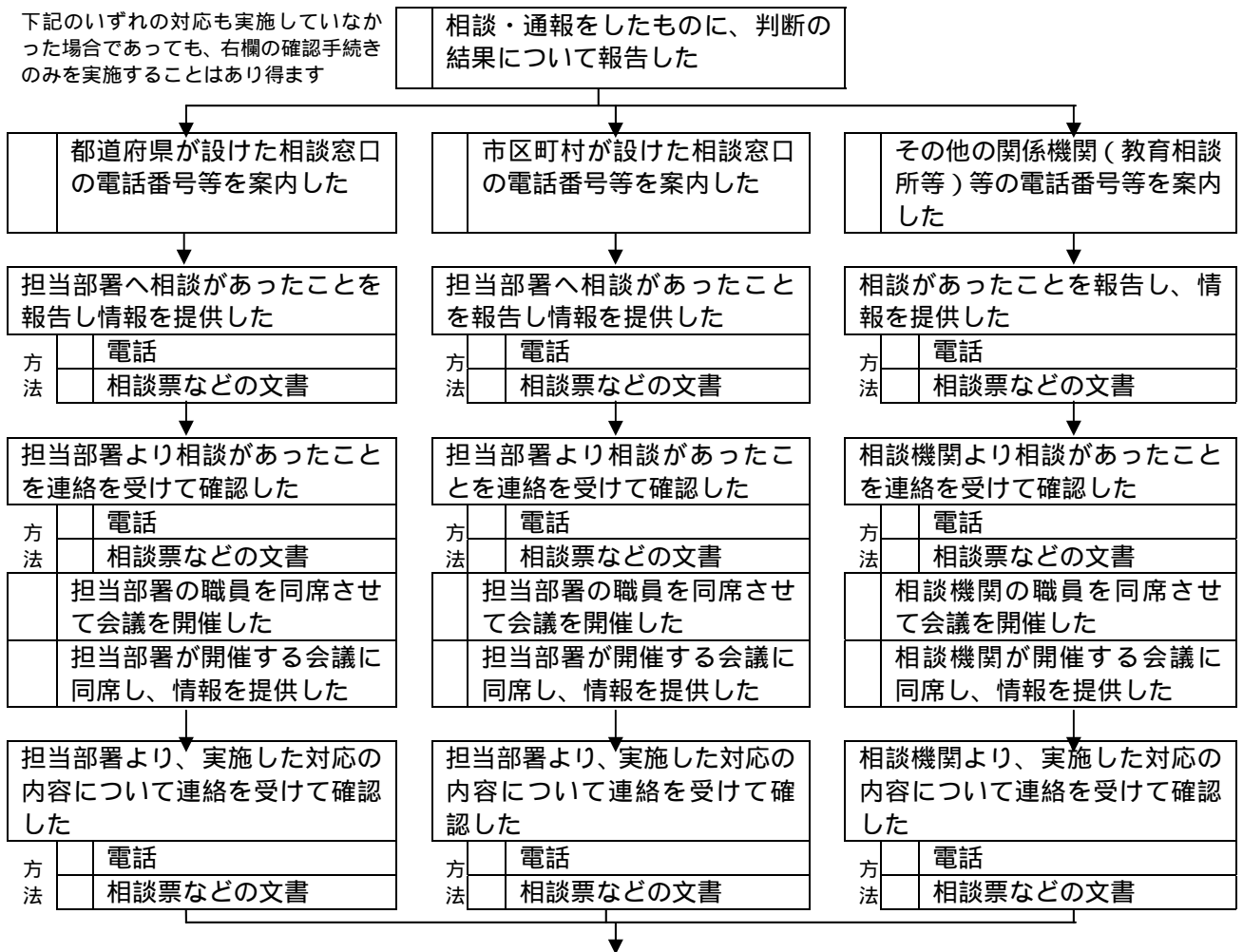
A. 市区町村における障害者虐待防止法に基づく対応状況に関する調査票（第 2 票）から  
問 15 法に定める障害者虐待以外、例えば「学校」「保育所」「医療機関」等における虐待に関する相談等の受付  
実施していますか  
実施している ・ 実施していない ←当てはまるものに☑を入れて下さい。  
**（ ご回答の内容にかかわらず以降の質問すべてにもご回答ください。）**

A-1. 虐待が行われているとされる場所が幼稚園、または学校であった

該当する事例がありましたか  
あった（ \_\_\_\_\_ 件，実 \_\_\_\_\_ 人）\* ・ なかった \*件(人)数は A-2 以降の各項目との重複を含みます

上で「あった」と回答した場合、どのように対応されましたか。お手数ですが当てはまるすべての枠に をお書き入れ下さい。（該当するすべての事例について、1 度でも実施した対応があれば をお書き入れ下さい。）

以下の表は行動の起こり得る時系列に沿って並べたもので、上の に がつかなくても次の に がつくこと、いくつかの を飛ばして下の に がつくことはあります  
各項目の説明は次頁に例を記載いたしてあります。





上記のいずれの対応も実施していなかった場合であっても、右欄の確認手続きのみを実施することはあり得ます

相談・通報をしたものに、実施された対応の内容について確認した
--------------------------------

A-2. 虐待が行われているとされる場所が保育所であった

該当する事例がありましたか

あった(\_\_\_\_件, 実\_\_\_\_人)\* ・ なかった \*件(人)数はA-3以降の各項目との重複を含みます

上で「あった」と回答した場合、どのように対応されましたか。お手数ですが当てはまるすべての枠に をお書き入れ下さい。(該当するすべての事例について、1度でも実施した対応があれば をお書き入れ下さい。)

以下の表は行動の起こり得る時系列に沿って並べたもので、上の に がつかなくても次の に がつくこと、いくつかの を飛ばして下の に がつくことはあります



表の回答欄の記載(例)	該当する対応の内容(例)
相談・通報をしたものに、判断の結果について報告した	担当者会議の開催の有無にかかわらず、相談者に対し、相談の内容は福祉制度の利用の仕方に関するものであると解釈を説明すること、「当課は担当部署ではない」「虐待防止法の対象には含まれない」と回答することなど
都道府県が設けた相談窓口の電話番号等を案内した	会議等の有無によらず「ご相談主旨から に相談されることをお勧めします」といった、適切と思われる部署や他機関を相談者に案内することなど センターが設置されている同課内でのご対応については、この調査では「連携」とはしないため、該当しないものとします
担当部署へ相談があったことを報告し情報を提供した	相談者から依頼されて行う場合もありますが、「このようなご相談がありましたのでそちらを紹介しました」「ご相談がそちらにあるかもしれません」と、紹介先の機関へ連絡することなど
担当部署より相談があったことを連絡を受けて確認した	紹介した機関から「該当すると思われるご相談がありました」と連絡を受けること 後日「そちらへご相談がありましたか」と照会することなど
担当部署より、実施した対応の内容について連絡を受けて確認した	紹介した機関から「当課で対応していくことと致しました」など、紹介した事例がどのように対応されたのかについて情報を得ることなど
相談・通報をしたものに、実施された対応の内容について確認した	紹介した機関からの情報の有無にかかわらず、相談者に「何らかの対応がなされたか」「その後問題が解決したか」と確認の電話をすることなど

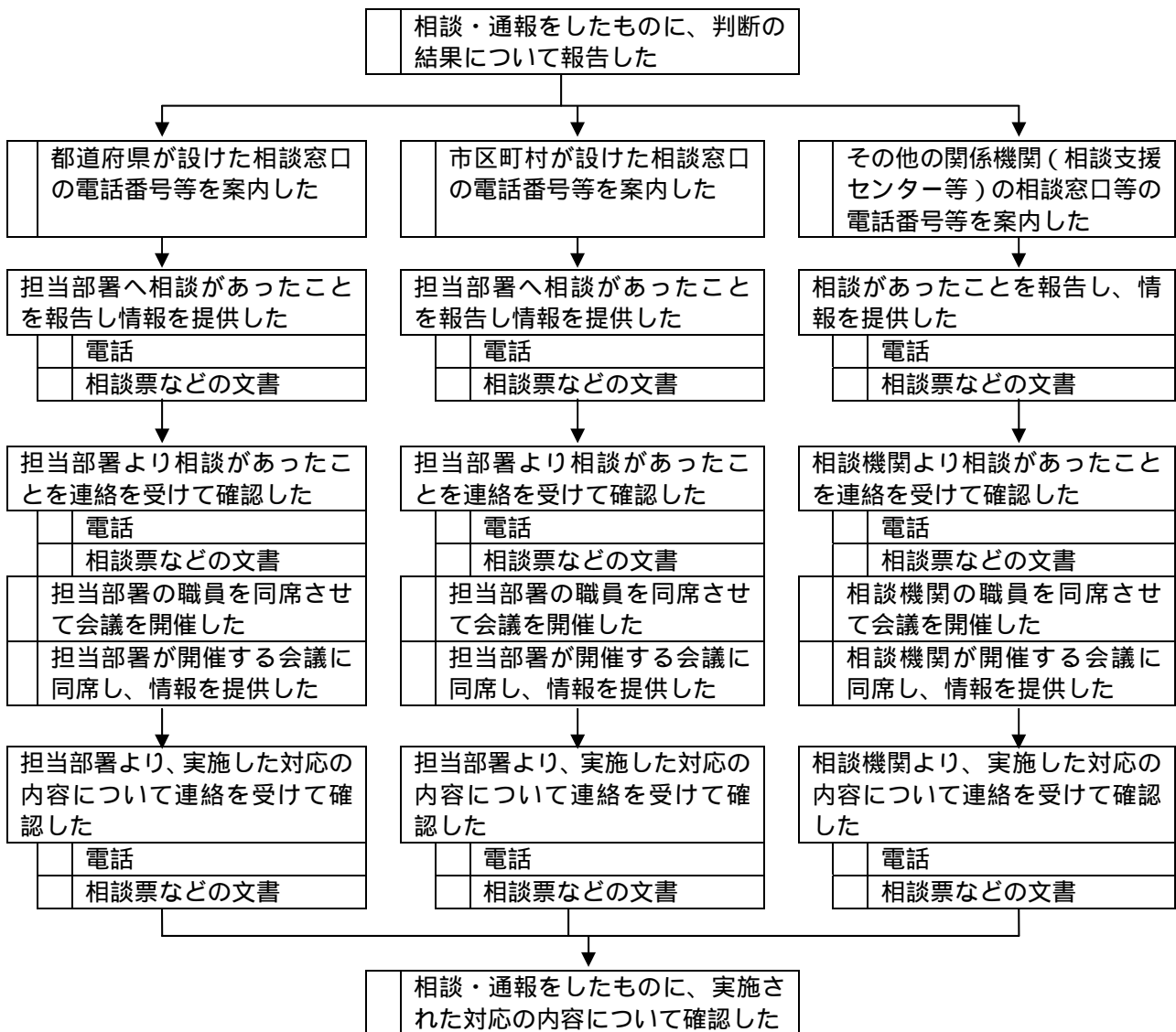
A-3. 虐待が行われているとされる場所が医療機関（病院、診療所）であった

該当する事例がありましたか

あった（ \_\_\_\_件，実 \_\_\_\_人）\* ・ なかった \*件(人)数は他の項目との重複を含みます

上で「あった」と回答した場合、どのように対応されましたか。お手数ですが当てはまるすべての枠に をお書き入れ下さい。（該当するすべての事例について、1度でも実施した対応があれば をお書き入れ下さい。）

以下の表は行動の起こり得る時系列に沿って並べたもので、上の に がつかなくても次の に がつくこと、いくつかの を飛ばして下の に がつくことはあります  
各項目の説明は4頁に例を記載いたしてあります。



B. 養護者による障害者虐待に関する調査票（第3票）から

問5「事実確認調査の結果」について

虐待の判断に至らなかった事例

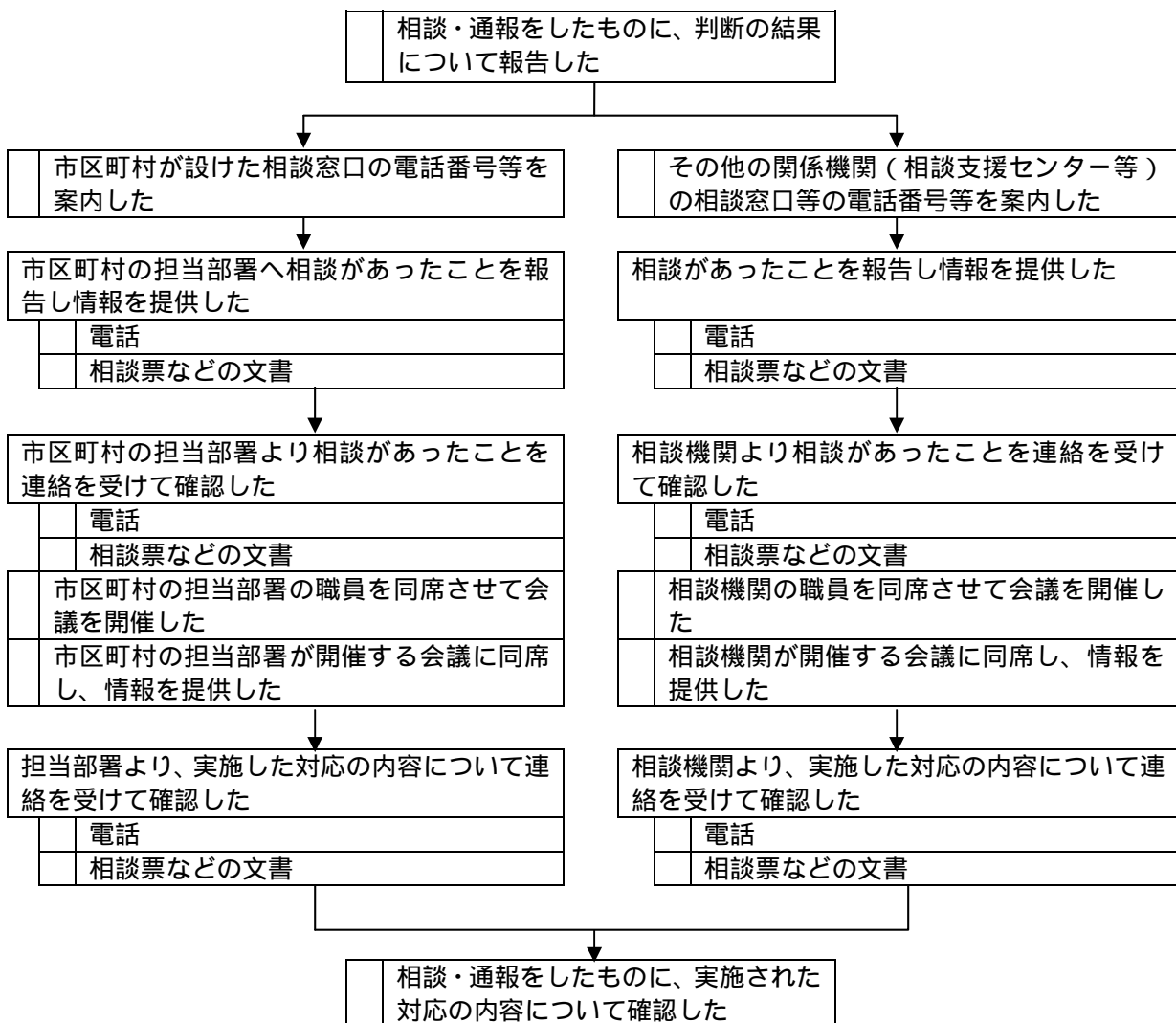
[説明]「養護上なんらかの問題があるが、虐待の事実は確認できなかった」、「養護者の協力が得られず、事実確認調査ができなかった事例」等

該当する事例がありましたか

あった（ \_\_\_\_件，実 \_\_\_\_人）\* ・ なかった \*件(人)数は他の項目との重複を含みます

上で「あった」と回答した場合、どのように対応されましたか。お手数ですが当てはまるすべての枠に をお書き入れ下さい。（該当するすべての事例について、1度でも実施した対応があれば をお書き入れ下さい。）

以下の表は行動の起こり得る時系列に沿って並べたもので、上の に がつかなくても次の に がつくこと、いくつかの を飛ばして下の に がつくことはあります  
各項目の説明は4頁に例を記載いたしてあります。



C. 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に関する調査票（第4票）から

問4「事実確認調査の状況」について

事実確認調査を行った事例のうち、

-3 虐待の事実の判断に至らなかった事例

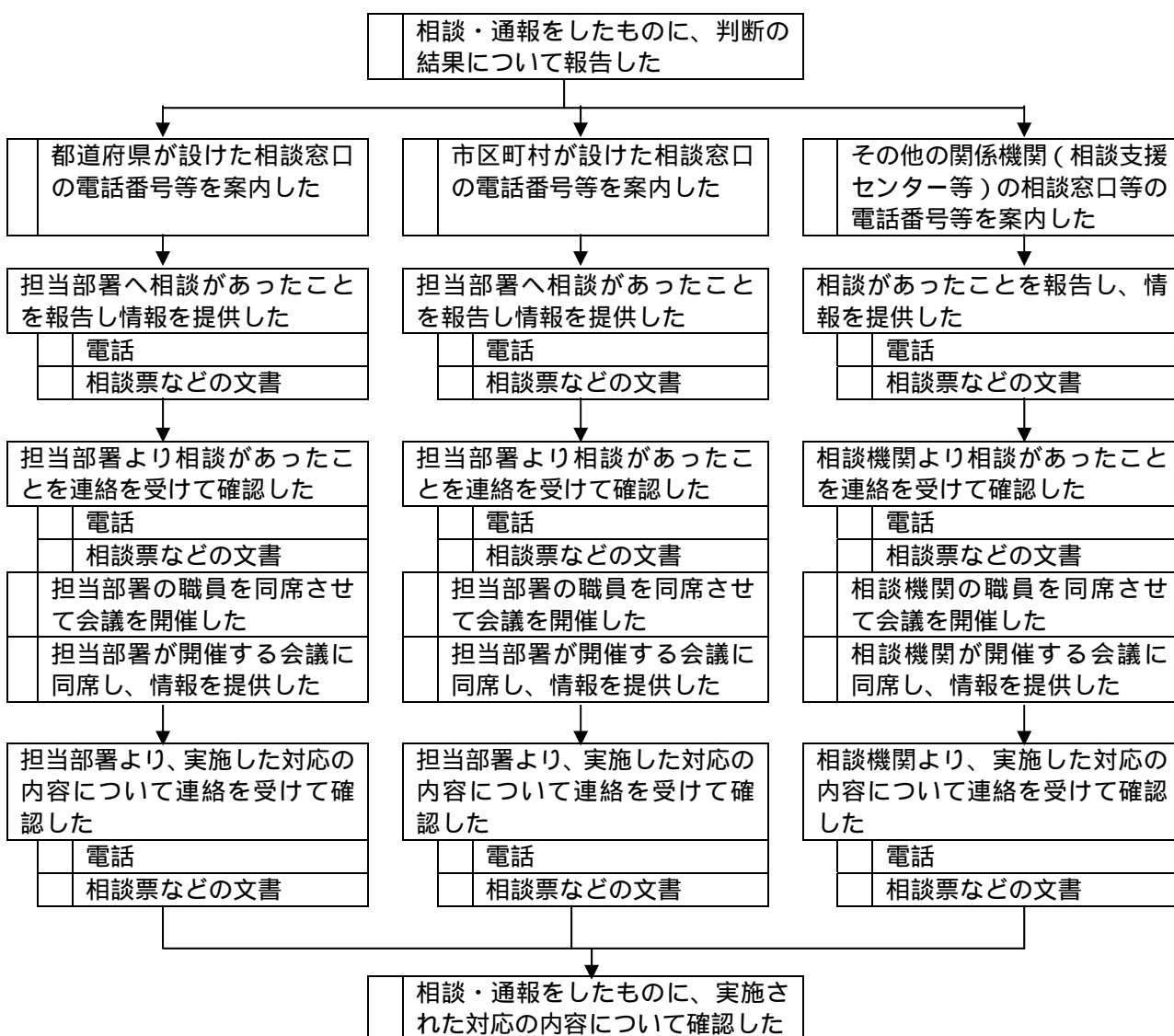
[説明] 例えば「サービス提供上なんらかの問題があるが、虐待の事実は確認できなかった事例」、「虐待と思われるが、施設や事業所の協力が得られないなどの理由により、現在までの調査では事実確認ができていない事例で、今後、都道府県へ調査を依頼したり、都道府県と共同して事実確認調査を行うこととした・している事例」

該当する事例がありましたか

あった（ \_\_\_\_\_ 件，実 \_\_\_\_\_ 人）\* ・ なかった \*件(人)数は他の項目との重複を含みます

上で「あった」と回答した場合、どのように対応されましたか。お手数ですが当てはまるすべての枠に をお書き入れ下さい。（該当するすべての事例について、1度でも実施した対応があれば をお書き入れ下さい。）

以下の表は行動の起こり得る時系列に沿って並べたもので、上の に がつかなくても次の に がつくこと、いくつかの を飛ばして下の に がつくことはあります  
各項目の説明は4頁に例を記載いたしてあります。



事実確認調査を行っていない事例のうち、

-4 その他

[説明]相談・通報・届出を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査が不要だと判断した事例、後日、事実確認調査を予定している、または事実確認調査の要否を検討中の事例、相談・通報・届出を受理した後、市区町村としては事実確認調査を行わず、都道府県へ事実確認調査を依頼した事例のいずれにも該当しない事例

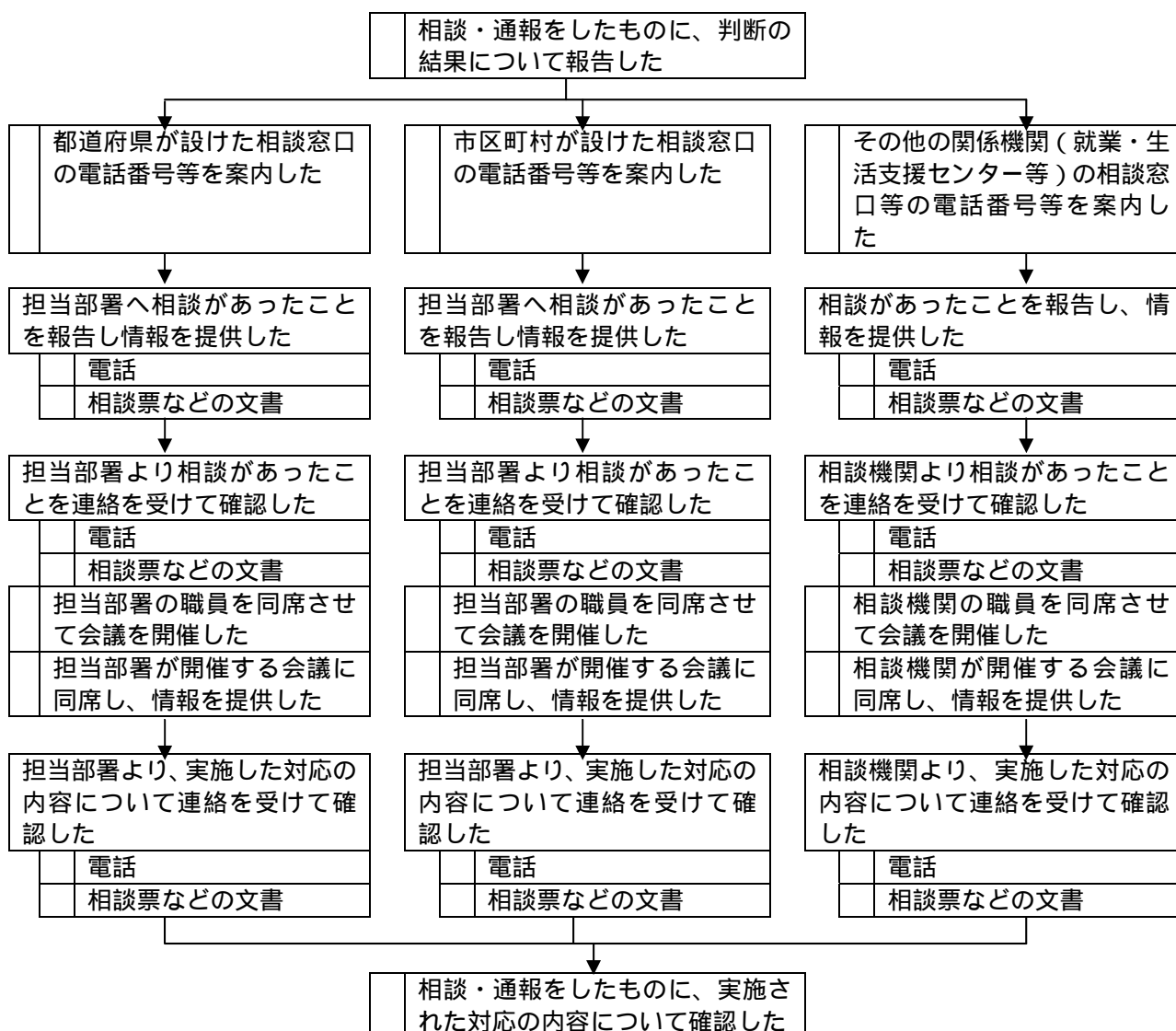
その他の場合、具体的な内容をご記入下さい。(個人や団体を特定し得る情報はご記入しないで下さい)

該当する事例がありましたか

あった(\_\_\_\_件, 実\_\_\_\_人)\* ・ なかった \*件(人)数は他の項目との重複を含みます

上で「あった」と回答した場合、どのように対応されましたか。お手数ですが当てはまるすべての枠に をお書き入れ下さい。(該当するすべての事例について、1度でも実施した対応があれば をお書き入れ下さい。)

以下の表は行動の起こり得る時系列に沿って並べたもので、上の に がつかなくても次の に がつくこと、いくつかの を飛ばして下の に がつくことはあります  
各項目の説明は4頁に例を記載いたしてあります。



D. 使用者による障害者虐待に関する調査票（第5票）から

問5「事実確認調査の状況」について

事実確認調査を行った事例のうち、

-3 虐待の事実の判断に至らなかった事例

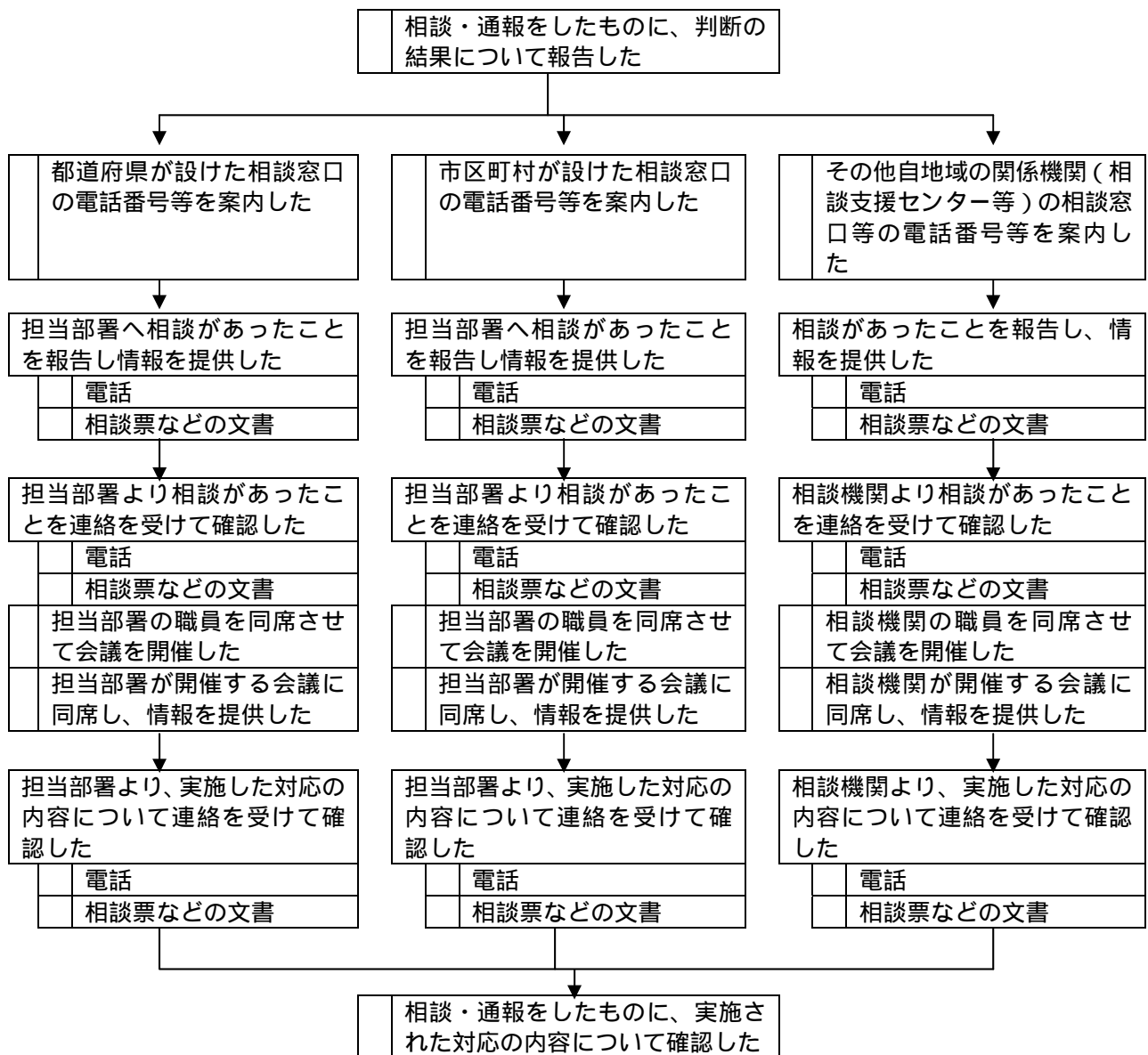
[説明]例えば「就労についてなんらかの問題があるが、虐待の事実は確認できなかった事例」、「虐待と思われるが、事業所の協力が得られないなどの理由により、現在までの調査では事実確認ができていない事例」等で、今後、都道府県へ調査を依頼したり、都道府県と共同して事実確認調査を行うこととした・している事例

該当する事例がありましたか

あった（ \_\_\_\_\_件，実 \_\_\_\_\_人）\* ・ なかった \*件(人)数は他の項目との重複を含みます

上で「あった」と回答した場合、どのように対応されましたか。お手数ですが当てはまるすべての枠に をお書き入れ下さい。（該当するすべての事例について、1度でも実施した対応があれば をお書き入れ下さい。）

以下の表は行動の起こり得る時系列に沿って並べたもので、上の に がつかなくても次の に がつくこと、いくつかの を飛ばして下の に がつくことはあります  
各項目の説明は4頁に例を記載いたしてあります。



事実確認調査を行っていない事例のうち、  
 その他の事例

その他の場合、具体的な内容（概要）をご記入下さい：（個人や団体を特定し得る情報はご記入しないで下さい）

[説明]  
 ・市区町村において相談・通報・届出を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査が不要だと判断した事例  
 ・後日、市区町村にて事実確認調査を予定している、または事実確認調査の要否を検討中の事例  
 ・市区町村としては事実確認調査を行わず、都道府県へ通知した事例  
 以外の事例で、その他の理由により、市区町村において事実確認調査を行っていない事例

該当する事例がありましたか

あった（ \_\_\_\_\_ 件，実 \_\_\_\_\_ 人）\* ・ なかった \*件(人)数は他の項目との重複を含みます

上で「あった」と回答した場合、どのように対応されましたか。お手数ですが当てはまるすべての枠に をお書き入れ下さい。（該当するすべての事例について、1度でも実施した対応があれば をお書き入れ下さい。）

以下の表は行動の起こり得る時系列に沿って並べたもので、上の に がつかなくても次の に がつくこと、いくつかの を飛ばして下の に がつくことはあります  
 各項目の説明は4頁に例を記載いたしてあります。





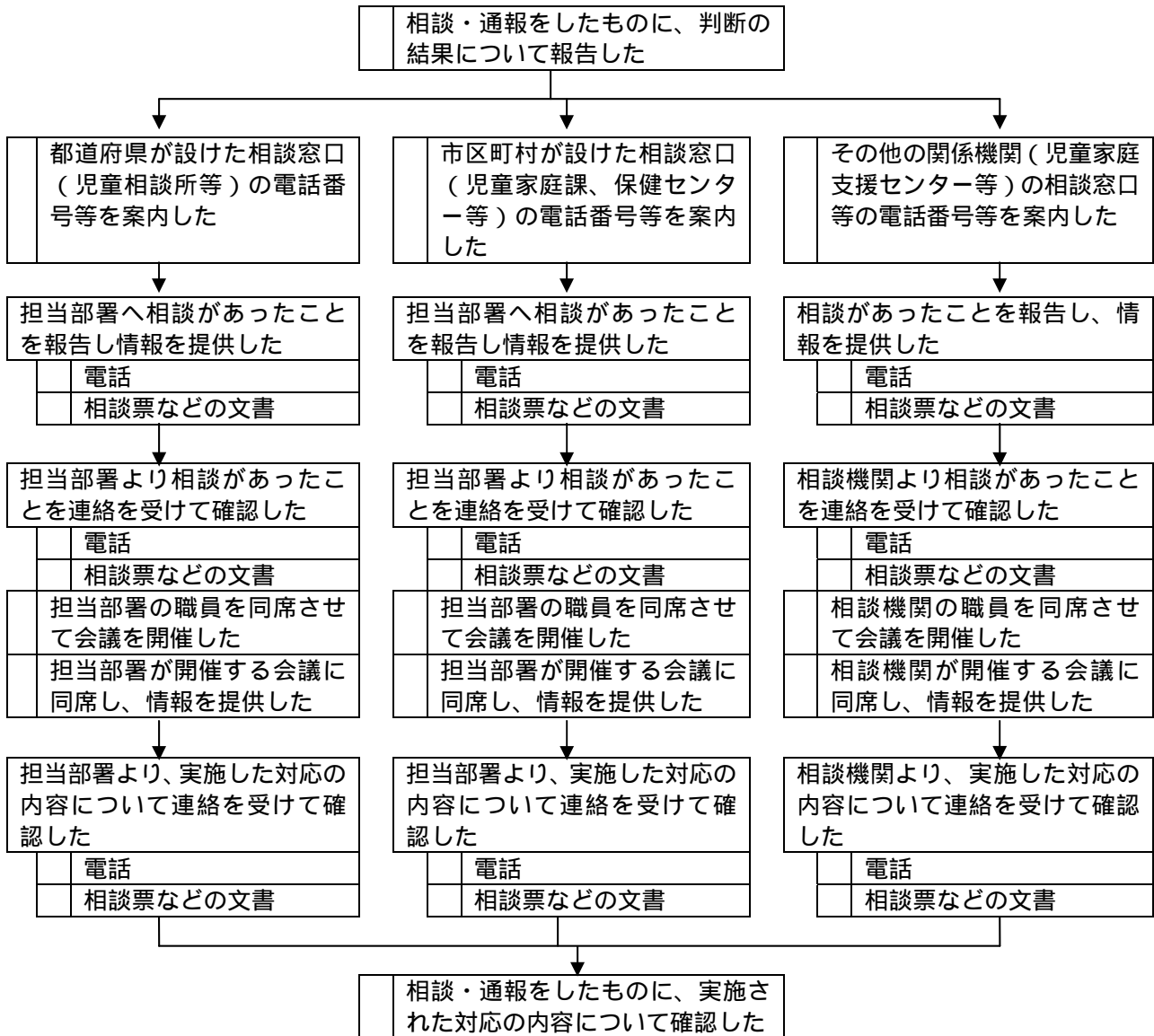
E . 虐待を受けているものが児童（18歳未満の障害児）であった

該当する事例がありましたか

あった（ \_\_\_\_件，実 \_\_\_\_人）\* ・ なかった \*件(人)数は他の項目との重複を含みます

上で「あった」と回答した場合、どのように対応されましたか。お手数ですが当てはまるすべての枠に をお書き入れ下さい。（該当するすべての事例について、1度でも実施した対応があれば をお書き入れ下さい。）

以下の表は行動の起こり得る時系列に沿って並べたもので、上の に がつかなくても次の に がつくこと、いくつかの を飛ばして下の に がつくことはあります  
各項目の説明は4頁に例を記載いたしてあります。



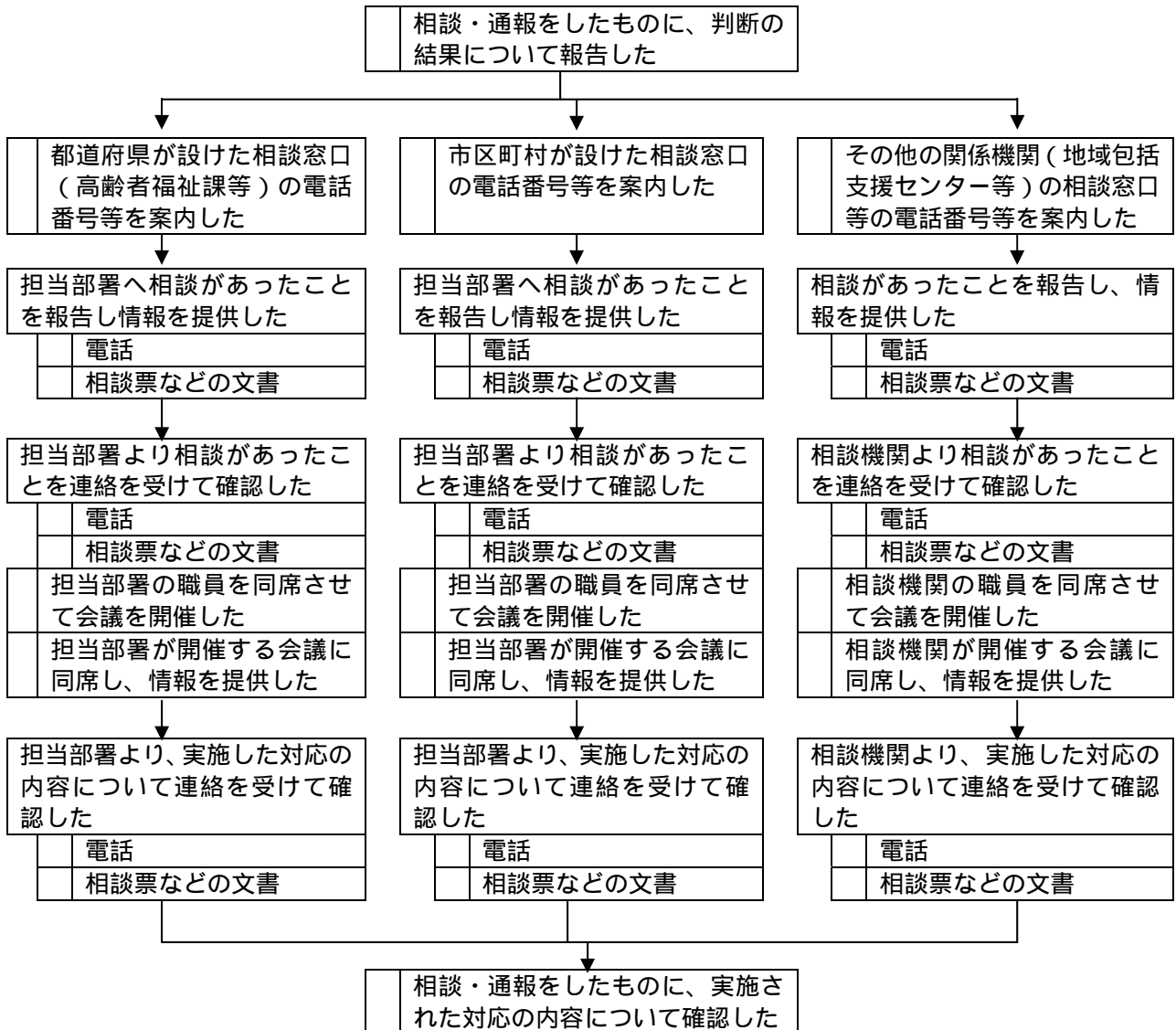
F. 虐待を受けているものが高齢者の障害者（65歳以上の障害者）であった

該当する事例がありましたか

あった（ \_\_\_\_件，実 \_\_\_\_人）\* ・ なかった \*件(人)数は他の項目との重複を含みます

上で「あった」と回答した場合、どのように対応されましたか。お手数ですが当てはまるすべての枠に をお書き入れ下さい。（該当するすべての事例について、1度でも実施した対応があれば をお書き入れ下さい。）

以下の表は行動の起こり得る時系列に沿って並べたもので、上の に がつかなくても次の に がつくこと、いくつかの を飛ばして下の に がつくことはあります  
各項目の説明は4頁に例を記載いたしてあります。



G . 虐待の起きている場が、他の自治体の管外施設等であった

[説明]例えば、自地域の管内にある施設において、他地域の住民が入所サービス等を利用している場合で、虐待を受けている障害者本人が他地域の住民である場合)

該当する事例がありましたか

あった(\_\_\_\_件, 実\_\_\_\_人)\* ・ なかった \*件(人)数は他の項目との重複を含みます

上で「あった」と回答した場合、どのように対応されましたか。お手数ですが当てはまるすべての枠に をお書き入れ下さい。(該当するすべての事例について、1度でも実施した対応があれば をお書き入れ下さい。)

以下の表は行動の起こり得る時系列に沿って並べたもので、上の に がつかなくても次の に がつくこと、いくつかの を飛ばして下の に がつくことはあります各項目の説明は2頁に例を記載いたしてあります。



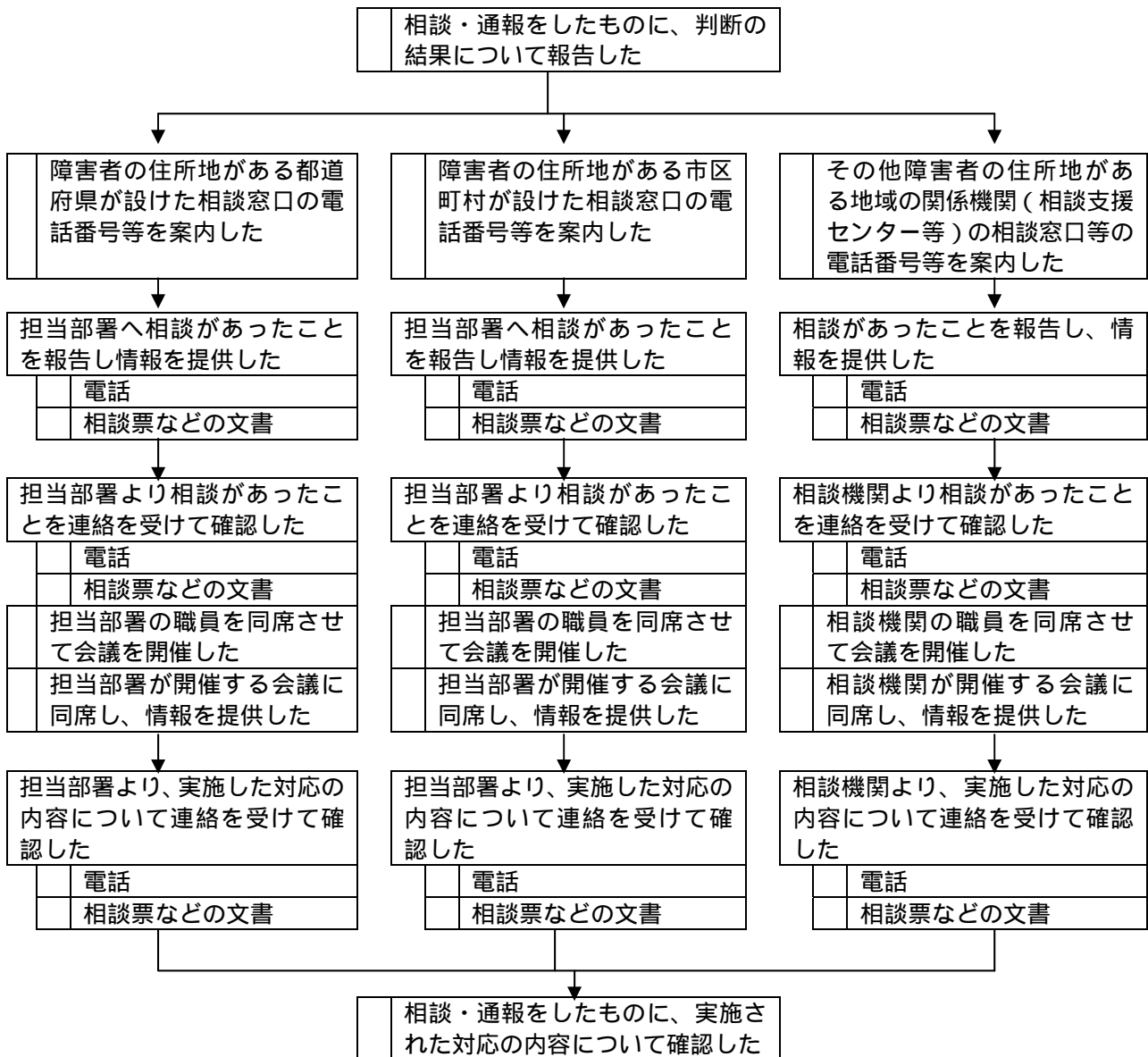
H. 前項G. 以外の場合で、虐待を受けているものが自地域以外の住民であった

該当する事例がありましたか

あった(\_\_\_\_件, 実\_\_\_\_人)\* ・ なかった \*件(人)数は他の項目との重複を含みます

上で「あった」と回答した場合、どのように対応されましたか。お手数ですが当てはまるすべての枠に をお書き入れ下さい。(該当するすべての事例について、1度でも実施した対応があれば をお書き入れ下さい。)

以下の表は行動の起こり得る時系列に沿って並べたもので、上の に がつかなくても次の に がつくこと、いくつかの を飛ばして下の に がつくことはあります  
各項目の説明は4頁に例を記載いたしてあります。

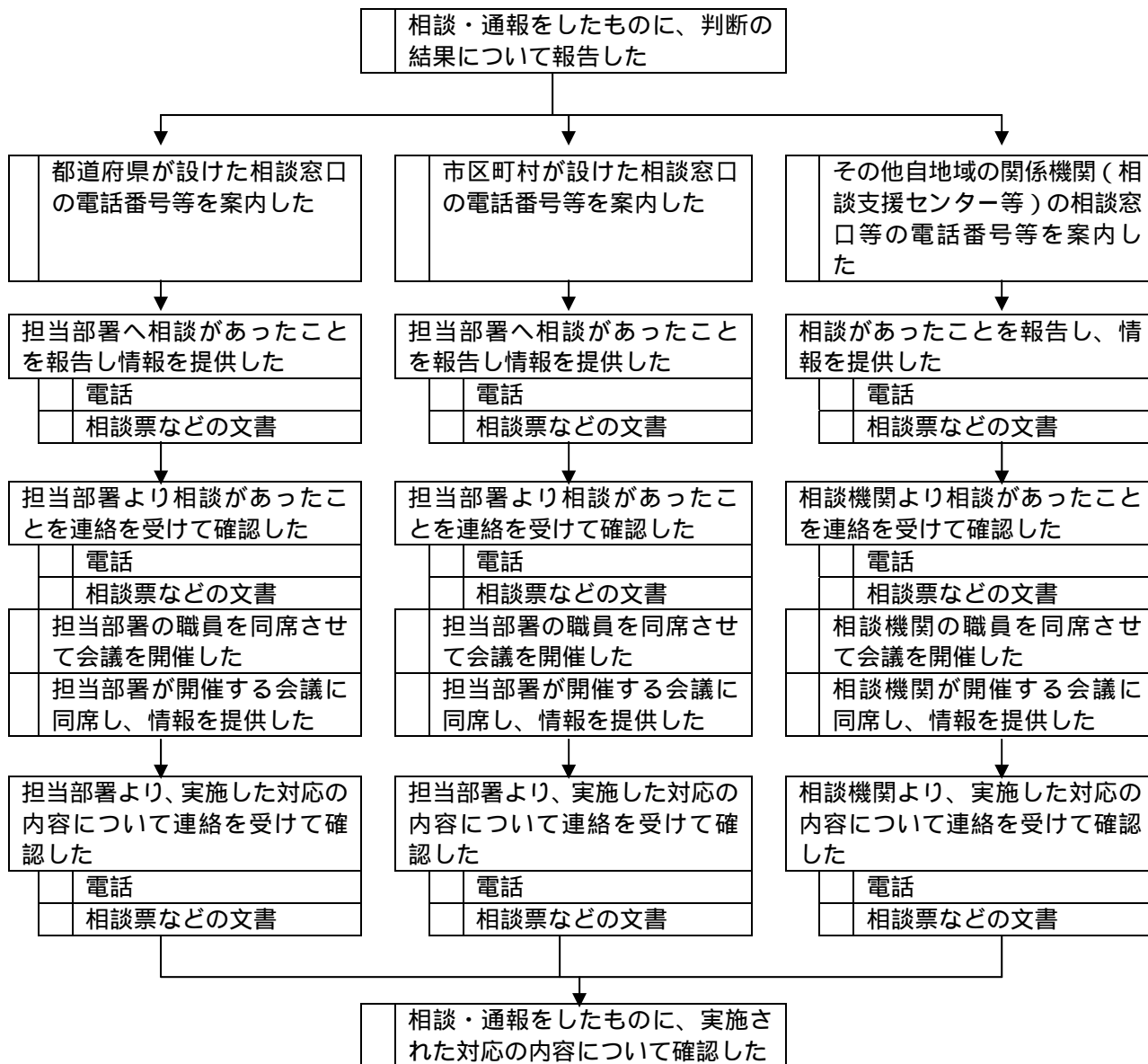


## I . セルフネグレクト（自己による放任）の事例であった

該当する事例があったか

あった（ \_\_\_\_\_ 件） ・ なかった

上で「あった」と回答した場合、どのように対応されましたか。お手数ですが当てはまるものすべての枠に丸をお書き入れ下さい。（該当するすべての事例について、1度でも実施した対応があれば をお書き下さい。）



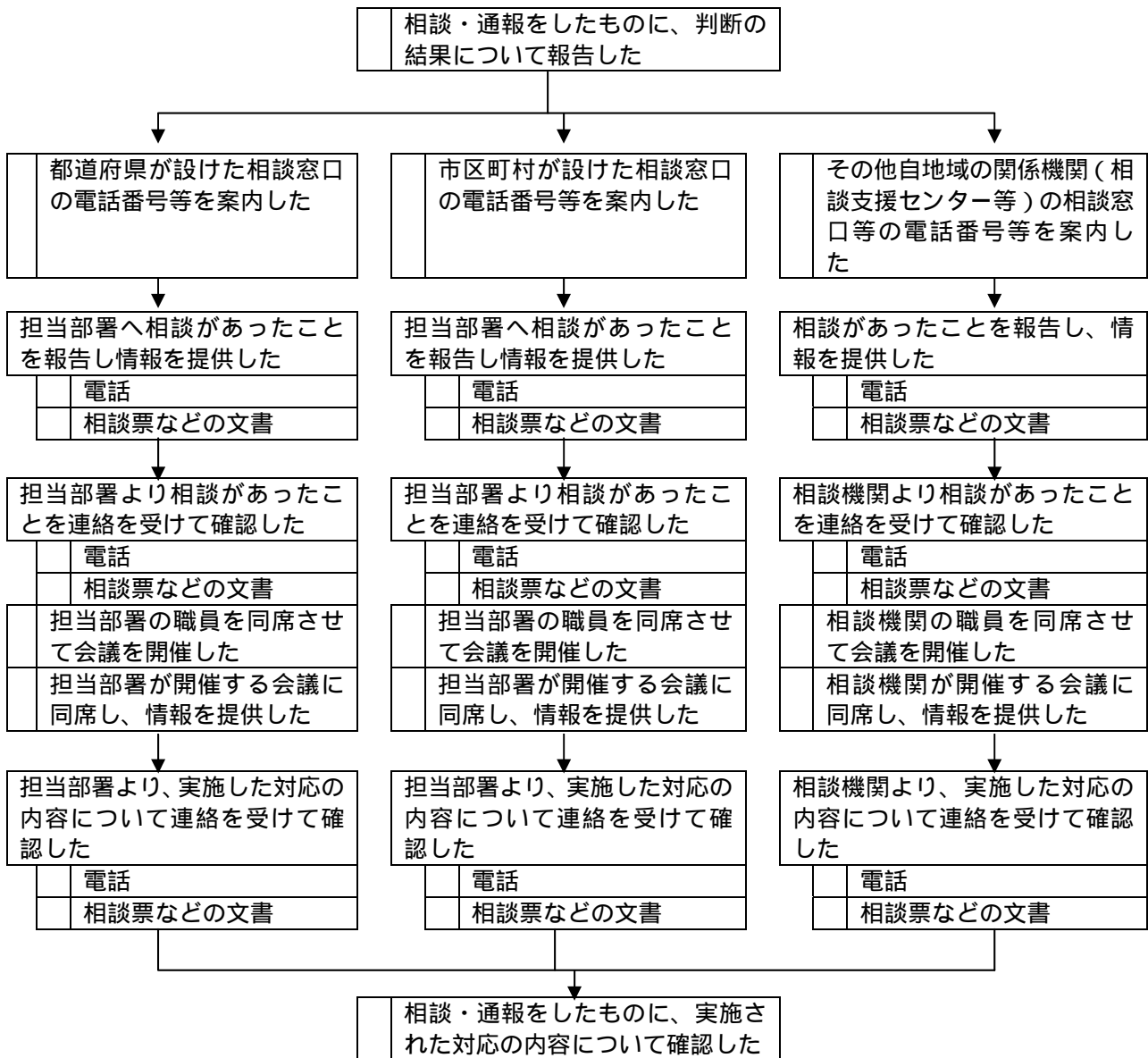
Ｊ．相談の内容は虐待ではないが、障害を理由とした差別ないし偏見によるものと判断した

該当する事例があったか

あった（ \_\_\_\_\_件，実 \_\_\_\_\_人）\* ・ なかった \*件(人)数は他の項目との重複を含みます

上で「あった」と回答した場合、どのように対応されましたか。お手数ですが当てはまるものすべての枠にお書き入れ下さい。(該当するすべての事例について、1度でも実施した対応があれば をお書き入れ下さい。)

以下の表は行動の起こり得る時系列に沿って並べたもので、上の に がつかなくても次の に がつくこと、いくつかの を飛ばして下の に がつくことはあります  
各項目の説明は2頁に例を記載いたしてあります。





## 資料3

医療の提供を業務とする独立行政法人および地方独立行政法人における障害者虐待および障害者差別に係る取り組み状況についての調査

公表を希望されない情報につきましては、×印をお付け下さい

貴院名	
標榜診療科	
総病床数	床
平均外来患者数	月・週・日 人
職員のうち障害のあるものの雇用率(%)	%

以下の質問にお答え下さい

公表を希望されないご回答につきましては、×印をお付け下さい

問1	職員への障害者虐待の相談窓口の周知	【1. 実施 0. 未実施】	
問2	患者への障害者虐待の相談窓口の周知	【1. 実施 0. 未実施】	
問3	職員への相談窓口及び通報義務の周知の方法(複数回答可)	広報紙	【1. 実施 0. 未実施】
		パンフレット	【1. 実施 0. 未実施】
		ホームページ	【1. 実施 0. 未実施】
		その他	【1. 実施 0. 未実施】
問4	患者への相談窓口及び通報義務の周知の方法(複数回答可)	広報紙	【1. 実施 0. 未実施】
		パンフレット	【1. 実施 0. 未実施】
		ホームページ	【1. 実施 0. 未実施】
		その他	【1. 実施 0. 未実施】
問5	障害者の福祉または権利擁護に関し専門的知識または経験を有し専門的に従事する職員の確保	【1. 実施 0. 未実施】	
問6	障害者虐待防止センター等(都道府県その他の他団体)が主催する障害者虐待防止に関する研修への職員の参加	【1. 実施 0. 未実施】	
問7	障害者虐待防止に関する研修の職員への実施	【1. 実施 0. 未実施】	
問8	障害者虐待防止について、講演会や院内報等による、職員への啓発活動	【1. 実施 0. 未実施】	
問9	障害者虐待防止について、講演会や院内広報紙等による、患者への啓発活動	【1. 実施 0. 未実施】	
問10	障害者虐待防止について、講演会や広報紙等による、地域住民への啓発活動	【1. 実施 0. 未実施】	
問11	障害者差別について、講演会や院内報等による、職員への啓発活動	【1. 実施 0. 未実施】	
問12	障害者差別について、講演会や院内広報紙等による、患者への啓発活動	【1. 実施 0. 未実施】	
問13	障害者差別について、講演会や広報紙等による、地域住民への啓発活動	【1. 実施 0. 未実施】	



問14	独自の障害者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成 【1. 実施 0. 未実施】(1. 実施の場合、差し支えなければご寄贈下さい)	
問15	独自の障害者差別に対応するための、職員の対応要領等の作成 【1. 実施 0. 未実施】(1. 実施の場合、差し支えなければご寄贈下さい)	
問16	問15で1.実施の場合、対応要領等の公表 【1. 実施 0. 未実施】	
問17	問14、15のいずれか一方でも1.実施の場合、診療科を特定したものを用意している 【1. 実施 0. 未実施】(1. 実施の場合、差し支えなければご寄贈下さい)	
問18	問17で1.実施の場合、特定して用意している診療科名は	科
問19	虐待予防・見守り・早期発見・発生時の対応、専門機関による介入支援のための院内ネットワーク構築への取組み(新たなネットワーク構築に限らず、既存の院内組織、ネットワークを活用している場合も含む) 【1. 実施 0. 未実施】	
問20	虐待予防・見守り・早期発見・発生時の対応、専門機関による介入支援のための地域のネットワークへの参加(新たなネットワークへの参加に限らず、既存の自立支援協議会等の組織、ネットワークを活用している場合も含む) 【1. 実施 0. 未実施】	
問21	院内ネットワークを構築している構成員 問20で1.実施を選択した場合のみ回答	a. 医師 【1. 参加 0. 不参加】 b. 看護師 【1. 参加 0. 不参加】 c. ソーシャルワーカー 【1. 参加 0. 不参加】 d. 事務職員 【1. 参加 0. 不参加】 e. その他( ) 【1. 参加 0. 不参加】
問22	身体障害者福祉法・知的障害者福祉法の規定による措置をとるために必要な居室確保(虐待を受けている障害者の一時保護のため)に協力している 【1. 実施 0. 未実施】	
問23	虐待を行った擁護者に対する相談、指導または助言 【1. 実施 0. 未実施】	
問24	いわゆるセルフネグレクトにより、必要な福祉サービス及び医療保健サービスを利用していない障害者に対する権利利益の擁護を図るための相談支援事業所など関係機関と連携した対応 【1. 実施 0. 未実施】	
問25	障害がある患者への合理的な配慮(主に職員の接遇面)について	a. 手話のできる職員の配置 【1. 実施 0. 未実施】 b. 筆談用ノートの用意 【1. 実施 0. 未実施】 c. 書類の読み上げ 【1. 実施 0. 未実施】 d. 大活字(通常22ポイント)での書類の用意【1. 実施 0. 未実施】 e. 視覚障害者向けの院内での日常生活の援助(代筆、移動の支援等) 【1. 実施 0. 未実施】 f. 障害により同意能力が減弱している患者へのインフォームドアセント 【1. 実施 0. 未実施】 g. その他( ) 【1. 実施 0. 未実施】
問26	障害がある患者への合理的な配慮(その他の面)について 【1. 実施 0. 未実施】	
問27	問26で1.の場合、実施している内容	
公表しません	問28	その他(課題や問題点について)

ありがとうございました。

## ケースシート

書ききれない場合は余白・裏面をご活用下さい

被虐待者の情報			
性別	男 女	年齢	18歳未満 30歳代 60歳～64歳 20歳未満 40歳代 65歳以上 20歳代 50歳代
障害の種別	身体 知的 精神障害（発達障害のぞく） 発達障害 その他（ ） 手帳 有 ・ 無 種別（ ） 等級（ ） 複数当てはまる場合は全てにチェックをつけて下さい	虐待の種別	身体的 性的 心理的虐待 放棄、放置（ネグレクト） 経済的 その他（ ） 複数当てはまる場合は全てにチェックをつけて下さい
虐待の重症度	使用した尺度・基準等の名称 （ ） 軽度 中等度 重度 最重度 その他（ ）	虐待をしたものについて （誰から）	養護者 施設従事者 使用者 その他（ ）
いつから		虐待の頻度	
どんなふう		心配なこと	
摘要	現在の居場所 背景要因（介護状況、経済的状況など）		
今後の対応			
虐待の事実なし	相談支援、ケアマネジメント支援 その他（ ）  本調査の対象とする事例ではありません	虐待の事実あり	緊急性の判断を協議 相談支援事業所等による継続支援 サービス導入 見守り その他（ ）

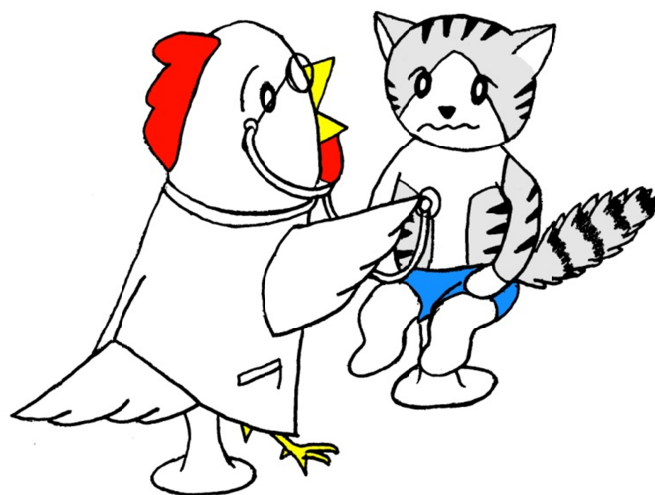
整理番号は貴センターにて作成保管の帳簿と照合していただくためのものであり、書式は任意です。こちらで連結不可能・匿名化するためのものです。照合表は貴センター内のご担当者にて厳重に保管して下さい。

回答ご記入後、ケースシート（本票）、記録用紙（別紙）を事例ごとに綴じて、指定の封筒にて厳封しご送付ください。



医療の提供を業務とする  
独立行政法人および地方独立行政法人における  
障害者虐待および障害者差別に係る取り組み状況についての  
調査 結果報告書

# 医療機関における合理的配慮



平成 25 年度厚生労働科学研究費補助金（障害者対策総合研究事業（身体・知的等障害分野））

「障害者への虐待と差別を解決する社会体制の構築に関する研究」班

平成 26 年 3 月

千葉県権利擁護支援ネットワーク シンポジウム

# 千葉の権利擁護 と 専門職の役割



場所：千葉県弁護士会館

(〒260-0013 千葉市中央区中央4丁目13番9号)

平成25年  
**10月5日**(土)  
14時～17時

演題『権利擁護支援ネットワークの構築 岡山の経験』

講演：岡山県弁護士会 竹内俊一

(NPO法人岡山高齢者・障害者支援ネットワーク理事長)  
(岡山高齢者・障害者権利擁護ネットワーク懇談会代表)

参加費無料  
事前申し込み不要

シンポジスト

千葉県弁護士高齢者・障害者支援センター委員	山本宏子 弁護士
千葉県弁護士高齢者・障害者支援センター委員	神保正宏 弁護士
リーガルサポート千葉	酒井伸明 司法書士
千葉県権利擁護専門部会委員	淵川里美 社会福祉士
NPO法人岡山高齢者・障害者支援ネットワーク理事長	竹内俊一 弁護士
岡山高齢者・障害者権利擁護ネットワーク懇談会代表	

コーディネーター

国学院大学法科大学院教授	佐藤彰一 弁護士
	千葉県権利擁護専門部会 部会長

主催：千葉県権利擁護支援ネットワーク

共催：平成25年度厚生労働科学研究費補助金  
(障害者対策総合研究事業(身体・知的等障害分野))

「障害者への虐待と差別を解決する  
社会体制の構築に関する研究」班

お問い合わせ

千葉県権利擁護支援ネットワーク事務局  
(〒277-0005千葉県柏市柏6-10-24 長谷川司法書士事務所内)

## 都道府県自由意見一覧（18 団体、順不同）

1. 虐待防止センター及び権利擁護センター職員のレベルアップが必要。具体的には、虐待をキャッチする気づきなど研修を通じて養っていく。虐待認定という行政行為は、無いことを知り、虐待かどうかの判断が重要ではなく、いかに障がい者への合理的配慮の観点から、事案を見つめることが出来るかが最も重要であることの研修の積み重ね等を継続していくこと。
2. 他関係機関との連携協力体制が整っていない。対応する職員の専門性が確保できていない。県内施設における体制整備（マニュアル作成や研修の実施）が十分でない。
3. マスメディアからの取材時の対応が課題（どれくらいまで情報提供するか、養護者虐待に関する質問に対する市町村との調整に課題）
4. 人事や予算の制約等から、虐待対応能力を有する専門的な職員が確保できていない。都道府県と市町村、都道府県間、市町村間の情報共有が、未だルール化していない。施設に対して指導監督権限を持つのは都道府県・政令市・中核市であるにも関わらず、施設内虐待の事実確認調査は原則として市町村が行うことになっているなど、権限と事実確認調査の実施主体とがミスマッチを起こしており、円滑な調査が困難になっている。障害者虐待防止法にかかる事務は日常的な業務量がさほど多くない一方、事案が発生すると膨大な対応時間と専門的知識が要求されるため、市町村との業務分担上、通常、障害者に対する直接支援を実施する体制を有していない都道府県としては非常に負担が大きいのが実情である。国庫補助事業の補助事業の補助率の見直しがあったことなどから、25 年度以降の普及啓発事業や研修事業は大幅に削減される見込みである。
5. 障害者虐待の調査や判断はきわめて高い専門性や長年にわたる経験の蓄積に基づいて迅速、適切、正確に実施する必要がありますが、多くの自治体においては、経験の蓄積がなく、適切に対応できる人材は限られている。また、養護者による虐待では、市町村のみでの調査や判断をすることと想定しており、人材や予算の限られる規模の小さな市町村で適切に対応することは困難ではないかと推測されます。このため、専門性を確保し、経験の蓄積を集約するためには、各自治体に児童・高齢者・障害者の虐待対応を一本化した組織の設置なども考えられるのではないかと思います。
6. 心理的虐待などで虐待に相当するものかどうか判断に苦しむものがある。虐待事例集などの充実を望む。
7. 障害者虐待防止法の認知度が高まるにつれ、関係機関との連絡調整及び市町村担当部署から困難事例に対する適切な助言等を求められることが日増しに多くなっているため、これらに対応する権利擁護センターの専門職配置を確保できるよう、国において、確実な財源措置等の施策が必要と考える。実際に起こっている虐待事案について、虐待者自身の病気や障害、経済的問題、障害特性への理解不足などの複層的な要因が絡んでいるケースが少なくなく、虐待対応に当たる市町村職員には高度な能力が要求されており、これらの事案に対し、より迅速かつ適切に対応できる人材を養う国研修が必要と考える。
8. 「虐待」か「虐待でないか」の判断が調査を実施したとしても難しい。
9. 現在は市町村も含め障害福祉担当課職員が障害者虐待業務に従事（兼務）しているが、今後見込まれる相談、通報件数の増加や困難ケースに対する迅速な対応のためには、専任職員の配置や担当する職員の専門性の向上を図る必要がある。

10. 市町村により虐待事案への対応が異なることを課題と感じている。
11. 虐待かどうかの判断。一時保護の場所の確保。
12. 市町村においては、専門性の確保が難しく、一人で複数の業務を担当しながら障害者虐待事例への対応の業務等を行っている市町村がほとんどである。市町村間で障害者虐待事例への対応に差があり、どのようにして体制強化を図るかが課題と思われる。
13. 窓口における専門職の配置 本人からの相談(特に精神障害の方)について専門職での対応スキルに不安がある。障害のある方への事実確認が難しい。使用者における虐待通報があった場合の企業へのアプローチのやり方。
14. 相談対応に向けて:名前や住所を明かさない相談者に対してはどう対応すべきなのか悩ましい。精神障がい疑われる相談者に対してどのように対処すべきなのか。虐待ではない相談も寄せられるが、専門的な対応ができないため、他の機関の紹介しかできず、直接的な解決には結びつかない。事例への対応に関して:件数が少ないため適切に対応しているかどうか不安がある。県がどこまでどこから主導的立場を取るのか不明なところがある(施設従事者・使用者による障がい者虐待の場合)。
15. 事実確認の方法や虐待有無の判断が個別事例ごとに難しい。通報者と、通報された側との感情的なもつれがある場合が多く、対応結果に対する納得が得られない場合が多い。関係機関が複数の障害者に対して虐待が疑われる場合などで、サービスの至急決定をしている自治体(出身自治体)が異なる場合。出身自治体と虐待が疑われる施設・企業の所在地が異なる場合(特に都道府県をまたがる場合)など。
16. 市町村では、障害者福祉の知識や経験を持つ職員が不足していたり、障害者虐待に対応するためのノウハウが蓄積されていないことから、窓口担当者に対する研修を継続して実施することが必要。障害福祉サービス事業所によって、法の理解や虐待防止への取り組みに差が生じてきている。使用者側の障害理解、法の理解がまだ不足している。市町村の対応に関して、県が行う後方支援の方法の確立。(チェックリストの作成、マニュアル化など)
17. 同じような虐待事案についても、市町村によって虐待ととらえず、積極的な介入ができていないものがあると思われるが、県においてはそれが把握できない。事例を積み上げるしかないかもしれないが、スタンダードな事例集などがあれば市町村における対応の参考となるとと思われる。
18. 配置スタッフに専門性が無い。マンパワー不足。経験不足。市町村意見より:障害者虐待を行った養護者への対応。心理的虐待の事実確認。知的障害者の場合、本人の意思確認が困難。被虐待者を分離保護した際に所持金がない場合の対応。被害を感じていない被虐待者への支援が困難。

## 市町村自由意見一覧（146 団体、順不同）

## 一時保護のための居室の確保に関するもの 28 件

1. 一時居室の確保、24 時間の支援体制、マンパワー不足
2. 事業担当は係長 1 名、担当者 1 名でいずれも兼務の虐待発生後の対応に業務が集中し、予防のための研修やその他啓発活動に重点を置いていない。虐待通報があり、事実確認をしたあとのフォロー継続・ケースの管理が不十分。保護や分離が必要な緊急性の高いケースでも、居室を確保できていないため、虐待者から障害者をすぐに引き離せない。虐待認定の基準、虐待ケース終結の基準を明確に定められない。専任職員の配置など人的補償の必要性。
3. 経済的虐待への対応の難しさ。精神障がいの方の一時保護施設
4. 措置する場合の居室の確保が困難。2 号の介護保険対象者の障害者が養護者から虐待を受けた場合、通常は地域包括支援センター職員やケアマネが関わり介護保険サービスを利用しているが、虐待に関しては障害分野の職員が相当となり、関わりが複雑となる。措置が必要となった場合も、障害分野での対応と成り利用施設、サービスが変わってしまう。
5. 一時保護のための居室確保に際して、さまざまな障害に対応できるところがない。重度の障害者を受け入れ（緊急に）できる施設が近隣にない。また、一時保護した際の当面の生活費について本人が現金を所持していない（できていない）場合の費用負担について、検討課題となっている。本人や養護者のカウンセリング等を行う専門機関がない。
6. やむをえない事由による措置で施設の対応が取れない等場所の確保。緊急避難先の確保。短期入所（医療ケア付の）の確保(基盤整備)
7. 措置（保護）を行う場合の対応可能な施設の確保
8. 人口も少なく小さな市町村であるため障害者虐待の事例はなかった。今後事例が発生した場合、一時避難所の確保が難しい。
9. 居室の確保
10. 被害者の一時保護のための居室の確保について、入所施設の定員数の問題から、一時保護の場所を探す際に難航することがあるため、地域自立支援協議会専門部会で重点議題にあがっている。被害者の自立支援について、本人は社会復帰を早く望んだとしても、安全性の確保や成年後見人の選任がなされないと動けない部分もある。
11. 居室確保のための事前調整は、一市町村には荷が重い。理由：当町は小規模の自治体であり、町内および町周辺に居室確保の協力を依頼できる施設が少ない。対象者（被虐待者）の障害の種別、障害の程度によって必要とされる居室の条件が異なる。（身体障害の場合は事前に居室確保の形の想定がしやすいが、精神障害等の場合は本人のこだわりや周囲の対応の可否が問題となる。）
12. 緊急の保護が必要な場合、受け入れてもらう施設の手配に手間取った。そういったときの受け入れができる体制を作る必要があると思える。施設側からもそのためのために体制を作る必要があると思える。施設側からそのためのために空きを確保することが難しいという意見が出ている。受け入れを行える施設には補助が出るような体制が取ればよいと思う。
13. 市町村で居室の確保を行うよう明記されているが、県などの広域で確保すべき
14. 一時保護施設の居室の確保。一時保護をした際に、つぎの支援につなげるまでの期間が短く、受け入れ先が見つからない場合がある。虐待問題に関して、短期間で解決できることが少ないため、中長期に保護できるような施設を確保する必要があると考えている。被虐待者の障害に対する理解、



障害者虐待に対する理解の周知。障害に対する理解が乏しいため、虐待に至っているというケースが見受けられる。幼少時または障害発症時からの本人・家族に対する障害受容に係る支援をしていくことで、虐待のリスクを軽減できるのではと考えている。虐待行為についての理解が十分に周知できておらず、虐待行為を行っているとは認識できていない場合が多い。虐待行為について具体的に例示し、周知を図る必要があると考えている。各自治体でやむをえない場合の措置、面会の制限の権限はあるものの、立ち入り調査等は任意のものであり、権限の制限上、拒否が強い場合は虐待防止センターでの対応に限界がある。高齢者虐待対応と異なり、地域包括支援センターのように地域で連携できる機関が少ないため、地域の相談支援事業所に協力を得て対応する必要があると考えている。虐待と刑事事件の明確な線引きがなく、虐待対応としてどこまで介入すべきか迷う。

15. 一時保護する場合の居室の確保が難しい。一定の圏域や県単位で今後この対応を考えていく必要がある。
16. 一時避難、やむを得ない措置により避難させる施設等がない。(高齢者や児童に比べて充実していない)
17. 対応職員の不足。短期入所施設での特例による居室の確保(空きがある場合)はしているものの、本来の居室確保はできていない。児童同様に県レベルでの対応が必要。
18. 身体的虐待事案で虐待者から引き離さなければならないときに、一時的に保護する居室が近くなれない。経済的虐待事案で金銭搾取されたお金を虐待者に説得しても返さない場合に手立てがない。
19. 緊急に保護するためのシェルターが必要である。各市町村が独自に確保することは困難であり、いつ発生するか分からない事案に敏速に対応するため都道府県レベルでの居室の確保が望ましい。
  20. 緊急一時保護先について、市内の入所施設に居室確保をお願いしているが、実際に緊急の保護が必要な際にスムーズに施設で保護ができるのか、市内の施設だけで良いのか、また虐待者が被虐待者を探して施設を訪れた場合の施設職員の対応について不安がある。そのため、例えば県が県内の協力的な入所施設と協定を交わし、市が直接協定を結んでいなくても一時保護施設として利用できる、県内にDVのシェルターのようなものを設置する等、広域的な緊急一時保護先が必要であると考え。
  21. 市内に一時保護できる施設がない。担当者が兼務体制であり、知識・経験も少ないため判断に迷ったり対応が難しい。市独自のマニュアルは作成しておりません。
22. 緊急避難先の確保が課題となっている。G~Jについては、県が取りまとめたH24年度県内の障害者虐待の状況についてから、相談、通報、判断の結果の通報については取りまとめていないため不明と書いてあります。
23. 緊急一時保護施設の確保
24. 一時保護先の確保、経済的虐待における事実確認、やむをえない事由による措置対応、および、措置後の対応について
25. 緊急の保護が必要になった場合、受け入れ先の確保が困難であること。両親が他界したあと、兄弟がやむを得ず障害者を養育している場合、その兄弟からの虐待があった際、家庭訪問をし、積極的に指導することによって一層本人がひどい虐待をされるなどで、本人から積極的な保護や関与を控えてほしいといわれたこと。そのような場合、兄弟に虐待の通報があったとは言い難く、どのように指導したらよいか課題である。
26. 虐待が確認され、保護をする場合、保護者の行き先(シェルター)等が無い。
27. 虐待によって保護が必要な事例があった場合は、県が依頼した施設に協力いただけることになって

いるが、緊急な対応が必要な場合に地域内に社会的資源が不足している。

28. 当自治体では保護所が即日入所できない、一週間という短い機関であるという点で対応が難しい。都道府県で保護所は持つようにしないと、小さい自治体は保護所が効果的に機能しないと考える。

#### 一時保護のための手続きに関わるもの 8 件

1. 一時保護となった場合、日用品費等にかかる費用の支払いが困難。成年後見制度の導入が望ましい場合、法の専門家にも助言を求めたいが、その為の確保が困難。
2. 緊急一時保護に関しての関係機関の協力体制に不安がある。緊急一時保護等の際の被虐待者の口座情報等を保護する方策の未整備。緊急一時保護をやむを得ない事由による措置により行う場合の措置費で算定できない費用について、国、県の保護制度が存在しない(短期入所の光熱水費など)。緊急一時保護を件生きがいの施設で行う必要がある場合の調整は本来、県が行うべきと考えるが、現時点では実効性のある仕組みは構築されておらず、また、構築される見通しもない。
3. 被虐待者を一時保護する場合の輸送、食費、日中活動等について受け入れ事業者とも事前の確認が必要。
4. DV と障害者虐待の療法に関わる事例の場合、DV の一時保護施設や婦人保護施設を利用したいが、実際にはそれらの施設で生活していくのになんら支障がない人であっても、障がい者手帳を持っているということのみで、電話による問い合わせの段階で入所拒否されてしまう。これこそ障がい者差別、障がい者虐待ではないか。手帳の所持のみで判断するのではなく、せめて面談するなどして入所の判断をしてほしい。生活保護制度についても要件が厳しいため、障がい者虐待の事例で活用できないケースが多い。虐待事案の対応の際にはこれらの関係法規の適用について特例が認められるなどの法整備、制度の見直しを行ってほしい。
5. 被虐待者を擁護者等から緊急に隔離、保護する際に、本人に所持金がない場合の入所先等での対応(食費等の支払い、日用品の調達など)
6. 緊急一時保護が必要な場合、施設の「短期入所」が想定されるが、施設側より診断書の提出を求められ、未提出の場合は利用を断られることも多い。一時保護は時間外で緊急の場合も多く、診断書を提出することは困難である。このような場合の特例があると良い。
7. シェルター機能の必要性、不足。学校・保育所・病院等の相談が発生した場合の対応。経済的虐待のグレー事案の多さによる対応の困難。センターが既存部署への配置と職員兼務に伴い、マニュアル策定となっても、休日・祝日・夜間等の場合、スムーズな対応が図れるか。センターが既存部署への配慮と職員兼務に伴い、通報が重複したり件数が増えた場合の緊急対応等物理的な困難さがあるか。
8. 障がい者本人から相談を受けるも、家族には内緒にして欲しいと言われ、介入が難しい時がある。障がい者本人からの話と家族の話しに食い違いが生じ、事実確認に時間を要する。精神障害者の方から、常識的範囲の注意を心理的虐待として相談される場合の対応に苦慮する。緊急時の居室確保について、その都度施設を探すことになる。

#### 職員の資質に関するもの 22 件

1. 担当職員は一般事務職で何の専門性もなく不安である。件数も少ないのでいざという時に迅速な対

応ができるか不安である。

2. 専門職等の不在：専門職および専従職員が配置されていないので、緊急を要する事案や 24 時間対応を迫られた場合、迅速かつ的確に対応できるかどうか不安がある。
3. 虐待対応についての専門知識、経験等のノウハウがなく、判断に苦慮している。
4. 高齢者虐待対応（地域包括支援センター）とは異なり、“センター”として立ち上がったわけではないため、専門的な体制が整っていないのが現状、事例毎の対応検討となっているため人材の確保、具体的なマニュアル化、連携体制づくり等が課題として残っている。
5. 小さな町村での単独対応は難しい。人材不足。
6. センターの人員として専門職は保健師等であるので、より障害者虐待についての専門知識を持った職員の配置が必要と考えるか、障害者虐待防止のみに雇用は難しいので、高齢者、児童虐待等総合的な専門知識を有した担当者の配置が必要と考える
7. 平成 24 年 10 月より市の障害福祉課内に虐待防止センターを設置、平成 25 年 10 月より基幹相談支援センターを委託により設置し虐待防止センターも兼ねている。今のところ、虐待の通報は 0 件であるが、職員も含め障害者自身、一般市民の障害者虐待の意識が低いと思われる。今後、研修会などを通じ啓発にも力を入れていきたい。
8. 担当課に医療専門職がないので、事実確認の際、正しい健康状態が確認できない。県内の行政やセンターで事例を通した障害者虐待対応について活発に意見交換を行う機会が必要。他の多くの業務がある中、緊急性のある虐待ケースがいくつもあるとそれにかかりっきりになってしまう。市担当課とセンターの役割分担について。
9. 担当職員のノウハウ不足（児童虐待、高齢者虐待等、虐待対応に携わったことのない職員が配置されている）。事実確認について、性的虐待は確認が困難。施設、職場等での虐待の通報者は特定されやすく、通報者の保護に課題がある。
10. 業務に当たる職員（担当者）のノウハウ不足
11. 役場で実施しているため、異動等により職員の対応スキルに差がある。専門的知識のある職員がいない。
12. 職員全体のスキルアップ。関係機関との連携体制の強化。
13. 小さな町では、専門職員がおらず、発生件数も少ない。又、3 年程度で異動することとなり、他の仕事も多く抱えている。さまざまな事例の対応がおろそかになるのではと心配している。
14. 専門職の配置や職員の対応能力の向上。専門機関や関係機関との連携体制。
15. 業務に当たる職員のノウハウ不足 経験のない中で知恵を出し合い対応しているのが現状。今年事例と虐待事例の判断が難しい。また、身近にスーパーバイザーがいないため、気軽に助言を求めることができる体制が整っていない。一時保護室の確保 被虐待者の特性により適切な受け入れ先が異なる。被虐待者の安全の確保がどうしても優先されてしまい、虐待者（養育者）への支援が後手後手になってしまう。障害者支援に携わる支援者は、計画相談などの影響もあり、とにかくマンパワー不足だと思う。
16. 対応する職員のスキルアップ。障害者であり 65 歳以上の場合どのような介入が適切なのか判断に迷う。
17. 事務職員が兼務で担当しているため、虐待に対する体制整備ができておらず、実際通報があった際、迅速に対応できているか問題。虐待通報としてではなく、一般の相談であった際、本来であれば虐待の予防として対応しなければならなかったケースを見逃していたかもしれない。知的、精神障害

者への事実確認が困難な際の対応。

18. 制度という外枠のスキームが作られただけで財政的にも、人的にも、リソースが無さ過ぎて「防止」や「対策」の成果を上げられない。現場として歯がゆい。
19. 現在、市町村の窓口に虐待防止センターを設置しているところも多いと思うが、施設や事業所での虐待の調査を障害担当課がしなければならないのは、負担が大きい(いつも利用者の受け入れをお願いしている立場のため)
20. 虐待を受けた知的障害者の行き先を短期入所(措置による)とし、その後、契約へと切り替えたが、本人の課題も多く(家族から身体的虐待を受けて育ってきているため本人もすぐ怒り、抑えがきかないことが多々ある)当該施設を強制退去となりその後受け入れ先がない。本人の話を毎日のように市の窓口で聞き、不安、ストレスの解消を図ってはいるが、障害程度区分が高いわけではないのに課題が多いため受け入れ先がない。(現在は高齢者介護住宅で一人暮らし)事業所の人材育成とスキルアップ、トップの考え方(経営中心でない)の変更が求められる。投資の虐待防止マニュアルについては予備がないためすみませんが送付できません。
21. 自地域の障害者が他市の事業所で就労している場合に事実確認する場合、何の権限もなくとても苦労したことから、市町村ではなく県の役割としていただきたい。夫による妻(障がい者)への暴力等の虐待については、DV事例と扱った方が保護施設等の緊急対応が可能であるため、協力体制はとるが夫婦間については障害者虐待ではなくDVとした方が良い。
22. 当市障害者虐待防止センターには、社会福祉士、保健師などの職員がいないため、専門的な知識が乏しく、複雑な事例が合った場合の対応・助言等について検討する必要がある。

#### 連携に関するもの 19 件

1. 他機関との情報の共有
2. 対象者が公務員の場合、所管課や相談窓口等紹介しても良い方向に進まず、再度、再再度「どうかしてほしい」と担当課以外の部署にも連絡したりして、また、担当課として関わるも、対象外なので、堂々巡りというものもあります。
3. 虐待には複数の側面があり、児童福祉担当、高齢者福祉担当、DV担当など、対応可能な部署が複数にわたる場合がある。部署間の連携がうまくいかないと対応に支障が生じる。訴訟などの法的リスクを実際の虐待対応で判断、対処できるか難しさがある。情報収集の難しいケースで虐待の緊急性の判断に苦しむ。
4. 精神障害者自らの申し出により虐待防止センターに通報がある。調査の結果、被害妄想によるものである場合、本人への結果の通知に困る。
5. 虐待として通報・相談のあったケースにおいて、本人の妄想によるものや、些細なトラブルを課題に受け止めてしまったものについては、虐待の有無の判断が難しいものもあり、さらには、通報・相談の当事者に事実確認の結果について説明しても受け入れてくれない、あるいは、理解してもらえないこともある。
6. 障害について精通しており、虐待についての経験が豊富な専門員がいることが望ましいと思うが、多くの市町村では専門のセンターを設けることができず、障害担当課が兼務しているのではないかと。予算の問題や適切な人員(人材)の不足。いろいろなパターンがあるので、参考事例集やQ&Aなどが手軽に参照できるといいなと思う。以下、困った事例。通報されたが、大事にしたいくないとい

われたとき、立ち入り調査をどうすればいいのか迷う。手帳はないが「障害者だ」といわれたとき、どのように判断すべきか。もう相当事実の区別。支援を拒否するものへの働きかけ方に困る。

7. 18歳未満と18歳以上の虐待対応では児童虐待防止と障害者虐待防止法に法別・年齢別に整理されているが例えば、障害者の場合、養護学校へ通学している場合養護者から虐待を受けた場合18歳を境に通報先が児童相談所、障害者虐待防止センターとなっており、緊急的な措置が必要な場合(施設措置など)18歳未満は児童福祉法でいう児の施設、18歳以上は障害福祉の者の施設となっており、法別・年齢別で整理された場合の対応が異なる特殊な事例が発生する場合があります、養護学校等へ通学している場合は卒業までで児童虐待防止法を適用させる必要もあるのでケースバイケースの対応も必要となるのではと思っています。
8. 高齢、児童、障害、人権など一つの虐待事例から関連する内容が多く、相談窓口の一本化とネットワークの構築が必要です。
9. 専門機関のネットワーク化。センター職員の対応スキルの強化。一時保護所の確保と運用の仕方。センター職員の経験。困難事例への対応。緊急性の判断。日ごろからの関係機関との情報共有。県からの技術的な支援や人的支援。
10. 人員不足の専門職と一般職が業務の一環として兼業で行っている。専門的知識の取得のため研修がもっと必要であると感じる。
11. ケース会議での関係機関全体が情報共有するための工夫。
12. 虐待に限らず、問題のある事例については、関係機関で集まって協議する仕組みがあり、結果として虐待に近い案件の場合もある。結果としての虐待にとらわれず、その背景等について考えトータルに支援していく取組みをしている。虐待様の案件としては、1件、児童に対するものがあり、現在でも複数機関で支援の取組みをしている。
13. 障害者虐待を別枠として捉えるのではなく、高齢者虐待や児童虐待と連携できる体制づくりが必要であると思う。
14. 潜在化していると思われる事例への支援方法。障害者のみに限らず、家庭全体に何らかの問題が発覚した際の関係機関による迅速な連携
15. 障害者福祉施設従事者による虐待が疑われる場合は、県も含めた広域的な対応が必要になることを支援を通して確認できました(H24年10月~H25年3月以外の通報にて)。また、行政以外の機関(国保連合会など)の協力も有力であることから、通報 事実確認の段階で個人情報の保護も含めた連携体制の構築にて、早めに検討する必要があることを感じました。
16. 司法、警察等、司法機関において、虐待防止法について十分に知られていないため、連携が十分にとれない。地域レベル(実務)で広報・周知を含めてネットワークを形成する必要がある。保護や入所の施設が少なく、分離といった措置が取られても、実際に安全な生活の場を確保できるか懸念される。養護者の介護負担の軽減を図るため、本人に障害福祉サービスの導入・調整を図るが、地域から孤立したり、独自のルールを持つ家庭が多く、一般的なサービスの利用が困難であり、調整等が長期化する。
17. 小さな山村のため地域の絆、連携がとれており、些細なことでも情報が入りやすい。そのため未然に防ぐことができやすい環境にあるといえる。
18. 18歳未満の障害者が18歳になった場合の虐待対応について、児童相談所とのスムーズな連携が難しい事例がありました(18歳になった時点で、丸投げのような形でケース移管される、など)連携体制を強化していきたいと思います。

19. 本人の障がい特性や生活状況等により、実際に虐待を受けているのか、それとも作話であるのか等慎重に対応しなくてはならないと考えています。又、複数の関係者が関わっている事案もあるため、いかに連携をとっていくか、という点について考えていく必要があります。

#### 事実確認調査に関するもの 18 件

1. 家族の問題か、公的機関の介入が必要な虐待かどうかの判断の見極めが難しい。関係機関との連携体制・協力体制の整備。(18歳未満の児童の対応についての役割分担と連携体制等)。医師や弁護士等による専門的な助言を得る体制の確保。虐待を受けた障がい者を保護するための居室確保(広域対応の必要性)。
2. 3人の方の相談はありましたが、精神障害者の方2名と知的障害の方1名でした。精神疾患から来る症状(妄想)であったり発達障害の特性のこだわりから来るものだったり、虐待の事実は見られませんでした。今後そのような特性を見極めながら丁寧に対応をしていかなければならないと思います。
3. 虐待者が親や兄弟の場合の介入調査が難しい。自身による転倒や不随意運動などにより打撲痕がある場合の判断(身体的虐待、セルフネグレクト)。過程の生活状況や知的水準により十分なケアができていない場合の判断。
4. 知的障害の方の例。親の暴力から逃げるため、他の自治体から個々へ逃げてきたと本人は言うが、事実確認をすることによって、本人の居場所が親に知られてはいけないため確認の方法がない。追われているといいながら、自分から親に連絡を取ったり、どこまで本人の情報を信じていいのかわからない。
5. 事実確認の手法が難しい。虐待と犯罪、いじめ、夫婦喧嘩当の区別がつきにくい。
6. 精神疾患の方が親子関係において、母からの虐待を受けている等、頻繁に届出したいと電話が入るが明らかに虐待ではないと判断される場合の対応。
7. 知的障害者の発言の信憑性について判断が困難である
8. 緊急性、重大性の判断の基準の明確化
9. 知的障害者、精神障害者からの被害妄想的な訴えが多い。
10. 事実確認の難しさ。精神障がいの方で、病状が悪いため、被害妄想を繰り返し訴えてこられるケースが多数あり、時間をとられ、仕事にならないことがある(つまり、相談先が違うと思います。病院や保健所で対応しないと、専門的知識のない市役所の事務員では不可能)家族への支援が必要な場合が多いが、関わりを持つのが難しい。関係者が全くいないケースでのアプローチ方法が困難。「困難ケース」が「虐待」というキーワードで、どんどん振られてくる。(そもそも担当していた機関が、やはり中心となって動くべきだと思う)そこへ、加わるメンバーの一人としてサポートしていきたい。しかし、現実には、安易に振られるだけの実態となっている。パンクする、疲弊する。
11. 養護者が里親のケースだったため、聞き取り調査に時間がかかった。虐待とは認められないことが解ったが、逆に障害者が家族に暴力を振っていたことが分かり対応に苦労した。
12. 生の事案は複雑な要因がかかわり、事実確認が重要であり、その確認には時間がかかる。客観的事実だけでなく当事者の主観的要因を考慮すると虐待の判断が難しい。
13. 精神障害者が自ら通報するケースについて、事実確認に困難を感じることもある(本人の思い込みやケアへの不満などが原因)。分離が必要と判断しても、適切な施設が見つからない。特に、自殺

帰途のある精神障害者等。通報や相談がしやすいシステム作りと継続的な PR の方法。

14. 被害的妄想の顕著な精神障害者本人からの訴えについては、調整等を行うと、事実とは異なり、結果的に病状によるものと判断されるケースが多い。そのため、対応に苦慮している。匿名や通報元が特定されることを極端に不安視する方からの通報は、調査が難しいばかりか、通報内容が課題であったり、虚偽の可能性もあるため対応や対応に苦慮する。
15. 通報の時点で虐待と判断したが、後の調査で虐待ではないと判断したケースがあった。事実確認が難しく、本人の証言のみで対応する場合、分離など公権力を振るう際には慎重な判断が求められる。担当したケースは兄が包丁を持ち出して「殺してやる」とおどされて SOS された精神障害の女性であった。約半年のかかわりの中で分かってきたのは、本人が過度な表現をされたのではないが、入院し休息を取ると兄に対しての不満は一切聞かれなくなったこと。引き続き第 3 者による事実確認を行うことにしているが、支援の組み立てがとても難しいケースであった。
16. 傷があると状況と本人の訴え、家族の回答が一致しないことが多く、本人に虚言も多く判断が難しい。
17. 施設従事者による虐待について、サービスの質に対する苦情なのか虐待なのか判断が難しい。サービスの質の向上のため事業所の支援を手厚く行っていく必要性を感じる。心理的虐待の判断が難しい。基準が分からない。
18. お互いの証言（被害と加害の立場や通報者）が食い違うため、正しい実態を捉えにくい。

#### 支援のあり方に関するもの 12 件

1. 親（特に母）から、障害を持つ”子”に対する虐待事例については、その判断が非常に困難。親亡き後の本人の自立を願ってのしつけ目的であったり、子からすれば辛い思いをしても親への思いは変わらない。単に分離すれば解決というわけではなく、いかに親を支援し子を見守るか、長期的、継続的なかかわりが必要になる。と同時に多くは親の年齢を考えると、高齢分野、障害分野双方の課題となり、協力および役割分担が必要になる。
2. いつまで虐待の事例として対応するのか（どの段階で「解決」とするのか）、現況と本人の希望とのすり合わせが難しい事例にどう対応するのか。例）本人と養護者の二人暮らしで、極まれに養護者が精神的負荷から手を上げてしまう。しかし安定しているときは両社とも在宅を望んでおり、何かが起きるまで待機・見守りしかできない、等。関係の悪化を懸念して通報が遅くなる。対応が進展しない場合の打開策などが検討課題。
3. 精神症状により被害的になっている方からの訴えについて事実確認を進める中で、虐待の要件が確認できなくても、本人の訴えが続く場合、終結することが困難になっている。
4. 障がい特性が違うため（身体、知的、精神、難病など）一時保護施設の確保や、保護した際のケアの方法など具体的なこと（契約の内容、予算の算出方法）が分からない面が多い。児童相談所や女性相談所について、障がいのある者（児）の受け入れが難しい。養護者から経済的虐待を受けていると訴えている障がい者が逆に養護者への身体的虐待を行っていることが判明するなど多様な状況に、どのように支援していったらよいか、専門的助言を求められる場がほしい。
5. 市町村虐待防止センターが事実確認したが、虐待がなかったことが確認できない場合における、被虐待者との関わり方（いつまで関わるのか？）、警察等から通報があった場合の対応（身体的虐待で警察が操作しない場合、市虐待防止センターが事実確認を行うのか？）。

6. 虐待をする人が障害者で引きこもり。受けている方が高齢者。障害者、女性、子どもと多岐にわたる。こういった事案が増えている。
7. 虐待事例の対応については、虐待でないことが確認できるまでは虐待事案として、個人ではなく複数で対応していくことが重要だと思われる。
8. 虐待の相談があった場合、養護者の支援が重要とされていますが、障害福祉サービスなど支援になくことが難しい。養護者の理解がなかなか得られない。
9. 家族内での経済的虐待ではないかと思われる事例について、その家族が障がい者を実質養っていたり、面倒を見たりしていた場合、成年後見制度を利用してもらうかどうか判断に悩む。成年後見人を立てることで、障害者本人の生活環境が変化しこれまでの家族支援が消えてしまえば、本人が逆に暮らしにくくなってしまおうと思われるため、障がい者の年金でその家族が生計を立てているような事例は、なかなか経済的虐待と判断できない。
10. 経済的な虐待について、養護者が保護と主張するケースがあった場合、難航が予想される。
11. 経済的虐待に対して介入しにくい。
12. 家族や本人自身に虐待の認識が薄い（もしくは、無い）場合や、本人が自身で判断する力が弱い場合の対応方法。

#### マニュアルに関するもの 10 件

1. 県で示されたものを参考に利用しています
2. 障害者虐待防止のマニュアルおよびセンターが未確立であるため、個別のケースに応じた対応をしているため、一定の仕組みづくりとしてマニュアル作成は必要であると考えている。また、児童、高齢者虐待防止について各々定められているが、一体となって対応できるセンターが必要であると考えている。
3. 「虐待防止対応マニュアル」が未作成のため、作成に取り組む必要がある
4. 近隣の市町を共同して現在マニュアルを作成中です。
5. 虐待通報窓口が、苦情窓口化（障害者からの）している。パーソナリティ障害の方などの対応で、行政窓口としては心理で虐待だと根拠もなく連絡してくるケースがあり、対応に苦慮していた。今は落ち着いているが、こういった障害を持つ方への対応方法について、国として何らかのマニュアル等を示してほしい
6. 虐待をする側（特に養護者）への関わりについて、非常に難しい。事例を通して、町独自のマニュアルを整備していきたい。現在は、厚労省のマニュアルを使用している。
7. 対応に当たっての法的根拠の確認。法や厚労省マニュアルのみでは細かな対応が判断しにくい。養護者が虐待を否認している場合の対応方法。
8. マニュアルの作成は今後行う予定です。
9. マニュアルの作成ができていないことと、障害者虐待防止センターへの相談は現在のところないので、今後マニュアルの作成を検討する予定です。
10. 事実確認を行うものについて、日ごろからかわりのある事業所や地域の保健センターが行うほうがスムーズなケースもあれば、行政という立場で（当市であれば障がい福祉課）確認を行うほうがスムーズに行くケースもある。現在使用しているマニュアルでは、初動判断会議で事実確認を行う者の判断を行うこととなっているが、関係者からは統一したほうが良いという意見もある。虐待判



断を行うにあたって医療職の介入も検討が必要か。虐待防止センターを直営で担っているため、選任の動きが取りづらい。虐待支援計画の様式について、障がい者虐待専門のものは少なく、現在は高齢者虐待支援計画（社団法人日本社会福祉士会作成のもの）を活用している。

#### 事例が無い8件

1. 現時点で相談件数は発生していないが、相談があった場合の関係機関との連携に不安を感じる部分があり整備していかなければならないと感じる。
2. 該当事例無い
3. 事例がないため何とも言えない
4. 事例がなく専門部署が置けない。しかし、発生したときに対応ができるか不安。
5. 相談内容は障害者による家族への暴力が中心で障害者への虐待の相談は特にない。
6. 当町においては平成24年10月1日から現在に至るまで、障害者虐待に関する相談はないが、実際に相談があった場合、虐待であるという判断の難しさや継続的な見守りの難しさをどのように解消していくかが今後の課題である。
7. 障害者に対する事業者数が少ないためか、なかなか実態が明らかにならない状況です。また、通告や相談までに至らない(相談等の件数なし)ため、センターでの実際の対応ができていません。実務者レベルでの事例検討研修など受講し、適切な対応ができるようにしていく必要があると思われます。
8. 相談は0件でした。しかし、埋もれてしまっているケースなどがある可能性もあるため、“0件だから安心”とは言えない状況下と思います。課題としては、住民の皆さんに「虐待=通告する」という認識を持っていただくために、広報等していくことからはじめなければと考えています。

#### 防止法による虐待の定義に関するもの7件

1. 障害者虐待防止法では、「使用者による障害者虐待」「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待」「使用者による障害者虐待」のケースを想定した支援を行っているが、母の付き合っている男性や、親戚の叔父さんからの性的虐待は、養護者の定義から外れるため、障害者虐待としてではなく、女性虐待と扱うことになる。このようなケースについては、県権利擁護センターや県子ども女性相談センター、関係機関等と連携しながら対応に努めているところであるが、その情報共有や連携のあり方については今後の課題である。
2. 養護者について、例えば精神疾患(精神保健福祉手帳非所持、自立支援医療(精神通院)未受給)で夫より暴力があった場合、障害ということで障害者虐待通告が行われる。事案を掘り下げていくと夫婦間の問題が根底にある場合が多い。夫が養護者になるのかどうか。個人的には本人がDVで保護を求めてきた場合は、DV対応するほうが基本的に良いと思う。シェルターの確保、緊急利用のため、すぐ利用できるシェルターがない為、事案が発生した場合、担当者がシェルター探しに奔走しているのが現状である。事案対応の検証、これまでの対応について専門的見地から検証する必要がある。
3. 虐待が疑われるが、法の定める定義に当てはまるのか判断に迷うことがある。
4. 虐待認定の判断基準が自治体によってばらつきがある。「不適切な支援」などグレーゾーンをどう

扱うかが課題となると思われる。

5. 障害者虐待防止法の類型に当てはまらない、学校、病院等において通報があった場合の専用のマニュアルは無く、個別対応となっている。連携の強化及び対応結果の報告について今後の課題と考える。
6. 障害者虐待における障がい者の定義の幅が広く、精神疾患があるものの日常生活に支障が無いケースも通報・相談にあがってくる。虐待の有無の判断のみでなく被虐待者が障害者かどうかという判断もある一定必要ではないか。虐待者（養護者）が精神障がいや発達障がいを抱えている等、他問題かつ対応困難ケースがあがってきており、緊急対応にまでならない事例の場合、問題解決までに非常に時間がかかる。通報者に対してどこまで情報を開示するべきなのか、近隣住民等からの通報の場合、判断に悩む。休日・夜間対応について市町村で行うのではなく、都道府県単位でのホットラインを設けるべきではないか。シェルター確保が難しい。
7. サービス職場への苦情が非常に多いが、相談者にご理解いただくのが難しいことがある。基準が曖昧なため、虐待かどうかの判断が難しい。

#### 周知活動に関するもの 7 件

1. 町民の方をはじめ事業者等へ障害者虐待防止法をもっと周知していく必要がある。
2. 虐待防止センター，相談窓口の更なる周知が必要
3. 最初、警察署から担当民生委員へ「虐待」ということでの通報であったが、加害者は他人であり、被害者本人が精神を患う知的障害であったため警察の通報により動くことになった。ただし、内容が性的なものであったため、又、本人も立件にはしたくないというが、警察の事情聴取もあまり受けたくないようで、ウヤムヤに終わってしまった。警察署署員への法律の指導をもっと国にはしてほしい。他人の場合は（特にこのような時）警察だけしか動けないことを理解してほしい。
4. 精神障害者からの届出の場合、言っていることが虐待なのか被害妄想なのか判断が難しい。障害者、児童、高齢者、それぞれに通報窓口があるので、最初にどこへ通報をするか、周知することが大切。通報先が違えば遠回りとなる。施設従事者の仲にも、虐待行為の認識が十分でない職員がいるので、虐待防止を周知することが大切。
5. 「施設従事者による虐待の発見」について、障がい者自身からの気づきがないと思われるので、発見しにくいと思われる。相談支援事業者の関わりを通じて気づいていくことのできる体制を整えることが必要と思われる。
6. 住民や施設等職員などへの周知が足りていないと思う。
7. 当事者が虐待を受けていると届出されることがあるが、自分の思い通りに対応してくれないなどで（精神的な虐待を受けた）届出される、虐待について周知（正しい理解が必要）

#### その他手続きに関するもの 7 件

1. 障害者福祉施設従事者等の虐待において、県への報告が、虐待が集結するまでの県、市の役割分担、プロセスについてが不明確で対応に混乱している。
2. 虐待防止法で強制的措置が可能なのか。例）養護者虐待事例 知的障害者で本人の医師判断不可能な場合、障害者虐待防止法第 9 条第 2 項で行政の強制措置が可能なか。

3. サービス提供事業所や勤務先で虐待が生じている場合の事実確認の方法が不明確であり、県へ報告する前に市町村がどれだけ確認したのかを問われても対応に困る。県はどのような形で協力していただけるのかわかりにくい。
4. 自立支援法や労働基準法に基づいた対応を県が考えているため、虐待防止法の趣旨とのズレがある。
5. 障害のある介護保険の2号被保険者が養護者から虐待を受けた場合の対応について、高齢者虐待防止法との役割分担がうまくできていないように感じています。
6. 使用者による虐待について、市から府に労働相談票を上げ、労働局からはローワークに支持がまわり、ハローワークが企業に虐待に関する聞き取りをしたが、企業側が虐待事実を否定すると、結局それ以上のことをできる権限はどこも持ち合わせていない。ましてや市町村には聞き取り以外、何もすることはできない。
7. 使用者による障害者虐待について。法に定められたスキームにより、市町村において必要な事実確認を行い、虐待事例として都道府県に通知し、都道府県から労働局に報告したが、労働局において報告自体を受け取らず虐待事例として必要な対応をとらなかった事例があった。労働局は、管轄する民間事業者等に対して障害者虐待の未然防止に向けた周知・啓発活動が不十分ではないかと思われるため、法上も労働局の責務を具体的に規定する必要があるのではないか。

#### その他

1. 表面的には障害者が加害者となるケースの緊急対応があった。被害者が高齢者の場合は被害者を保護したあと、残された障害者が生活ができず、保護しなければいけない場合もあった。ふだんは父から身体的虐待を受けており、結果的に父に腹を立てて暴行をして緊急保護し、父と分離したケースもあった。虐待防止センター開設時はシェルターしか準備していなかったが25年度は要介護者の短期入所施設を設置した。



平成 25 年度 厚生労働科学研究費補助金  
障害者対策総合研究事業(身体・知的等障害分野)  
障害者への虐待と差別を解決する社会体制の構築に関する研究

平成 25 年度 総括研究報告書

発行：平成 26(2014)年 3 月

発行所：独立行政法人 国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所  
社会精神保健研究部

©発行者：平成 25 年度厚生労働科学研究費補助金(障害者対策総合研究事業  
((身体・知的等障害分野)「障害者への虐待と差別を解決する社会体  
制の構築に関する研究」班事務局

表紙デザイン：しもかわらゆみ

印刷：株式会社 タマタイプ

本報告書の内容の一部または全体の複写・引用については事前にご一報ください。無断での複写・転載を固く禁じます。



